

令和元年度
包括外部監査の結果報告書

前橋市包括外部監査人
山崎 賢治

目次

第1	包括外部監査の概要	1
1	監査の種類	1
2	選定した特定の事件（テーマ）	1
3	事件を選定した理由	1
4	監査の視点	1
5	主な監査手続	2
6	監査の実施期間	2
7	包括外部監査人及び補助者	2
8	利害関係	2
9	その他	2
第2	監査対象の概要	3
1	補助金等とは	3
2	前橋市の補助金等について	3
3	監査対象とした負担金・交付金等について	5
第3	監査の結果及び意見	7
1	全般的事項・共通事項に関する監査の結果及び意見	7
(1)	負担金・交付金等の定期的な見直しについて【意見】	7
(2)	金額等の算定根拠の文書化について【意見】	10
(3)	他会計負担金に関する金額の確認について【意見】	11
2	個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見	12
(1)	群馬県市長会負担金（秘書課）	12
(2)	全国市長会分担金（秘書課）	13
(3)	群馬県警察本部からの派遣職員に係る人件費負担金（職員課）	15
(4)	職員共済会健康診断業務負担金（職員課）	16
(5)	公立大学法人前橋工科大学運営費交付金（行政管理課）	17
	【運営費交付金に対する効率化係数の適用について（意見）】	19
(6)	耐震性貯水槽閉栓工事建設工事負担金（防災危機管理課）	20
(7)	北関東中核都市連携会議負担金（政策推進課）	21
	【きたかんマルシェのさらなる活性化への取組について（意見）】	22
(8)	政策部長の管外出張に係る他団体負担金（政策推進課）	22
	【復命書の記載内容及び負担金の必要性について（意見）】	23
(9)	中核市市長会会費（政策推進課）	24
(10)	前橋市プロスポーツクラブ活動支援交付金（未来の芽創造課）	25
	【交付実績報告書の記載内容について（意見）】	26
(11)	前橋・光のまちづくり連絡協議会実施事業に係る負担金（未来の芽創造課）	26

【対象とする資源の選定について（意見）】	27
(12) 都市魅力アップ共創(民間協働)推進事業（未来の芽創造課）	27
(13) 前橋大島駅天井耐震化工事負担金（交通政策課）	28
(14) 新前橋駅及び駒形駅電気料金負担金（交通政策課）	29
(15) 群馬自治体情報セキュリティクラウド運営負担金（情報政策課）	30
(16) 自治体クラウド導入団体支援事業負担金（情報政策課）	32
(17) 特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任に係る交付金（情報政策課）	33
(18) 群馬県域汎用受付システム負担金（情報政策課）	35
(19) 前橋市自治会一括交付金（生活課）	36
(20) 前橋市自治会連合会交付金（生活課）	38
【交付対象経費の明確化について（意見）】	38
(21) 前橋人権擁護委員協議会負担金（生活課）	39
【負担金の算出方法の見直しについて（意見）】	40
(22) 前橋市消費生活啓発員の会に対する交付金（生活課）	41
(23) 駅おん♪Maebashi～全ての道は前橋駅に通ず～事業実施負担金（生活課）	42
(24) 地域おこし協力隊住宅借上料助成（生活課）	44
(25) 前橋市富士見地区都市農村交流事業交付金（富士見支所地域振興課）	45
【交付先団体の負担金額の見直しと自立運営支援について（意見）】	46
(26) 前橋市戦没者追悼式実行委員会負担金（社会福祉課）	47
【今後の前橋市戦没者追悼式の開催について（意見）】	48
(27) 「社会を明るくする運動」前橋市推進委員会負担金（社会福祉課）	48
【交付先団体への負担金の見直しについて（意見）】	50
(28) 広域保育負担金（自治体）（子育て施設課）	50
【請求業務の効率化の検討について（意見）】	52
(29) 広域保育負担金（その他）（子育て施設課）	52
(30) スポーツ振興センター災害共済掛金負担金（子育て施設課）	53
【保護者負担金の算出根拠に関する文書保管と定期的な見直しについて（意見）】	54
(31) ネイチャーキッズプロジェクト負担金（子育て支援課）	54
(32) 伊勢崎市地域活動支援センター利用者に係る市町村負担金（障害福祉課）	56
【前橋市内の地域活動支援センターの他市利用が少ないことに関する分析について（意見）】	57
(33) 地域活動支援センターよしおか利用者に係る市町村負担金（障害福祉課）	58
【前橋市内の地域活動支援センターの他市利用が少ないことに関する分析について（意見）】	59

(34) 渋川市地域活動支援センター利用者負担金（障害福祉課）	59
【前橋市内の地域活動支援センターの他市利用が少ないことに関する分析について（意見）】	60
(35) 太田市地域活動支援センター利用者に係る市町村負担金（障害福祉課）	61
【前橋市内の地域活動支援センターの他市利用が少ないことに関する分析について（意見）】	62
(36) し尿処理施設維持管理負担金（ごみ減量課）	63
【請求額のチェック体制について（意見）】	65
(37) 住宅団地排水処理施設維持管理負担金（ごみ減量課）	65
【請求額のチェック体制について（意見）】	67
(38) し尿処理施設解体工事償還元金負担金（ごみ減量課）	67
(39) 合併浄化槽補助金事務負担金（ごみ減量課）	68
【起案書の件名誤記について（意見）】	69
(40) 住宅団地排水処理施設使用料徴収事務負担金（ごみ減量課）	69
(41) 富士見クリーンステーションに係る地元交付金（清掃施設課）	70
【交付金額の定期的な見直しについて（意見）】	72
【交付金の使途の把握について（意見）】	72
(42) 大胡クリーンセンター地元協力費（清掃施設課）	72
(43) 市之木場地区土地総畑かん賦課金（清掃施設課）	73
【賦課金額にかかる協定書の締結について（意見）】	74
(44) 前橋テクノフォーラム実行委員会負担金（産業政策課）	75
【実行委員会の総会決議について（意見）】	76
(45) シーズ・ポート管理費（にぎわい商業課）	77
(46) 糸都に関する負担金（にぎわい商業課）	78
【年度途中での負担金の増加について（意見）】	79
【負担金の効果測定について（意見）】	80
(47) 5番街立体駐車場の電気料金相当額分負担金（にぎわい商業課）	80
(48) 前橋市農業まつり負担金（農政課）	81
【負担割合の見直し方法について（意見）】	82
【来場者数の把握について（意見）】	83
(49) 群馬用水施設緊急改築事業に係る割賦負担金（農村整備課）	83
(50) 水資源機構管理費負担金（農村整備課）	84
(51) 群馬用水土地改良区かんばい事業負担金（農村整備課）	85
【負担金の見直しについて（意見）】	86
(52) 土地改良施設維持管理適正化事業賦課金（農村整備課）	86
(53) 多面的機能支払交付金（農村整備課）	87

(54) 中山間地域等直接支払交付金（農村整備課）	89
【前橋市ホームページにおける交付要項の掲載について（意見）】	90
(55) 大正用水土地改良区維持管理費負担金（農村整備課）	91
【負担金の金額算定根拠の見直しについて（意見）】	92
(56) 天狗岩用水維持管理負担金（農村整備課）	92
【事業報告書の入手と臨時総代会への出席について（監査結果）】	93
【負担金の金額算定根拠の見直しについて（意見）】	93
(57) 赤城西麓土地改良区維持管理費負担金（農村整備課）	94
(58) 一級河川寺沢川「堀之下新橋（8号橋）」架替に係る負担金（道路建設課）	95
(59) 駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化整備事業の設計工事等負担金（道路建設課）	96
(60) 駒寄S I C大型車対応化整備事業に伴う負担金（吉岡町）（道路建設課）	97
【協定内容の文書化について（意見）】	98
(61) 支障物件（水道、電柱等）の移設工事費負担金（道路建設課）	99
(62) 平成30年度十二山地区単独砂防事業・平成30年度東田地区緊急防災・減災対策負担金（道路建設課）	100
(63) 第69回利根川治水同盟治水大会開催経費負担金（道路建設課）	101
(64) 一級河川寺沢川「7号橋」架替に係る負担金（道路建設課）	102
(65) 主要地方道前橋玉村線バイパス整備事業に伴う市道00-101号線歩道新設事業に関する負担金（道路建設課）	103
(66) 雨水渠工事費等負担金及び合流改善工事費等負担金（道路管理課）	104
【請求額のチェック体制について（意見）】	106
(67) 保存樹木等指定事業に係る奨励金（公園緑地課）	106
【口座振替申出書の振込先確認済担当者押印欄について（意見）】	107
【保存樹木台帳の写真の更新について（意見）】	107
【保存樹木関係書類の保存期間について（意見）】	108
【保存樹木等の積極的な指定勧奨について（意見）】	108
(68) 公開緑地土地賃借に伴う助成金（公園管理事務所）	108
【公開緑地一覧表と原契約の定期的な照合について（意見）】	109
(69) 雨水処理経費等負担金（雨水処理経費）（都市計画課）	110
(70) 雨水処理経費等負担金（污水公費）（都市計画課）	111
(71) 雨水渠工事費等負担金（区画整理課）	112
【請求額のチェック体制について（意見）】	113
(72) 本庁管内配水管布設替工事（緊急施他第1号）（資産経営課）	114
(73) 前橋岡本太郎展実行委員会への負担金（文化国際課）	115
【実行委員会の解散手続きの迅速化について（監査結果）】	116

(74) アートによる文化交流推進実行委員会への負担金（文化国際課）	116
【アートによる文化交流推進実行委員会の決算処理の迅速化について（監査結果）】	117
(75) 「闇に刻む光」展美術館連絡協議会への負担金（文化国際課）	118
(76) 二之宮式三番叟・薪能まつり実施に関する助成金（文化国際課）	119
(77) 「前橋市民芸術文化祭」及び「まえばし和の文化の集い」実施に関する助成金（文化国際課）	120
【運営補助金と事業負担金の資金使途の区別について（監査結果）】	121
(78) 前橋四公祭実施にかかる負担金（文化国際課）	122
(79) アートによる対話を考える実行委員会への負担金（文化国際課）	123
【実行委員会の決算処理の迅速化について（監査結果）】	124
(80) 酒井雅楽頭家管弦講の夕べ実施にかかる負担金（文化国際課）	125
【委任状の署名について（意見）】	126
(81) 前橋学ブックレットの作成に関する負担金（文化国際課）	126
(82) ～マンドリンのまち前橋～朔太郎音楽祭負担金（文化国際課）	127
(83) 公益財団法人群馬交響楽団運営助成金（文化国際課）	128
(84) 前橋藩主松平大和守家顕彰祭実施にかかる負担金（文化国際課）	129
(85) まえばし市民ミュージカル実行委員会負担金（文化国際課）	130
(86) 朔太郎忌実行委員会負担金（文化国際課）	131
(87) アーツ前橋オープンカフェ事業負担金（文化国際課）	132
(88) 前橋スポーツコミッション負担金（スポーツ課）	133
【招へい事業に関する費用について（意見）】	135
【前橋スポーツコミッションにおける予算管理について（意見）】	136
【前橋スポーツコミッションの運営について（意見）】	137
(89) まえばし赤城山ヒルクライム大会開催による事業負担金（スポーツ課）	137
(90) 赤城山サイクルフェスタ実施に係る負担金（スポーツ課）	138
(91) ぐんまマラソン負担金（スポーツ課）	140
(92) 前橋・赤城スローシティフェスタ実行委員会負担金（観光振興課）	141
【実行委員会での議論について（監査結果）】	142
(93) 台湾現地プロモーション事業費用負担金（観光振興課）	143
(94) 一般社団法人群馬県農業会議会費負担金（農業委員会事務局）	144
(95) 農業委員会先進地視察参加負担金（農業委員会事務局）	145
【事業参加率低下への対応について（意見）】	147
【負担金の算定方法について（意見）】	147
(96) 移動音楽教室市町村負担金（学校教育課）	147
(97) 外国語指導助手人員割会費等負担金（学校教育課）	149
(98) 教職員研修にかかわる業務の委託（研修負担金）（総合教育プラザ）	150

【委託している教職員研修の効果測定について（意見）】	151
(99) 消防団員退職報償金支給事務負担金（消防局）	151
(100) 消火栓整備事業負担金（消防局）	152
【消火栓整備事業負担金の金額根拠について（意見）】	153
(101) 消防団運営交付金（消防局）	154
【消防団交付金の使途について（監査結果）】	156
【収入支出報告書と経理簿の前年度繰越金額の不一致について（監査結果）】	156
【市の交付金支給日と経理簿の交付金入金日の不一致について（監査結果）】	157
【消防団員から受領印を入手していないことについて（意見）】	157
【団員運営費の算出基礎について（意見）】	157
【女性消防隊交付金収入支出報告書の記載不備等について（監査結果）】	158
【女性消防隊の交付金使途及び交付金額について（意見）】	159
(102) 消防学校入校負担金（消防局）	159
(103) 消防団員等公務災害補償事務負担金（消防局）	160
(104) 消防団員福祉共済金（消防局）	162
(105) 救急救命東京研修所研修負担金（消防局）	163
(106) 城南分署移転新築事業に伴う舗装復旧工事の負担金（消防局）	164
【起案書の修正方法について（意見）】	165
(107) 城南分署移転新築事業に伴う消火栓設置工事の負担金（消防局）	165
(108) 指導救命士養成研修負担金（消防局）	166
【指導救命士の配置計画について（意見）】	168
(109) 第48回消防救助技術関東地区指導会に係る分担金（消防局）	168
(110) 無人航空機（ドローン）技能認定資格取得講習（消防局）	169
(111) 群馬県消防協会前橋支部負担金（消防団員分）（消防局）	170
【会費負担金（消防団員分）が固定化していることについて（意見）】	171
第4 参考資料	172
アンケート調査用紙	172

第1 包括外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 252 条の 37 第 1 項、第 2 項及び第 4 項に基づく包括外部監査である。

2 選定した特定の事件（テーマ）

(1) 監査テーマ

各種団体に対する負担金・交付金等に係る財務事務の執行について

(2) 監査の対象期間

原則として平成 30 年度（必要に応じて過年度及び令和元年度を含む。）

3 事件を選定した理由

前橋市では、公益上必要があると認める事業を行う者に対して、その施行に必要な経費の全部または一部について、補助金、負担金及び交付金（以下「補助金等」という。）を交付している。一般会計におけるこれらの補助金等は予算科目 19 節として計上されているが、平成 30 年度の当初予算額においては、総額 143,431 百万円に対し 15.3%となる 21,878 百万円を占めており、高い割合を示している。このような補助金等の支出が、市民生活の向上や福祉の増進、市民や企業・団体等の経済活動の活性化等といった目的に対して、経済的、有効的かつ効率的であるかどうかは、市民の重大な関心事であると考えられる。またこれらの補助金等は、一度制度化されると既得権化され削減しづらいと考えられるが、市政を取り巻く環境が変化していく中、不断の見直しを行うことも必要である。

さて予算科目 19 節に計上されている補助金等には、公益上必要と認めた場合に対価なく支出する補助金の他に、法令又は契約等により地方公共団体が義務的に負担する負担金、事務処理等の対価として支出する交付金が含まれる。これらのうち、補助金台帳が作成されている補助金については、平成 25 年度の包括外部監査において「補助金等に関する事務の執行について」をテーマとし、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を実施している。一方で、対象としなかった負担金・交付金等についても、予算に少なからぬ影響を与えていることから、改めて負担金・交付金等を監査対象として、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から検討することは有用であると考え、テーマとして選定した。

4 監査の視点

- 負担金・交付金等の交付対象は適切か、公益上の必要性はあるか
- 負担金・交付金等の申請、決定、交付等の手続きは定められた手順によっているか
- 交付金額の算定及び交付時期は適切か
- 交付事業の実績報告は適切か
- 交付団体への指導・監督は適切か
- 交付事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か

- 交付の効果の観点から、整理・見直しをすべきものはないか

5 主な監査手続

監査担当者を分担して、主として以下の監査手続を実施する。

- 負担金・交付金等の概要について所管課へのアンケート調査を実施する
- アンケート調査をもとに、監査対象を選定する
- 所管課へのヒアリング調査を実施する
- 申請書類等を閲覧、検討する
- 実績報告書等を閲覧、検討する
- その他監査人が必要と認めた手続きを実施する

6 監査の実施期間

令和元年7月1日から令和2年3月24日まで

7 包括外部監査人及び補助者

(1) 包括外部監査人

公認会計士 山崎 賢治

(2) 補助者

公認会計士 北原 陽子

公認会計士 武藤 善行

公認会計士 高間 春樹

公認会計士 島田 翔

公認会計士 南雲 拓也

公認会計士 星野 圭亮

弁護士 星野 公洋

8 利害関係

前橋市と包括外部監査人及び補助者との間には、法第252条の29に定める利害関係はない。

9 その他

- (1) この報告書は、法第252条の37第5項に規定する「監査の結果」として報告するものであるが、「意見」として掲げられている事項は、法第252条の38第2項に規定される「監査の結果に関する報告に添える意見」として提出するものである。
- (2) 上記意見は、各所管課に対しての改善案であるが、項目によっては市全体で取り組むべき事項もあることを付言しておく。
- (3) 報告書中の表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また、文中に数値を引用した場合にも端数処理の関係で金額が一致しない場合がある。

第2 監査対象の概要

1 補助金等とは

普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる（地方自治法第 232 条の 2）とされており、補助金、負担金及び交付金を交付している。

「補助金」とは、事業、研究の育成等、公益上必要があると認めた場合に、反対給付を求めることなく交付する金銭的給付である。「負担金」とは、法令又は契約等により地方公共団体が義務的に負担するものであり、（1）地方公共団体が特定の事業から特別の利益を受けることに対し、その事業に要する経費を負担するもの、（2）国や地方公共団体相互間で、事業等に要する経費の負担割合が定められている場合、その負担区分により負担するもの、（3）地方公共団体が、任意に各種団体を構成する場合、その団体の必要経費に充てるため、構成各団体が取り決められた経費を負担するもの、である。また「交付金」とは、法令又は条例、規則等により、団体や組合等に対して、地方公共団体の事務を委託している場合に、事務処理等の対価として支出するものである。

これらの地方公共団体における補助金等は、一般的に予算科目「第 19 節 負担金補助及び交付金」に区分して計上されている。

2 前橋市の補助金等について

(1) 補助金等の支給実績

前橋市の一般会計における「第 19 節 負担金補助及び交付金」の決算額の推移は、下記の通りである。

年度	歳出決算額(A)	第 19 節決算額(B)	構成比率(B/A)
平成 28 年度	141,085,397 千円	20,418,305 千円	14.5%
平成 29 年度	140,176,883 千円	19,639,337 千円	14.0%
平成 30 年度	134,683,849 千円	19,539,782 千円	14.5%

(2) 補助金等の細節について

前橋市では「第 19 節 負担金補助及び交付金」の中で、下記の細節に分類している。

細節	細節名称	細節の分類される内容
01	建設工事負担金	建設工事に対する負担金（同級他団体負担金を含む）
02	会費等負担金	会費等負担金
03	会費等負担金（市長会認定）	会費等負担金のうち県市長会で認めた法令外の負担金
04	諸会議等参加負担金	諸会議等参加負担金
05	他会計負担金	他会計負担金
06	他団体負担金（自治体）	他団体負担金（県、他市町村等の自治体への建設以外の負担金）

細節	細節名称	細節の分類される内容
07	他団体負担金（その他）	他団体負担金（県、他市町村等の自治体以外への建設以外の負担金）
08	運営補助金	団体に対する運営補助金
09	事業補助金	団体、個人が行う特定の事業等に対する補助金等
10	建設補助金	建設等に対する補助金
11	大会等補助金	各種大会等開催（出席）に係る補助金
12	保証料補助	保証料補助
13	利子補給金	利子補給金
14	交付金	交付金
15	他会計補助金	公営企業会計（水道、下水道、農業共済）に対する補助金※公営企業法の規定により
16	政務調査費	市議会議員政務調査費
17	給付費	各種給付費
18	拠出金	各種拠出金等
19	実費負担金	電気、水道料等の実費負担金
20	共催見舞金	交通災害共済事業
21	選挙公営負担金	選挙公営負担金
22	政務活動費	市議会議員政務活動費

平成 30 年度における、一般会計の支出金額は以下のとおりである。

細節	細節名称	平成 30 年度決算額（千円）
01	建設工事負担金	526,879
02	会費等負担金	44,063
03	会費等負担金（市長会認定）	11,383
04	諸会議等参加負担金	15,302
05	他会計負担金	2,824,340
06	他団体負担金（自治体）	3,322,538
07	他団体負担金（その他）	406,016
08	運営補助金	1,505,451
09	事業補助金	1,870,220
10	建設補助金	2,252,495
11	大会等補助金	29,991
12	保証料補助	106,043
13	利子補給金	8,855
14	交付金	1,433,436
15	他会計補助金	3,132

細節	細節名称	平成 30 年度決算額（千円）
17	給付費	5,125,715
19	実費負担金	17,105
22	政務活動費	36,808
	合計	19,539,782

3 監査対象とした負担金・交付金等について

(1) 監査対象の抽出方法について

「第 1 包括外部監査の概要」の「事件を選定した理由」に記載した通り、前橋市では、すでに平成 25 年度の包括外部監査において「補助金等に関する事務の執行について」がテーマとして選定されている。ここでは、「第 19 節 負担金補助及び交付金」の支出の中から、一般会計における細節 08 から 14 までのうち主に補助金台帳が作成されている補助金、細節 06 のうち補助金台帳が作成されている補助金、及び競輪特別会計、介護保険特別会計及び農業集落排水事業特別会計で補助金台帳が作成されている補助金を監査対象として抽出している。

そこで、今年度の監査では、平成 25 年度に監査対象としなかった負担金・交付金等を中心に監査を実施することとした。具体的には、以下の手順で監査対象を抽出した。

【Step 1 アンケート調査対象の抽出】

平成 30 年度の「第 19 節 負担金補助及び交付金」に計上されている支出のうち、細節 01～07・14～16・18～20 に該当し、かつ金額が 500 千円以上の支出について、所管課に対してアンケート調査を実施した。

なお、細節 08～13 については、平成 25 年度の包括外部監査の対象としていたため、今回の対象からは除外した。また、細節 17「給付費」については、主として認定こども園施設型給付費など国主導の事業に関するものであり、市の裁量の余地が少ないものであると考えられることから、対象から除外した。また細節 06「他団体負担金（自治体）」に含まれていた「群馬県後期高齢者医療広域連合市町村負担金」についても、同様の趣旨により対象から除外した。

【Step2 監査対象の抽出】

Step1 のアンケート調査の回答結果を受けて、包括外部監査人及び補助者で協議を行い、財源が国や県によるもので市独自の上乗せがないもの、廃止予定が決まっているもの等を除外し、個別監査対象を選定した。

(2) アンケート調査対象について

上記 Step1 において抽出したアンケート調査対象は、以下の通りである。

細節	細節名称	平成 30 年度決算額	アンケート調査対象	
		金額 (千円)	件数(件)	金額 (千円)
01	建設工事負担金	526,879	26	520,178
02	会費等負担金	44,063	8	34,414
03	会費等負担金 (市長会認定)	11,383	5	8,798
04	諸会議等参加負担金	15,302	4	5,983
05	他会計負担金	2,824,340	15	2,819,401
06	他団体負担金 (自治体)	3,322,538	17	102,739
07	他団体負担金 (その他)	406,016	50	387,891
14	交付金	1,433,436	14	1,427,994
15	他会計補助金	3,132	-	-
19	実費負担金	17,105	3	8,671
	合計	8,604,201	142	5,316,072

※ 「06 他団体負担金 (自治体)」は、上述の通り、「群馬県後期高齢者医療広域連合市町村負担金」の総額 3,208,414 千円を対象から除外したため、アンケート調査対象の金額が少なくなっている。

(3) 監査対象について

上記 Step2 において抽出した監査対象は、以下の通りである。

細節	細節名称	平成 30 年度決算額	監査対象	
		金額 (千円)	件数(件)	金額 (千円)
01	建設工事負担金	526,879	10	129,351
02	会費等負担金	44,063	6	8,631
03	会費等負担金 (市長会認定)	11,383	5	8,798
04	諸会議等参加負担金	15,302	4	5,983
05	他会計負担金	2,824,340	12	2,726,384
06	他団体負担金 (自治体)	3,322,538	14	87,911
07	他団体負担金 (その他)	406,016	45	386,282
14	交付金	1,433,436	12	1,418,485
15	他会計補助金	3,132	-	-
19	実費負担金	17,105	3	8,570
	合計	8,604,201	111	4,780,400

第3 監査の結果及び意見

1 全般的事項・共通事項に関する監査の結果及び意見

(1) 負担金・交付金等の定期的な見直しについて【意見】

(現状及び問題点)

前橋市における補助金等の交付事務については、下記の通り見直しを行ってきた。

昭和 27 年	前橋市補助取扱規則 制定
平成 10 年	前橋市補助取扱規則 全部改正 ・前橋市補助金等交付規則に名称変更 ・補助金等の交付に関する事務の合理化及び統一化
平成 14 年	補助金等の交付要綱の形式の変更 ・「交付要綱」を「交付要項」に ・市民及び職員が見やすく分かりやすいものとする ・条立てから項立てに ・箇条書き、ですます調で作成
平成 15 年	補助金等の交付要項の制定事務の見直し ・交付金額を明記 ・毎年度交付要項を制定（毎年見直しを義務付け）
平成 18 年	一般向け補助金制度のホームページ一覧掲載 補助金等交付実績と交付要項をホームページで公表
平成 22 年	前橋市行財政改革推進計画（平成 22 年度～平成 24 年度）を策定 ・「効果的な行政運営の確保」「自立性の高い財政運営の確保」「市民と行政の協働によるまちづくりの推進」を重点事項として、43 施策を計画に位置づけ、積極的な行財政改革を推進 ・この中で No32「補助金の見直し」で補助金等の見直しを計画
平成 25 年	前橋市行財政改革推進計画（平成 25 年度～平成 27 年度）を策定 ・「地域活動の積極的な推進」「効果的な行政運営の推進」「自立性の高い財政運営の確保」「ファシリティマネジメントの推進」「開かれた行政の推進」の 5 つを重点事項として、58 施策により取組を展開 ・うち施策 6「自治会への交付金等の一括化」、38「事務事業の再点検による経常的経費の抑制」、39「補助金の見直しと公表」で補助金等の見直しを計画

「前橋市行財政改革推進計画（平成 25 年度～平成 27 年度）」における、補助金等の見直しに関連する施策の取組結果については、以下の通り公表している。

6 自治会への交付金等の一括化	
平成 25 年度 実施内容	<p>各所属からの交付金・補助金等の一部を一括して交付することにより、優先度に応じた使途に関する自治会の裁量範囲を拡大し、自治会活動の活性化を図った。</p> <p>(285 自治会に交付)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政連絡事務事業 ・高齢者地域交流事業 ・環境美化活動事務事業 ・生涯学習奨励事務事業
平成 26 年度 実施内容	<p>各所属からの交付金・補助金等の一部を一括して交付することにより、優先度に応じた使途に関する自治会の裁量範囲を拡大し、自治会活動の活性化を図った。</p> <p>(285 自治会に交付)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政連絡事務事業（自治会活動に伴う保険加入経費を追加） ・高齢者地域交流事業 ・環境美化活動事務事業 ・生涯学習奨励事務事業
平成 27 年度 実施内容	<p>各所属からの交付金・補助金等の一部を一括して交付することにより、優先度に応じた使途に関する自治会の裁量範囲を拡大し、自治会活動の活性化を図った。</p> <p>(285 自治会に交付)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政連絡事務事業（自治会活動に伴う保険加入経費を含む） ・高齢者地域交流事業 ・環境美化活動事務事業 ・生涯学習奨励事務事業

38 事務事業の再点検による経常的経費の抑制	
平成 25 年度 実施内容	<p>予算事業の総点検という観点から、平成 25 年度当初予算に計上されている細事業のうち、①運営補助金・事業補助金の支出を伴う事業、②法令等の定めはなく市の裁量により実施している市単独事業、③行政関与の必要性が比較的低いと思われる事業などから 106 事業を抽出し、サマーレビューを実施した。レビューでの議論や結果については、平成 26 年度当初予算編成において活用し、重点施策等に集中するとともに費用対効果を高める予算配分を行った。なお、レビュー結果を議会に報告するとともに、ホームページで公表した。</p>
平成 26 年度 実施内容	<p>平成 26 年度当初予算に計上されている細事業のうち、①包括外部監査意見のあった補助金を含む細事業、②各所属が事業の方向性や有効性等を議論すべきと判断した事業、を対象に、細事業数 82、補助金数 76、においてサマーレビューを実施した。レビューでの議論や結果については、平成 27 年度当初予算編成において活用し、費用対効果を高める予算配分を行った。なお、レビュー結果を議会に報告するとともに、ホームページで公表した。</p> <p>また、目標指標である経常収支比率は、歳入では臨時財政対策債の減額等によ</p>

	り経常的な一般財源が減少し、歳出においては、事業見直しや効率的な財政運営を図っているものの、消費税率引上げ等による業務委託料等物件費の増加や、第三セクター等改革推進債償還金の増等による公債費の増等により経常的な歳出が増額し、25年度数値と比較し大幅に悪化した。
平成 27 年度 実施内容	平成 27 年度のサマーレビューは、①H24-26 のサマーレビュー結果に対する対応状況が検討継続中の 148 事業のうち事業の方向性や対応状況等を確認する必要がある事業、②①の他、各所属が事業の方向性や有効性等を議論すべきと判断した事業、を対象に、48 事業を実施した。レビューでの議論や結果については、平成 28 年度当初予算編成において、事業費の見直しや制度変更等に活用した。なお、レビュー結果を議会に報告するとともに、ホームページで公表した。

39 補助金の見直しと公表

平成 25 年度 実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度決算に基づくすべての補助金台帳を整備・更新した。 ・平成 24 年度の補助金等交付実績（交付要項及び交付額）をホームページで公表した。 ・運営補助金・事業補助金の支出を伴う細事業を対象のひとつとしてサマーレビューを実施し、結果として示された方向性を事業担当課が検討、検証のうえ、平成 26 年度当初予算要求に活用できるようにした。 ・補助金の本来の目的と効果を検証するため、公益性、公平性、有効性、適格性等に基づく「見直し基準」を作成し、基準に基づき、各補助金の縮小、廃止、現状維持等を判断するため、「評価シート」の作成を担当課に依頼し、担当課が作成した「評価シート」を集約・整理した。（3 年計画で評価を実施） ・「評価シート」における担当課の評価について、考え方の聞き取りや確認を行ったうえで再評価を行い、平成 26 年度当初予算の審査・査定において、予算額の見直しを行った（評価シートに基づく見直しは 18 事業）。
平成 26 年度 実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金台帳の統一的な作成を図るため、作成要領を作成した。 ・平成 25 年度決算に基づくすべての補助金台帳を整備・更新した。 ・包括外部監査で指摘を受けた補助金事業についてサマーレビューを実施し、結果として示された方向性を事業担当課が検討、検証のうえ、平成 27 年度当初予算要求に活用できるようにした。 ・「見直し基準」に基づき、各補助金の縮小、廃止、現状維持等を判断するため、「評価シート」の作成を担当課に依頼し、担当課が作成した「評価シート」を 9 月末日までに集約した。（3 年計画の 2 年目） ・平成 25 年度の補助金等交付実績（交付要項及び交付額）をホームページで公表した。 ・「評価シート」における担当課の評価について、考え方の聞き取りや確認を行ったうえで再評価を行った。 ・再評価に基づき、平成 27 年度当初予算の審査・査定において、予算額の見直し

	を行った（評価シートに基づく見直しは8事業）。
平成27年度 実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度決算に基づくすべての補助金台帳を整備・更新した。 ・「見直し基準」に基づき、各補助金の縮小、廃止、現状維持等を判断するため、「評価シート」の作成を担当課に依頼し、担当課が作成した「評価シート」を9月末日までに集約した。（3年計画の3年目） ・平成26年度の補助金等交付実績（交付要項及び交付額）をホームページで公表した。 ・「評価シート」における担当課の評価に対し、平成28年度当初予算の審査・査定を通じて再評価を行った（評価シートに基づく見直しは2事業）。

上述の通り、補助金台帳の作成対象とされた補助金や、負担金・交付金等の一部については「前橋市行財政改革推進計画（平成25年度～平成27年度）」による施策の中で一定の見直しが行われたものと評価できる。しかしこれらの施策は全ての負担金・交付金等について対象としたものではなく、依然見直しが行われていない負担金・交付金等が存在する。また平成27年度以降は同様の見直しが行われておらず、同年度以降に新設された負担金・交付金等や、施策実施当時と状況が変わった負担金・交付金等について、改めて見直しが行われる機会が存在しないものと思われる。

（改善案）

負担金・交付金等について、その必要性、妥当性、効率性等の観点から、定期的に見直しを行う仕組みづくりが望まれる。現状では、予算策定プロセスの中で、負担金・交付金等の必要性等についての検討が行われているとの説明も受けたが、限られた時間の中で十分な検討を行うことが難しいのではないかと想定する。「前橋市行財政改革推進計画（平成25年度～平成27年度）」の中で実施したサマーレビューのような仕組みを用いて、負担金・交付金等の見直しを定期的に行う仕組みを作ることが望ましいと考える。

（2）金額等の算定根拠の文書化について【意見】

（現状及び問題点）

個別の負担金・交付金等の算定根拠について担当課へ監査を実施する過程で、該当する文書の確認に時間がかかるケースや、文書等がなく担当者の記憶によるケースなどが散見された。負担金・交付金等を固定的に交付し続けることは望ましいことではなく、毎年度その時の状況に応じて、交付の必要性や金額の見直しを行うことが必要である。その際に、過去の金額の算定根拠についてすぐに確認できることが重要であり、例えば担当者が変更となり過去の事情が分からないことによって、短絡的に固定的な交付となってしまう可能性もあるのではないかと推察する。

（改善案）

金額の算定根拠について、後から確認できるように文書で保管をすることが望まれる。

(3) 他会計負担金に関する金額の確認について【意見】

(現状及び問題点)

上下水道に関連する施設等のうち市が所有する施設について、維持管理を前橋市公営企業管理者に委託している。これらの施設は法令上等の関係で市が所有し、それぞれ担当課が管轄しているが、上下水道設備に付随・関連していることから、効率性等の観点により維持管理を前橋市公営企業管理者に委託しているものである。

この維持管理に係る経費の予算額については、前橋市公営企業管理者が積算を行ったうえで要求資料を作成し、担当課はその資料に基づき、原則としてそのままの金額を予算として計上している。実際の支出についても、前橋市公営企業管理者が一旦負担をしたのち、その施設等に応じた負担割合によって金額を算定して各担当課に請求を行っており、これを市では他会計負担金として支出している。

この前橋市公営企業管理者が算定した予算額や請求額について、担当課では十分な確認を行っていない例が散見された。

(改善案)

金額の算定を前橋市公営企業管理者が行っているものであるとはいえ、あくまでも別の主体であり、また誤りを防止する観点からも、担当課としても算定方法の理解を行ったうえで、一定のチェックを行うことが望ましいと考える。

2 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

(1) 群馬県市長会負担金（秘書課）

【負担金等の概要】

担当部課	秘書課					
負担金等の名称	群馬県市長会負担金					
根拠（法令名・要綱名等）	群馬県市長会会則					
開始年度	不明					
事業内容	運営会議、要望活動、福利厚生に関する事業、市長・副市長・職員の研修に関する事業の実施。					
目的・期待される効果	群馬県内各市間の連絡調整を図り、市政に関する諸般の事項を調査研究し、各市の発展に資することを目的とする。					
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
当初予算額	3,009 千円	3,011 千円	3,015 千円	3,019 千円		
決算額	3,009 千円	3,011 千円	3,015 千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（均等割額及び人口割額 ）					
算定方法の法令・要綱等	連絡員会議、副市長会議、市長会議での協議により確定。					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	群馬県市長会					

【事業の概要】

群馬県市長会は、運営会議、要望活動、福利厚生に関する事業、市長・副市長・職員の研修に関する事業を実施することで、群馬県内各市間の連絡調整を図り、市政に関する諸般の事項を調査研究し、各市の発展に資することを目的としている。

各市の負担金額については、市長会議において決定される。これに基づき、各市へ「群馬県市長会会費負担金納入について（依頼）」が群馬県市長会から各市長あてに送付され、各市から負担金の納付が行われる。

負担金額の算定は市長会で定められた、年度ごとの「各市負担金」一覧表により行われる。具体的には、年度予算額のうちの 35%が均等割額とされ、残りの 65%が人口割額とされ、負担金額が決定されている。

平成 30 年度各市負担金は次の通り。

(単位：千円)

市名	均等割額	人口 (人)	人口割額	平成 30 年度予算
前橋市	555	338,127	2,460	3,015
高崎市	555	374,491	2,724	3,279
桐生市	555	114,843	835	1,390
伊勢崎市	555	211,970	1,542	2,097
太田市	555	223,786	1,628	2,183
沼田市	555	49,490	361	916
館林市	555	77,027	560	1,115
渋川市	555	79,616	579	1,134
藤岡市	555	66,564	484	1,039
富岡市	555	49,672	361	916
安中市	555	59,315	431	986
みどり市	555	51,489	375	930
合計	6,660	1,696,390	12,340	19,000

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(2) 全国市長会分担金 (秘書課)

【負担金等の概要】

担当部課	秘書課			
負担金等の名称	全国市長会分担金			
根拠 (法令名・要綱名等)	全国市長会会則			
開始年度	不明			
事業内容	市政に関し中央地方の連絡調整。国と地方の協議の場。内閣に対する意見の申し出、国への意見書の提出。総会、研究会、講習会等の実施。			
目的・期待される効果	全国各市間の連絡協調を図り、市政の円滑な運営と進展に資し、地方自治の興隆繁栄に寄与することを目的とする。			
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
当初予算額	1,286 千円	1,286 千円	1,286 千円	1,286 千円
決算額	1,286 千円	1,286 千円	1,286 千円	

金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（ 均等割額及び人口区分割額 ）					
算定方法の法令・要綱等	全国市長会 理事・評議員合同会議にて決定					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	全国市長会					

【事業の概要】

全国市長会は全国の市長（特別区の区長を含む）をもって組織されており、全国各市間の連絡協調を図り、市政の円滑な運営と進展に資し、地方自治の興隆繁栄に寄与することを目的としている。上記の目的を達成・遂行するため、以下の事業を行っている。

- 市政に関し中央地方の連絡調整
- 地方自治法第 263 条の 3 第 2 項の規定に基づき、地方自治に影響を及ぼす法律又は政令その他の事項に関する内閣に対する意見の申し出又は国会への意見書の提出に関する事項
- 国と地方の協議の場に関する法律に基づき、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施に関する関係大臣との国と地方の協議の場に関する事項
- 地方行財政に関する調査研究
- 研究会、講習会等の開催
- 機関誌その他市政に関する図書の刊行頒布
- 市又は市職員の共通利益に関する事項
- その他本会の目的を達成するために必要な事項

全国市長会分担金については、各市の人口区分により次の通り負担額が決定されている。

（単位：千円）

人口区分	均等割額	人口区分割額	1 団体当分担金額
3 万未満	50	126	176
3 万以上～3.5 万未満	50	166	216
3.5 万以上～5 万未満	50	216	266
5 万以上～7 万未満	50	307	357
7 万以上～10 万未満	50	378	428
10 万以上～15 万未満	50	523	573
15 万以上～20 万未満	50	655	705

人口区分	均等割額	人口区分割額	1 団体当分担金額
20 万以上～30 万未満	50	865	915
30 万以上～40 万未満	50	1,236	1,286
40 万以上～50 万未満	50	1,545	1,595
50 万以上～100 万未満	50	1,978	2,028
100 万以上～150 万未満	50	2,719	2,769
150 万以上～200 万未満	50	3,211	3,261
200 万以上～250 万未満	50	3,753	3,803
250 万以上	50	4,356	4,406

前橋市は 30 万以上～40 万未満の区分に該当している。

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(3) 群馬県警察本部からの派遣職員に係る人件費負担金（職員課）

【負担金等の概要】

担当部課	職員課					
負担金等の名称	群馬県警察本部からの派遣職員に係る人件費負担金					
根拠（法令名・要綱名等）	警察職員の派遣に関する協定書					
開始年度	平成 10 年度					
事業内容	群馬県警察本部から前橋市への警察官の派遣に伴う人件費の負担金					
目的・期待される効果	交通安全行政及び廃棄物対策業務の円滑な推進を図る					
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
当初予算額	16,950 千円	17,541 千円	18,407 千円	18,560 千円		
決算額	18,408 千円	18,560 千円	16,722 千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（群馬県警察本部の給与費等の計算による）					
算定方法の法令・要綱等						
金額の構成等	<input type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？					

	□有 □無 有の場合、その内容（ ）
交付先団体名	

【事業の概要】

群馬県警察本部から前橋市への警察官の派遣に伴う人件費の負担金である。群馬県警察本部からは2名が派遣されており、それぞれ交通政策課と廃棄物対策課に配属されている。交通政策課に配属された職員は、交通安全行政担当職員として、市内各所で行われる交通安全教室の講師や、県警と連携して交通安全の推進に関する業務を行う。また廃棄物対策課に配属された職員は、廃棄物対策業務担当職員として県警と連携して行う不法投棄監視等の業務を行う。

負担金の金額は、群馬県警本部の給与費等の計算に基づいて決定され、群馬県警本部から年度末に送付される給与実績報告に基づき、3月末までの給与実績に基づいて4月に交付している。

平成28年度決算額は18,408千円、平成29年度は18,560千円であったのに対し、平成30年度は16,722千円と減少している。これは警察職員の派遣は2年間の任期であり、平成30年度で職員の入れ替えがあったため、負担金の金額に変動があったためである。

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(4) 職員共済会健康診断業務負担金（職員課）

【負担金等の概要】

担当部課	職員課			
負担金等の名称	職員共済会健康診断業務負担金			
根拠（法令名・要綱名等）	前橋市職員共済会条例第5条			
開始年度	不明			
事業内容	市が事業主として行う一般定期健康診断に代えて人間ドックを受診した職員に人間ドック受診費用の一部を助成し、加えて職員が使用する医薬品購入等にかかる費用を助成するもの			
目的・期待される効果	職員の健康管理を目的			
負担金等の金額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
当初予算額	12,906千円	12,713千円	12,650千円	12,467千円
決算額	12,906千円	12,713千円	12,650千円	
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input checked="" type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価：7,310円数量：1,702人及び医薬品購入代25,000円） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ）			

	□その他（ ）					
算定方法の法令・要綱等	事務局で起案により算定し、共済会員（前橋市職員）の代表による理事会・総会で決定している。					
金額の構成等	■市単独 □国・県・市 □国・市 □県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ □有 □無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	前橋市職員共済会					

【事業の概要】

市が事業主として行う一般定期健康診断に代えて人間ドックを受診した職員に人間ドック受診費用の一部を助成し、加えて職員が使用する医薬品購入等にかかる費用を助成するものである。

負担金の交付決定は、前橋市職員共済会条例第5条に基づいて行われている。交付金額の算定は、職員に対して行う「人間ドック利用希望調査」を基に、人間ドックの利用予定者を把握して、その利用予定者数に一般定期検診を受けた場合にかかる一人当たり単価7,310円を掛けて算定を行う。単価の改定については、一般定期健診は委託契約により行われるものであり、一人当たりの健診費用が変更になれば共済会への負担金の見直しが行われる。

令和元年度の予算は、以下の通り設定している。

項目	単価(A)	予定人数(B)	金額(A×B)
日帰	7,310円	1,641名	11,995,710円
一泊	7,310円	61名	445,910円
医薬品等			25,000円
		合計	12,466,620円

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(5) 公立大学法人前橋工科大学運営費交付金（行政管理課）

【負担金等の概要】

担当部課	行政管理課
負担金等の名称	公立大学法人前橋工科大学運営費交付金
根拠（法令名・要綱名等）	地方独立行政法人法 公立大学法人前橋工科大学運営費交付金交付要綱
開始年度	平成25年度
事業内容	地方独立行政法人法第42条に基づき、公立大学法人前橋工科大学

	の業務の財源に充てるために必要な金額を予算の範囲内で交付するもの。			
目的・期待される効果	大学運営の効率化			
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
当初予算額	808,597 千円	918,178 千円	801,272 千円	857,075 千円
決算額	830,857 千円	897,231 千円	785,788 千円	
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（法人化前に決定した運営費交付金算定ルールに基づき算定）			
算定方法の法令・要綱等	公立大学法人前橋工科大学に係る運営費交付金の算定ルール			
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市			
財源の内訳割合	国	%	県	% 市 100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）			
交付先団体名	公立大学法人前橋工科大学			

【事業の概要】

運営費交付金は、地方独立行政法人法第 42 条に基づき、公立大学法人前橋工科大学の業務の財源に充てるために必要な金額を、予算の範囲内で交付するものである。大学独自の収入源である入学金・授業料等で賄えない経費を交付金で賄っている。

交付金の交付手続きは、地方独立行政法人法第 42 条、公立大学法人前橋工科大学運営費交付金交付要綱に基づいて行われている。また、交付金額の算定は「公立大学法人前橋工科大学に係る運営費交付金の算定ルール」に基づいて行われている。

なお、地方独立行政法人法に基づき、財務諸表・事業報告書・決算報告書について監事による監査が行われ、財務諸表等の承認をしている。さらに、業務実績について大学が自ら評価を行ってまとめた報告書を、市長の附属機関である評価委員会が評価をしている。

平成 26 年度～平成 30 年度（第一期）において、運営費交付金は以下の算式に基づいて算定されている。（法人化初年度の平成 25 年度は、平成 25 年度の支出見込額から収入見込額を差し引いて得た額としている。）

<p>運営費交付金＝標準運営費交付金（※1）＋特定運営費交付金（※2）</p> <p>※1＝「効率化係数の対象事業（光熱水費等の経常的経費）」×「効率化係数（0.99）」＋「対象外事業（人件費、研究費交付金及び特殊要因の経費）」－「収入（定員数を算定の基礎とする）」</p> <p>※2＝「退職手当」＋「入学金・授業料減免等分加算額」</p>

令和元年度～令和6年度（第二期）においては、運営費交付金は以下の算式に基づいて算定されることとされた。

<p>運営費交付金＝標準運営費交付金（※1）＋特定運営費交付金（※2）</p> <p>※1＝「効率化対象事業（光熱水費、消耗品費等の経常的経費）」＋「対象外事業（人件費、研究費交付金及び特殊要因の経費）」－「収入（入学料、授業料、入学検定料等）」</p> <p>※2＝「退職手当」＋「入学料・授業料減免等分加算額」</p> <p>・効率化対象事業については、「333,957千円」を固定額とする。</p>
--

【監査結果及び意見】

【運営費交付金に対する効率化係数の適用について（意見）】

（現状及び問題点）

運営費交付金の算定に際し、第一期では、効率的な大学運営を求めるという観点から、光熱水費等の経常的経費に対して効率化係数（△1%）を適用していたが、第二期では効率化係数を適用しないこととしている。これについては、毎年度効率化対象事業の経費を削減することは現実的に難しいこと、また、大学の予算編成において、経常的経費を固定額とすることで予算の過不足が把握しやすくなるという説明を受けた。

効率化係数の対象事業の支出額は以下のとおり推移している。

（単位：千円）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①計上額	345,033	341,583	338,168	334,787	331,440	328,126
②決算額	333,929	346,223	340,875	357,708	444,016	415,699
③＝①－②	11,104	-4,640	-2,707	-22,921	-112,576	-87,573

注) ①の計上額は、平成25年度から毎年度効率化係数（△1%）分を削減した金額となっている。

以上のとおり、平成26年度以降は決算額が計上額を上回っており、そもそも効率化の取り組みが行われていたのかという点に疑念が生じる。

この点について担当課に問い合わせたところ、「大学においては、第一期における経費削減の取り組みの例として、競争入札による電力業者の選定による電気料の削減、県外入試会場の一部委託化による人件費削減、事務局パソコンと講義室パソコンの契約一本化、離職率アンケートをインターネット回答へ見直したことによる郵送費の削減など、各種取り組みを行ってきた。なお、第一期においては、社会環境の変化に対し大学の魅力を保ち学生を確保し続けるため、①情報インフラの整備、②就職支援事業の充実、③学生メンタルヘルス対策に取り組んだ。その結果、電力調達方法の見直しをはじめとする事業見直しによる削減額よりも、①②③の経費が上回り、経常的経費が増加した。」との回答を得た。

（改善案）

確かに効率化を継続的に行うことには限界があるとも言えるが、法人化初年度の翌年度である平成 26 年度から起算して 5 年間しか効率化係数が適用されておらず、合計しても 5 % の削減率である。効率化対象経費には、消耗品・印刷製本費・旅費・備品・通信運搬費・光熱水費・修繕費などの経費費目が含まれており、本来、効率化の余地がある経費として効率化係数を適用することとなった経緯を考えると、調達先の選定などにより、さらにコスト削減を行った大学運営が可能ではないのかと考える。

(6) 耐震性貯水槽閉栓工事建設工事負担金 (防災危機管理課)

【負担金等の概要】

担当部課	防災危機管理課					
負担金等の名称	耐震性貯水槽閉栓工事建設工事負担金					
根拠 (法令名・要綱名等)	耐震性貯水槽の閉栓工事について (依頼)					
開始年度	平成 30 年度					
事業内容	飲料水兼用耐震性貯水槽の閉栓工事を水道局に依頼して工事を行うもの。					
目的・期待される効果	飲料水備蓄計画の見直しに伴う工事実施。					
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
当初予算額	千円	千円	3,000 千円	2,400 千円		
決算額	千円	千円	3,059 千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助 (補助率:) <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助 (単価: 数量:) <input type="checkbox"/> 定額補助 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (工事实費を請求に基づき支出)					
算定方法の法令・要綱等	水道事業における工事積算に基づく					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか? <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容 ()					
交付先団体名	前橋市公営企業管理者					

【事業の概要】

市内には、災害に対する備えとして、飲料水兼用耐震性貯水槽が学校の校庭などに設置されている。飲料水兼用耐震性貯水槽とは、水道管破裂時などの異常時に自動的に水道管の一部を遮断することで非常用の水を貯えるタンクのこと、平常時には水道管の一部として機能しているものである。この飲料水兼用耐震性貯水槽は、ペットボトルによる飲料水の備蓄など、より維持管理費を抑える方法による飲料水備蓄が完備されてきており不要となってきている。このため、飲料水兼用耐震性貯水槽の閉栓工事

を水道局に依頼して工事を行っている。

市内 8 か所（市立若宮小学校、市立桃井小学校、消防本部庁舎、市立元総社南小学校、ひろせ老人福祉センター、市立城南小学校、市立桂萱小学校、市立南橋中学校）に設置されている飲料水兼用耐震性貯水槽を閉栓し、一方で、避難所におけるペットボトル飲料水の備蓄量を、約 15 トンの備蓄から 48 トンの備蓄へ増やした。

なお平成 30 年度は 6 か所、令和元年度は 2 か所の工事を行い、今後は飲料水兼用機能を持たない耐震性貯水槽として引き続き利用する。

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(7) 北関東中核都市連携会議負担金（政策推進課）

【負担金等の概要】

担当部課	政策推進課					
負担金等の名称	北関東中核都市連携会議負担金					
根拠（法令名・要綱名等）	北関東中核都市連携会議規約					
開始年度	平成 26 年度					
事業内容	前橋市はもとより、北関東圏域全体としての魅力や自立性・存在感を高めることを目的とした事業（北関東 400km ブルベ、きたかんマルシェ、キタカンビデオコンテスト等）					
目的・期待される効果	構成市が、相互の緊密な連携のもとに、新たな施策や事業展開の可能性等について、意見交換・検討を行うとともに、実行性のある施策に取り組み、北関東圏域全体としての魅力や自立性・存在感を高める。					
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
当初予算額	千円	5,500 千円	5,500 千円	5,500 千円		
決算額	千円	5,108 千円	5,494 千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（市長会議による事業実施承認により決定）					
算定方法の法令・要綱等	北関東中核都市連携会議規約					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無					

	有の場合、その内容（ ）
交付先団体名	北関東中核都市連携会議

【事業の概要】

北関東中核都市連携会議に加入する水戸市・前橋市・宇都宮市・高崎市の共同事業実施にあたっての負担金として支出されている。具体的には、北関東 400km ブルベ、きたかんマルシェ、キタカンビデオコンテスト等の事業を実施している。これにより、構成市が、相互の緊密な連携のもとに、新たな施策や事業展開の可能性等について、意見交換・検討を行うとともに、実行性のある施策に取り組み、北関東圏域全体としての魅力や自立性・存在感を高める効果があるものとしている。

負担金の交付決定は、市長会議による事業実施承認により決定される。それに基づき、各市に請求が行われ負担金の支払が行われる。平成 30 年度北関東中核都市連携会議負担金は 5,500 千円となっており、内訳は、北関東 400 k mブルベ 1,250 千円、きたかんマルシェ 3,750 千円、インバウンド事業 500 千円となっている。

交付事業の実績報告は、年度ごとに事業報告が行われており、事業毎に参加者へのアンケートを行うことで効果測定を行っているとしている。

【監査結果及び意見】

【きたかんマルシェのさらなる活性化への取組について（意見）】

（現状及び問題点）

平成 30 年 9 月 7 日～9 月 8 日に開催された、きたかんマルシェの実績報告書によると、9 月 7 日(金)における売上は 1,475,188 円に対して来場者数 11,500 人、9 月 8 日(土)における売上は 1,864,745 円に対して来場者数 20,000 人、ほかにクーポン売上が 2 日間合計で 254,300 円となっている。当開催期間における合計では売上高合計 3,594,233 円に対して来場者数 31,500 人となっており、一人当たり平均購入額が 114 円程度にとどまっている。また、平成 30 年度北関東中核都市連携会議負担金 5,500,000 円のうち、きたかんマルシェの金額は 3,750,000 円となっているが、きたかんマルシェ開催期間における売上高合計 3,594,233 円を上回る状況となっている。

（改善案）

きたかんマルシェの主要目的が北関東 4 市による物産展を通じた魅力アピールであることを考えると、出店店舗の選別などにより売上高合計額をより向上させる努力が望まれる。

(8) 政策部長の管外出張に係る他団体負担金（政策推進課）

【負担金等の概要】

担当部課	政策推進課
負担金等の名称	政策部長の管外出張に係る他団体負担金
根拠（法令名・要綱名等）	前橋市財務規則
開始年度	平成 30 年度

事業内容	前橋のまちづくりに関する視察					
目的・期待される効果	市民、企業・団体、行政と連携した今後のまちづくりの実現に向けて、米国在住の群馬・前橋にゆかりのある方々との意見交換や再開発に関する先進市視察を行うもの。					
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
当初予算額	千円	千円	0 千円	千円		
決算額	千円	千円	643 千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（前橋商工会議所による算定）					
算定方法の法令・要綱等	なし					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	前橋商工会議所					

【事業の概要】

前橋商工会議所が企画した前橋商工会議所議員視察研修会に前橋市の政策部長が同行することで、市民、企業・団体、行政と連携した今後のまちづくりの実現に向けて、米国在住の群馬や前橋にゆかりのある方々との意見交換を行うとともに、再開発に関する先進市視察を行う事業である。

平成 30 年 10 月 24 日～28 日の 5 日間にわたりアメリカ・ニューヨーク視察を行い、(1)「トランプ政権下におけるアメリカ経済の状況」を現地有識者との意見交換を行うこと、(2) ニューヨークで最も注目されている「マンハッタンチェルシー地区再開発」を専門家の解説を受けながら実地視察すること、を目的に実施された。

【監査結果及び意見】

【復命書の記載内容及び負担金の必要性について（意見）】

（現状及び問題点）

参加した政策部長の復命書によると、240 文字程度に視察結果がまとめられている程度である。特に視察目的の(1) 現地有識者との意見交換については、関係資料が添付されているが、結果については触れられていない。この負担金は、今後の前橋市のまちづくりの一助とすべく支出したものであることから、その復命書には前橋市の今後の施策を検討するに資するよう詳細な記載や提案が求められるものとする。しかしながら 5 日間で 643 千円の費用をかけて視察に行った結果の復命書としては、内容が不十分ではないかと考える。

(改善策)

負担金の支出目的に応じた復命書を作成することが求められる。また視察研修会自体がこの支出目的に合致しないものであるのならば、今後の支出の要否を検討すべきである。

(9) 中核市市長会会費（政策推進課）

【負担金等の概要】

担当部課	政策推進課					
負担金等の名称	中核市市長会会費					
根拠（法令名・要綱名等）	地方自治法第 252 条の 22、中核市市長会規約					
開始年度	平成 21 年度					
事業内容	中核市長相互の意見交換や協議、プロジェクト方式等で各分野の課題検討、国等へ政策提言や要望の実施					
目的・期待される効果	中核市相互の緊密な連携のもと、中核市行財政の円滑な運営及び進展を図りつつ、地方分権の推進に取り組む					
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
当初予算額	400 千円	500 千円	500 千円	500 千円		
決算額	400 千円	500 千円	500 千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（総会の決定）					
算定方法の法令・要綱等	総会の決定					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	中核市市長会					

【事業の概要】

中核市市長会は、58 の中核市の市長から構成される会議である。中核市長相互の意見交換や協議、プロジェクト方式等で各分野の課題検討、国等へ政策提言や要望の実施を行っている。中核市ごとに 3 つのプロジェクトから一つを選択し、前橋市はデジタルガバメントを選択している。

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない

(10) 前橋市プロスポーツクラブ活動支援交付金（未来の芽創造課）

【負担金等の概要】

担当部課	未来の芽創造課					
負担金等の名称	前橋市プロスポーツクラブ活動支援交付金					
根拠（法令名・要綱名等）	前橋市プロスポーツクラブ活動支援交付金交付要綱					
開始年度	平成 30 年度					
事業内容	プロスポーツクラブによる地域貢献事業、集客向上事業、クラブ魅力向上事業					
目的・期待される効果	プロスポーツクラブの存在による郷土愛や地域一体感の向上					
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
当初予算額	千円	千円	0 千円	9,000 千円		
決算額	千円	千円	9,000 千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（ふるさと前橋応援寄附金において特定のプロスポーツクラブに対する支援等の意向）					
算定方法の法令・要綱等	前橋市プロスポーツクラブ活動支援交付金交付要綱					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	株式会社 草津温泉フットボールクラブ					

【事業の概要】

前橋市プロスポーツクラブ活動支援交付金は、プロスポーツクラブの存在による郷土愛や地域一体感の向上を目的としたものであり、前橋市が行っているふるさと納税の一つである「ふるさと前橋応援寄附金」を財源とし、プロスポーツクラブによるサッカー教室の開催などの地域貢献事業、イベント開催による集客事業、クラブ魅力向上事業などに充てられる交付金である。「前橋市プロスポーツクラブ活動支援交付金交付要綱」に基づいて交付されており、市内に活動拠点があり、かつ地域に密着した活動の実績及び活動計画を有するもので、市長が認めたものを交付対象者としている。

【監査結果及び意見】

【交付実績報告書の記載内容について（意見）】

（現状及び問題点）

交付要綱第 10 条では実績報告として「前橋市プロスポーツクラブ活動支援交付金実績報告書」等を提出することを求めている。この実績報告書を実績報告として提出している。この実績報告書を読み比べると、詳細な実績金額に関する記載がなかった。同報告書では、集客力向上事業に充当した 500 千円については「ホーム戦会場における場内外演出費用の一部」、クラブ魅力・競技力向上事業に充当した 8,500 千円については「選手トレーニング費用（下増田サッカー場・クラブハウス使用料等）」と記載されているのみであり、具体的な支出内容については明記されていない。

（改善案）

実績報告は、交付金の有効性を確認するために必要な書類と考えられ、どのように交付金を使用したかを把握することによって有効性の検証ができるものと考えられる。具体的な支出内容についても記載を求めることが望ましい。

(11) 前橋・光のまちづくり連絡協議会実施事業に係る負担金（未来の芽創造課）

【負担金等の概要】

担当部課	未来の芽創造課					
負担金等の名称	前橋・光のまちづくり連絡協議会実施事業に係る負担金					
根拠（法令名・要綱名等）	前橋・光のまちづくり連絡協議会事業に関する基本協定書					
開始年度	平成 26 年度					
事業内容	前橋市の魅力アップのため、市内各所の資源をイルミネーションやライトアップにより演出し、多くの人が集うにぎわい空間の創出に向けた取り組みを実施すること及び各団体間の情報共有。					
目的・期待される効果	市内の資源を再認識させるとともに、新たな価値観を与えるもの。市民にとって誇れるものとする事でシビックプライド（地元への愛着）を高める。					
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
当初予算額	6,500 千円	7,000 千円	6,500 千円	千円		
決算額	6,500 千円	7,000 千円	6,500 千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（協議会からの申請による）					
算定方法の法令・要綱等	なし					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	0%	県	0%	市	100%

基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ □有 ■無 有の場合、その内容（ ）
交付先団体名	前橋・光のまちづくり連絡協議会

【事業の概要】

前橋市は、市の魅力アップのため、市内各所の資源をイルミネーションやライトアップにより演出し、多くの人が集うにぎわい空間の創出に向けた取り組みを実施するにあたり、前橋・光のまちづくり連絡協議会と協定を締結し、必要な業務を行わせることとした。市内の資源を再認識させるとともに、新たな価値観を与えるものであり、市民にとって誇れるものとする事でシビックプライド(地元への愛着)を高める効果があるとしている。

過去には前橋駅前けやき並木、広瀬川、赤城南面千本桜などのライトアップ等が行われており、平成30年度においては、臨江閣のライトアップ、群馬大橋ライトアップ、前橋駅前シンボルツリーイルミネーションなどが行われた。

【監査結果及び意見】

【対象とする資源の選定について（意見）】

(現状及び問題点)

臨江閣のライトアップは平成29年度から行われていたが、平成30年度も継続して行われている。過去のイルミネーションやライトアップは、原則として期間を限定し短期間で行っていたが、臨江閣のライトアップについては特に好評であったこと、機材の撤去に多くのコストがかかること、また平成30年度は当初予定していた資源のライトアップが行えないことになったこと等の理由があり、継続して行うことを決定した、との説明を受けた。

多くの人が集うにぎわい空間を創出し、さらに市内の資源を再認識させる、という目的から鑑みれば、特定の資源に偏ることなく多くの資源を対象にすることが望ましいと考える。また多くの市民に周知するという観点からは、期間限定にこだわることなく資源に合わせた期間とすることが望ましいと考える。

(改善案)

引き続き多くの資源を対象として抽出するとともに、期間についても柔軟に検討することが望ましい。

(12) 都市魅力アップ共創(民間協働)推進事業 (未来の芽創造課)

【負担金等の概要】

担当部課	未来の芽創造課
負担金等の名称	都市魅力アップ共創(民間協働)推進事業
根拠(法令名・要綱名等)	都市魅力アップ共創(民間協働)推進事業協定書
開始年度	平成30年度
事業内容	都市魅力アップ共創(民間協働)推進事業協定書

目的・期待される効果	青少年健全育成及び郷土愛、地域一体感の向上による地域振興					
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
当初予算額	千円	千円	0 千円	千円		
決算額	千円	千円	730 千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（ ）					
算定方法の法令・要綱等	都市魅力アップ共創(民間協働)推進事業協定書					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	株式会社 草津温泉フットボールクラブ					

【事業の概要】

都市魅力アップ共創（民間協働）推進事業は、社会貢献活動、企業の社会的責任（CSR）、共通価値の創造（CSV）等に意欲があり、前橋市が抱える社会的課題の解決や前橋市の新しい価値の創造等に向けて、「自分ごと」として本市との連携を図ろうとする企業・団体等からの提案を受け付け、民間活力を活かした新しい仕組みによる事業を展開することにより、企業の PR に繋がるとともに、前橋市のプロモーション効果への寄与を図ろうとする事業である。

平成 30 年度においては、株式会社草津温泉フットボールクラブの提案を受け入れ、前橋市内に所在する小学校、特別支援学校小学部に通うすべての小学生にカードタイプのシーズンパスポートを配布し、このカードを持参すると、期間中の J3 リーグホーム戦がいつでも無料観戦できるとした事業を行った。これにより、ホームタウンにおける地域貢献活動となるとともに、郷土愛醸成を図ることのできるものとした。全体経費の 6 割を株式会社草津温泉フットボールクラブが負担し、4 割を前橋市が負担するものとした。

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(13) 前橋大島駅天井耐震化工事負担金（交通政策課）

【負担金等の概要】

担当部課	交通政策課
負担金等の名称	前橋大島駅天井耐震化工事負担金

根拠（法令名・要綱名等）	協定書					
開始年度	平成 30 年度					
事業内容	両毛線前橋大島駅自由通路天井耐震工事					
目的・期待される効果	市有施設の安全性確保					
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
当初予算額	千円	千円	16,060 千円	千円		
決算額	千円	千円	16,017 千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ）■その他 （協定書で金額を定めて補助）					
算定方法の法令・要綱等	協定書					
金額の構成等	■市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	東日本旅客鉄道株式会社高崎支社					

【事業の概要】

平成 26 年 4 月に、建築物の天井脱落対策及びエレベーター等の脱落防止対策等に係る建築基準法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 217 号）並びに建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令の一部を改正する省令（平成 25 年国土交通省令第 61 号）が平成 25 年 7 月 12 日に公布され、建築物の天井脱落対策関連告示が平成 25 年 8 月 5 日に公布された。これにより天井脱落対策に係る基準を定められ、6m 超の高さにある 200 m²超の吊り天井については吊りボルト等を増やす、接合金物の強度を上げるなどの対策が義務付けられた。

市が所有する前橋大島駅自由通路部の吊り天井について、この基準に基づく対策が必要とされたため、耐震工事を実施したものである。平成 30 年度単年度の工事事業である。

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(14) 新前橋駅及び駒形駅電気料金負担金（交通政策課）

【負担金等の概要】

担当部課	交通政策課
負担金等の名称	新前橋駅昇降機等電気使用料負担金

	駒形駅自由通路等電気使用料負担金					
根拠（法令名・要綱名等）	高崎支社電気需給標準					
開始年度	新前橋：平成11年2月22日 駒形：平成23年10月1日					
事業内容	市有施設の照明等の電気料金を負担する					
目的・期待される効果	市有施設の照明等の電気料金を負担する					
負担金等の金額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
当初予算額	1,901千円	1,898千円	2,109千円	2,267千円		
決算額	1,976千円	2,184千円	2,344千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（各駅の子メーターより、利用実績に基づき支出）					
算定方法の法令・要綱等	高崎支社電気需給標準					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	東日本旅客鉄道株式会社高崎支社					

【事業の概要】

新前橋駅内の昇降機、駒形駅内の自由通路に設置されている照明は市所有の設備であり、その電気料金については、「東日本旅客鉄道株式会社高崎支社電気需給標準」に基づき、市が電気料金を負担するものとされている。毎月請求書を東日本旅客鉄道株式会社より受け取り、実費の支払いを行っている。

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(15) 群馬自治体情報セキュリティクラウド運営負担金（情報政策課）

【負担金等の概要】

担当部課	情報政策課
負担金等の名称	群馬自治体情報セキュリティクラウド運営負担金
根拠（法令名・要綱名等）	群馬県情報化推進協議会群馬自治体情報セキュリティクラウド運営部会設置要綱
開始年度	平成29年度

事業内容	群馬県が代表して締結している群馬自治体情報セキュリティクラウドの運営に関する費用負担金					
目的・期待される効果	県が窓口となり県内自治体が統一して契約することによる経費節減					
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
当初予算額	千円	4,600 千円	4,179 千円	4,215 千円		
決算額	千円	4,563 千円	3,970 千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="checked" type="checkbox"/> その他（均等割及び受益者負担割 ）					
算定方法の法令・要綱等	群馬県情報化推進協議会 群馬自治体情報セキュリティクラウド費用負担規定					
金額の構成等	<input checked="checked" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="checked" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	群馬県情報化推進協議会					

【事業の概要】

平成 27 年 6 月に発覚した日本年金機構の情報流出事案を受け、国は、①マイナンバー利用事務系では、端末からの情報持ち出し不可設定等による住民情報流出の防止、②LGWAN 環境のセキュリティ確保のため LGWAN 接続系とインターネット接続系を分割、③都道府県と市区町村の協力による自治体情報セキュリティクラウドの構築の三層からなる対策を求めるとともに、平成 27 年度補正予算で②及び③に係る補助金を創設し、全地方公共団体に対して、当該補助金を活用したシステム改修・構築等を要請した。これを受け、群馬県自治体情報セキュリティクラウド構築検討会を設置し検討等を重ね、平成 28 年に県及び県内の市町村等が共同運営を行う「群馬県自治体情報セキュリティクラウド」が構築された。

自治体情報セキュリティクラウドは、インターネット接続口を県単位で集約して、高度なセキュリティ対策を実施するものであり、県が整備して、県と市町村が共同利用するものである。これについて発生する、群馬県が代表して締結している群馬自治体情報セキュリティクラウドの運営に関する費用負担金である。

平成 30 年度の負担金内訳は次の通り。

(単位：円)

団体名	均等割 (人口割)	端末数割	職員数割	ライセンス	運用負担金
前橋市	865,521	1,962,051	1,142,518	0	3,970,090
全団体合計	10,374,804	47,032,445	11,758,111	0	69,165,360

※他市の負担金は、端末数等のセキュリティ情報を含むため、前橋市には通知されていない。

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(16) 自治体クラウド導入団体支援事業負担金（情報政策課）

【負担金等の概要】

担当部課	情報政策課					
負担金等の名称	自治体クラウド導入団体支援事業負担金					
根拠（法令名・要綱名等）						
開始年度	平成 30 年度					
事業内容	基幹情報システムの三市（前橋市、高崎市、伊勢崎市）共同調達において、地方公共団体情報システム機構より一括で交付された助成金を、高崎市及び伊勢崎市に分配。					
目的・期待される効果						
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
当初予算額	千円	千円	0 千円	千円		
決算額	千円	千円	5,832 千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（助成元の算定による ）					
算定方法の法令・要綱等						
金額の構成等	<input type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	高崎市、伊勢崎市					

【事業の概要】

総務省が導入を進める自治体クラウドに向けた活動の一環で、前橋市・高崎市・伊勢崎市の三市で住民情報や税などの業務で利用する基幹業務システムを統合し、ハードウェアや基盤ソフトを共同利用することで、運用費用を各市とも2割程度削減することを目的として実施する事業である。基幹情報システムの三市共同調達において、地方公共団体情報システム機構より一括で交付された助成金を、一旦前橋市で受領し、これを高崎市及び伊勢崎市に分配するものである。

助成金の配分は、①前橋市が、地方公共団体情報システム機構から助成金の交付を受ける。②高崎市と伊勢崎市は、地方公共団体情報システム機構から前橋市に通知された事業実施助成金確定通知書に基づき、前橋市に対して情報システム共同利用推進協議会の負担金として請求を行う。③前橋市は、高崎市と伊勢崎市の請求に基づき、それぞれに負担金を支払う。

平成30年度自治体クラウド導入団体支援事業に係る助成金交付額8,750,000円のうち、1/3の金額である2,916,000円（千円未満端数切捨）を高崎市・伊勢崎市にそれぞれ負担金として支出している。

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(17) 特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任に係る交付金（情報政策課）

【負担金等の概要】

担当部課	情報政策課			
負担金等の名称	特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任に係る交付金			
根拠（法令名・要綱名等）	地方公共団体情報システム機構法及び地方公共団体情報システム機構定款			
開始年度				
事業内容	マイナンバー中間サーバプラットフォーム運用経費（団体間連携）			
目的・期待される効果	他団体との情報連携による住民利便性向上			
負担金等の金額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
当初予算額	千円	4,545千円	4,545千円	12,036千円
決算額	千円	3,112千円	4,374千円	
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（ システム運用管理団体算定 ）			
算定方法の法令・要綱等	地方公共団体情報システム機構法及び地方公共団体情報システム			

	機構定款					
金額の構成等	■市単独 □国・県・市 □国・市 □県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ □有 ■無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	地方公共団体情報システム機構					

【事業の概要】

地方公共団体情報システム機構の設置する、マイナンバー中間サーバプラットフォーム運用にかかる経費負担金であり、地方公共団体情報システム機構法第 32 条及び地方公共団体情報システム機構定款第 37 条に基づき、各自治体が負担を行うものである。

地方公共団体情報システム機構は、地方公共団体が共同して運営する組織として、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の規定による事務並びにその他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うとともに、地方公共団体に対してその情報システムに関する支援を行い、もって地方公共団体の行政事務の合理化及び住民の福祉の増進に寄与することを目的としている。主に、マイナンバー制度関連システムの構築や地方公共団体の情報化推進を支援するための各種事業を行っている団体である。

平成 30 年度の負担金は次の基準に基づき算定されている。

（単位：千円）

区分	人口	人口別団体数	自治体中間サーバプラットフォーム 運用経費	
			1 団体当たり交付金額	合計
				団体数×交付金額
都道府県	100 万人以下	7	2,030	14,210
	300 万人以下	30	2,576	77,280
	500 万人以下	1	4,374	4,374
	1000 万人以下	8	7,766	62,128
	1000 万人以上	1	10,564	10,564
市区町村	1 万人以下	491	1,372	673,652
	10 万人以下	962	2,030	1,952,860
	30 万人以下	204	2,576	525,504
	50 万人以下	50	4,374	218,700
	100 万人以下	23	9,248	212,704
	1000 万人以上	11	15,475	170,225

区分	人口	人口別団体数	自治体中間サーバプラットフォーム 運用経費	
			1団体当たり交付金額	合計
				団体数×交付金額
都道府県合計		47		168,556
市区町村合計		1,741		3,753,645
合計		1,788		3,922,201

前橋市は人口 50 万人以下の市区町村の区分に該当し、負担金額は、4,374 千円となっている。

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(18) 群馬県域汎用受付システム負担金（情報政策課）

【負担金等の概要】

担当部課	情報政策課					
負担金等の名称	群馬県域汎用受付システム負担金					
根拠（法令名・要綱名等）	群馬県情報化推進協議会汎用受付システム部会設置運営要綱					
開始年度	平成 22 年					
事業内容	群馬県及び県内市町村が共同で群馬県域汎用受付システムを運営する。					
目的・期待される効果	群馬県及び県内市町村が共同で群馬県域汎用受付システムを運営することを目的とする。					
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
当初予算額	668 千円	724 千円	741 千円	900 千円		
決算額	668 千円	722 千円	742 千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（ 均等割及び人口割 ）					
算定方法の法令・要綱等	群馬県情報化推進協議会汎用受付システム費用負担規程					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）					

	<p>■その他(○世帯割:1世帯当たり 1,700 円の 80%に 240 円(自治会活動に伴う保険加入経費 100 円を含む)を加算した額に世帯数を乗じた額 ○人数割:当該年度の 4 月 1 日現在、それぞれの町に居住し、住民基本台帳法の規定により本市の住民票に記載され、その年度内に満 75 歳以上の高齢者(対象となる高齢者)が 10 人以上いる自治会は、3,000 円に対象となる高齢者の人数を乗じた額、1 人以上 10 人未満の自治会は 27,000 円 ○定額割:1 世帯当たり 1,700 円の 20%に総世帯数を自治会数で除した数を乗じた額に 16,000 円を加えた額)</p>					
算定方法の法令・要綱等	前橋市自治会一括交付金交付要項(交付金額)					
金額の構成等	■市単独 □国・県・市 □国・市 □県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	100%
基準等の上乗せ	<p>国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか? <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 有の場合、その内容 ()</p>					
交付先団体名	前橋市内 285 の自治会					

【事業の概要】

本事業は、前橋市内にある 285 の自治会に対して、下記 4 つの事業に対して交付金額を自治会一括交付要項に定めた算定方法によって交付するものである。

- (1) 行政連絡事務事業 (生活課)
- (2) 高齢者地域交流事業 (長寿包括ケア課)
- (3) 環境美化活動等に伴う事務事業 (ごみ減量課)
- (4) 生涯学習奨励事務事業 (生涯学習課)

交付金は以下の方法により算出した金額の合計金額と総事業費とを比較し、どちらか少ない金額を交付するものとしている。

- ①世帯割:1 世帯当たり 1,700 円の 80%に 240 円(自治会活動に伴う保険加入経費 100 円を含む)を加算した額に世帯数を乗じた額
- ②人数割:当該年度の 4 月 1 日現在、それぞれの町に居住し、住民基本台帳法の規定により本市の住民票に記載され、その年度内に満 75 歳以上の高齢者(対象となる高齢者)が 10 人以上いる自治会は、3,000 円に対象となる高齢者の人数を乗じた額、1 人以上 10 人未満の自治会は 27,000 円
- ③定額割:1 世帯当たり 1,700 円の 20%に総世帯数を自治会数で除した数を乗じた額に 16,000 円を加えた額

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(20) 前橋市自治会連合会交付金（生活課）

【負担金等の概要】

担当部課	生活課					
負担金等の名称	前橋市自治会連合会交付金					
根拠（法令名・要綱名等）	前橋市自治会連合会交付金交付要項					
開始年度	昭和 42 年度					
事業内容	全体会議の開催、理事会の開催、研修視察の開催、情報交換					
目的・期待される効果	前橋市自治会連合会の運営及び活動が円滑に行われることを目的とする。					
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
当初予算額	6,860 千円	7,050 千円	5,265 千円	2,466 千円		
決算額	6,860 千円	7,050 千円	5,265 千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input checked="" type="checkbox"/> 定額補助（ 予算の範囲内 ） <input type="checkbox"/> その他（ ）					
算定方法の法令・要綱等	前橋市自治会連合会交付金交付要項					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	前橋市自治会連合会					

【事業の概要】

本事業は、前橋市内にある 285 の自治会、その上部組織である 24 の地区連合会、それを取りまとめて前橋市自治会連合会の運営及び活動に対する交付金を支出するものである。

本負担金については、平成 29 年に見直しを検討され、前橋市自治会連合会から地区連合会への交付金について 3 年間で廃止する決定がなされた。それに伴い、前橋市から前橋市自治会連合会への交付金についても 3 年間で削減されることとなった。

【監査結果及び意見】

【交付対象経費の明確化について（意見）】

（現状及び問題点）

平成 30 年の交付要項には以下の通りの記載となっている。

交付の対象となる事業及び経費	交付対象経費は、連合会が行う諸会議及び研修並びに会員相互の連絡等に要する経費並びに群馬県区長自治会長連合会事業への参加に要する経費とします。
----------------	--

現状では具体的な記載ではなく、交付先団体の解釈により交付金の目的にはそぐわない経費が対象とされる恐れがある。

なおこれに関して、平成 30 年度の前橋市監査委員監査においても、以下の通り指摘がなされている。

<p>自治会連合会交付金の交付要項において、交付の対象となる事業及び経費の記載が明確になっているとは言い難い状況であった。補助金等交付事務についての財政課通知による補助金等の見直し基準に照らして、交付要項の記載内容が妥当であるかを検証し、交付要項の見直しを検討されたい。</p>

(改善策)

交付対象となる事業及び経費について、交付要項により具体的な記載をすることが望ましい。

(21) 前橋人権擁護委員協議会負担金（生活課）

【負担金等の概要】

担当部課	生活課			
負担金等の名称	前橋人権擁護委員協議会負担金			
根拠（法令名・要綱名等）	なし			
開始年度	開始年度不明(協議会発足後、通年)			
事業内容	人権擁護委員協議会の運営			
目的・期待される効果	地域住民の人権思想の普及・高揚を図るための啓発			
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
当初予算額	969 千円	966 千円	948 千円	954 千円
決算額	955 千円	955 千円	955 千円	
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="checked" type="checkbox"/> その他 (イ)人口:前年 8 月 1 日現在 (ロ)負担金: (イ) × 3 円 (ハ): (ロ) × 95% (二): 前年度負担金 (ホ): 本年度負担金 ※人口は前年 8 月 1 日付け群馬県企画部統計課の資料による。 ※(ホ)の負担金は、市町村ごとに(ハ)と(二)を比較し、金額の低い方を負担金の額とする。			

算定方法の法令・要綱等	法令外負担金及び市区町村活動費配分表による					
金額の構成等	■市単独 □国・県・市 □国・市 □県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ □有 ■無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	前橋人権擁護委員協議会（前橋市、渋川市、吉岡町、榛東村）					

【事業の概要】

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて人権相談を受けたり、人権の考えを広めたりする活動をする民間の方々である。人権擁護委員制度は、様々な分野の人たちが人権思想を広め、地域の中で人権が侵害されないように配慮して人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたもので、諸外国に例を見ない制度として発足した。

人権擁護委員は無報酬であるが、現在、約 14,000 人が法務大臣から委嘱され、全国の各市町村（東京都においては区を含む。以下同じ。）に配置されて、積極的な人権擁護活動を行っている。人権擁護委員は、各都道府県の区域を数個に分けて定める区域ごとに、人権擁護委員協議会を組織している（人権擁護委員法第 16 条第 1 項参照）。人権擁護委員協議会では、地域における人権相談所や、幼稚園や学校に出向き思いやりの心呼びかける人権教室、地元企業に対する人権研修など各種事業を企画し、所属する人権擁護委員によって実施している。

前橋市においては、前橋区域（前橋市、渋川市、吉岡町、榛東村）の前橋人権擁護委員協議会の運営のため、負担金を支出している。前橋市人権擁護委員協議会から提出された、具体的な負担金の算出は以下の通り。

（単位：円）

市町村	(イ) 人口(人)	(ロ) 負担金 (イ) × 3 円	(ハ) (ロ) × 95%	(ニ) 平成 29 年度 負担金	(ホ) 平成 30 年度 負担金
前橋市	335,030	1,005,090	954,836	954,800	954,800
渋川市	76,656	229,968	218,470	221,600	218,400
吉岡町	21,543	64,629	61,398	47,900	47,900
榛東村	14,278	42,834	40,692	38,400	38,400
合計	447,507	1,342,521	1,275,395	1,262,700	1,259,500

※人口は平成 29 年 8 月 1 日付け群馬県企画部統計課の資料による。

※(ホ)の平成 30 年度負担金は、市町村ごとに(ハ)と(ニ)を比較し金額の低い方を負担金の額とする。

【監査結果及び意見】

【負担金の算出方法の見直しについて（意見）】

（現状及び問題点）

	有の場合、その内容（ ）
交付先団体名	前橋市消費生活啓発員の会

【事業の概要】

本事業は、前橋市民の消費者被害を未然に防ぎ、消費生活の向上を図るため組織された前橋市消費生活啓発員の会の活動を支援するため、運営及び事業に対して交付金を支出するものである。

消費生活啓発員は、消費者リーダーとして、地域における消費生活の安定と向上を図るため、消費生活問題の情報収集及び通報・消費者被害を未然に防ぐための啓発・簡単な消費生活相談に応じる消費生活アドバイスなどの活動を行うために市長から委嘱するものである。

平成30年度消費生活啓発員は、16名であり、自己啓発を促すとともに自ら消費者活動を展開しながら、消費者行政のよりきめ細かい推進を図るためのパイプ役として活動することで、市民側からは「くらしの良きアドバイザー」であり、行政側からは「消費者行政推進の協力者」である。

具体的には、以下のような事業を行っている。

主な事業	具体的な内容等
出前講座（寸劇）、啓発	訪問販売、点検商法、次々販売、振り込め詐欺等
消費者講座（消費者月間）	「賞味期限のウソ！食品ロスはなぜ生まれるのか」
ミニ消費生活展	公民館、コミュニティーセンター等で啓発を実施
くらしのセミナー	6月と2月にそれぞれ3回シリーズ
夏休みこども消費生活教室	子ども達に物の大切さを学んでもらう
健康フェスタ（くらしに活かす消費生活）への参加	身近なテーマを研究発表する
全国消費者フォーラム	会員の資質の向上を目的とする
毎月研修会開催（事例研究等）	消費生活啓発員としての役割を認識するとともに会員の資質向上を図る
広報紙（くらしめーる）発行	市民の皆さんに活動状況の報告をする（年1回程度）
その他	各種審議会、講習会参加

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(23) 駅おん♪Maebashi～全ての道は前橋駅に通ず～事業実施負担金（生

活課）

【負担金等の概要】

担当部課	生活課					
負担金等の名称	駅おん♪Maebashi～全ての道は前橋駅に通ず～事業実施負担金					
根拠（法令名・要綱名等）	まえばし市民提案型パートナーシップ事業実施要綱					
開始年度	平成 23 年度					
事業内容	市民と行政とが対等な立場で役割分担を行い、一緒に一つの事業を進める。市は 1 事業につき最大 80 万円を負担する。 該当事業は前橋駅前のパブリックスペースの有効的な利活用を模索し、音楽活動やイベントを実施するというもの。					
目的・期待される効果	市民と行政とが協働し、パートナーシップを構築し、多様な主体により様々な市民サービスが提供される豊かな地域社会と、誰もが安心していきいきと暮らせるまちを協働しながらつくるために実施するもの。 該当事業は事業実施を通じた駅前の賑やかしによる活性化を目的としたもの。					
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
当初予算額	2,400 千円	2,400 千円	2,400 千円	2,100 千円		
決算額	2,322 千円	2,388 千円	1,245 千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（審査委員会の審査状況による ）					
算定方法の法令・要綱等						
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	審査委員会の審査を経て採択された団体（該当事業は駅おん♪Maebashi）					

【事業の概要】

本事業は、市民と行政が対等な立場で役割分担を行い、1つの事業を一緒に進めていく「まえばし市民提案型パートナーシップ事業」において実施された実施事業（駅おん♪Maebashi～全ての道は前橋駅に通ず～）への負担金である。

実施事業内容としては、「音楽で溢れる街」を合言葉に、前橋駅前の市管理地において 10 回ほどの定期演奏会を実施し、また各種イベントにも参加している。

事業効果としては、今までほぼ全く利用されていなかったパブリックスペースが、本事業によって正

式な手続きによれば誰でも利用することができることを示せたことが大きな成果となっている。

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(24) 地域おこし協力隊住宅借上料助成（生活課）

【負担金等の概要】

担当部課	市民部生活課					
負担金等の名称	地域おこし協力隊住宅借上料助成					
根拠（法令名・要綱名等）	前橋市地域づくり分野地域おこし協力隊活動支援等に関する要項					
開始年度	平成 29 年度					
事業内容	地域おこし協力隊員の住宅料に関して実費負担を行うもの。					
目的・期待される効果	協力隊員が定住に向け安定的な地域協力活動を行うための支援					
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
当初予算額	千円	2,475 千円	3,300 千円	3,300 千円		
決算額	千円	2,286 千円	3,078 千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input checked="" type="checkbox"/> 定額補助（上限 55,000 円以内） <input type="checkbox"/> その他（ ）					
算定方法の法令・要綱等	前橋市地域おこし協力隊活動経費助成支出に関する要領					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	伊藤武・落合宏美・新藤裕登・曾根田高輝・林利和					

【事業の概要】

地域おこし協力隊は、平成 21 年に総務省によって制度化され、全国の自治体で多数の隊員が活躍している。概要としては、地方自治体が協力隊員を募集し、地域おこしや地域の暮らし等に興味のある都市部の住民を受け入れて地域おこし協力隊員として委嘱し、隊員には地域ブランド化や地場産品の開発・販売・プロモーション、都市住民の移住・交流の支援、農林水産業への従事、住民生活の維持の為の支援などの「地域協力活動」に従事してもらう。このような活動を通じて、地域力の維持・強化を図っていくとともにその定住・定着を図ることを目的としている。

本事業は、この地域おこし協力隊員の住宅について、家賃相当額（上限 55,000 円／月）を助成するも

のである。地域おこし協力隊を実施している全国市町村において、この住宅借上料の負担は実施しているため、住宅家賃を協力隊員に負担してもらうことになれば、協力隊希望者が他市町村へ移ってしまう可能性はあると考えられる。

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(25) 前橋市富士見地区都市農村交流事業交付金（富士見支所地域振興課）

【負担金等の概要】

担当部課	市民部富士見支所地域振興課					
負担金等の名称	前橋市富士見地区都市農村交流事業交付金					
根拠（法令名・要綱名等）	前橋市富士見地区都市農村交流事業交付金 交付要項					
開始年度	平成 21 年度					
事業内容	<p>富士見町出身の老農船津伝次平翁の結ぶ縁がきっかけで、ゆかりの都市である東京都北区、目黒区及び文京区と交流団体の伝次平倶楽部が前橋市の農産物の販路拡大や観光振興、さらに富士見町での農業体験等のグリーンツーリズムを通し、地域振興を図るとともに、翁の偉業を伝承していくという事業。</p> <p>なお、平成 30 年度は 17 事業を行った。</p>					
目的・期待される効果	<p>北区、目黒区及び文京区の祭り等に出店し、前橋市富士見町の安心安全なおいしい農産物、農産物加工品の PR と赤城山を中心とした観光パンフレットによる観光 PR を行っており、前橋市の観光地や富士見町内の 2 か所の農産物直売所への集客を期待している。</p> <p>また、都民による農業体験の場を提供し、農業への関心を高めてもらいながら都民と市民の交流が図られる。</p>					
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
当初予算額	1,250 千円	1,250 千円	1,250 千円	1,250 千円		
決算額	1,250 千円	1,250 千円	1,250 千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input checked="" type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）					
算定方法の法令・要綱等	無し					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	0%	県	0%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？					

	□有 ■無 有の場合、その内容（ ）
交付先団体名	伝次平倶楽部

【事業の概要】

本事業は、前橋市富士見町出身の老農船津伝次平翁の結ぶ縁により、東京都の文京区（向丘追分通り三面大黒天商栄会）、目黒区（駒場住区住民会議）、北区（群馬県人会）との相互交流をはかり、各地域で行われた祭り等に出店参加し、富士見産農産物及び加工品の販売やパンフレットを配布し観光宣伝を行っている。また、文京区及び目黒区とは前橋市富士見町内での農業体験等を実施している。

平成 30 年度における主な事業内容は下記のとおりである。

実施日	内容	場所
5/13	文京区向丘三面大黒天商栄会「朝市」	文京区向丘遊び場公園
6/10	文京区向丘三面大黒天商栄会「田植え」	富士見町時沢地内
7/28、29	目黒区「商工まつり」「リバーサイドフェスティバル」	目黒区民センター
8/4、5	文京区向丘三面大黒天商栄会「収穫加工体験・赤城山夏まつり」	富士見町大洞地内、時沢地内
9/8	目黒区駒場住区住民会議「種まき体験」	富士見町小暮地内
9/16、17	文京区向丘三面大黒天商栄会「根津まつり」	文京区向丘遊び場公園、根津神社
9/30	目黒区駒場住区住民会議「こまばのまつり・かかしコンクール」	目黒区駒場野公園
10/6、7	北区「ふるさと区民まつり」	北区飛鳥山公園
10/13	目黒区駒場住区住民会議「草取り体験」	富士見町小暮地内
10/14	文京区向丘三面大黒天商栄会「稲刈り」	富士見町時沢地内
10/14	文京区ふれあい向丘地区連合まつり大運動会	文京区向丘高校
10/21	文京学院大学「大学祭」	文京学院大学
11/3	第 21 回産業祭	富士見町ふれあい公園
11/11	目黒区駒場住区住民会議「収穫体験」	富士見町小暮地内
11/18、19	文京区向丘三面大黒天商栄会「商栄会まつり・収穫祭」	文京区向丘遊び場公園・文京学院大学
12/3	老農船津伝次平没後 120 年記念講演会	富士見町公民館
1/27	北区「みんなで楽しむ食育フェア」	北区赤羽会館

【監査結果及び意見】

【交付先団体の負担金額の見直しと自立運営支援について（意見）】

（現状及び問題点）

交付先団体への交付額は数年来、定額（1,250 千円）となっている。交付金は交付団体の運営に資するという目的で支出されるものであるから、運営の如何にかかわらず金額が決定されることは、過大ま

たは過少な金額の交付となっているおそれがある。

一方で交付団体への収入は、前橋市からの負担金と農産物の売上に頼っており、本事業を継続させていくという観点からは、同団体の安定した収益の確保も必要と考える。

(改善案)

例えば倶楽部会員から会費を徴収して運営費をある程度まかなっていく等、負担金のあり方や金額について検討する必要があるのではないかと考えられる。

(26) 前橋市戦没者追悼式実行委員会負担金 (社会福祉課)

【負担金等の概要】

担当部課	社会福祉課					
負担金等の名称	前橋市戦没者追悼式実行委員会負担金					
根拠 (法令名・要綱名等)	前橋市戦没者追悼式実行委員会規約					
開始年度	平成 27 年度					
事業内容	前橋市戦没者追悼式の開催					
目的・期待される効果	先の大戦において亡くなられた戦没者のご冥福を祈るとともに、世界の恒久平和を祈念するため					
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
当初予算額	4,897 千円	4,805 千円	4,460 千円	4,154 千円		
決算額	3,917 千円	3,671 千円	3,574 千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助 (補助率:) <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助 (単価: 数量:) <input type="checkbox"/> 定額補助 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (参列者数及び事業の実績から算定)					
算定方法の法令・要綱等	なし					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか? <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容 ()					
交付先団体名	前橋市戦没者追悼式実行委員会					

【事業の概要】

前橋市では、前橋市戦没者に対して追悼の誠をささげるとともに、世界の恒久平和の確立を祈念するため、前橋市戦没者追悼式実行委員会を組織し、前橋市戦没者追悼式を開催している。この式典の開催費用を、前橋市戦没者追悼式実行委員会負担金として支出している。

平成 30 年度は下記の通りの概要で実施された。

- ・日時：平成 30 年 8 月 15 日 午後 2 時 40 分～午後 4 時
- ・会場：昌賢学園まえばしホール（前橋市民文化会館）大ホール
- ・参列者：遺族、来賓、関係者、一般市民 約 800 名
- ・内容：拝礼・国歌斉唱・式辞・黙とう・追悼のことば・献花・合唱

【監査結果及び意見】

【今後の前橋市戦没者追悼式の開催について（意見）】

（現状及び問題点）

過去 4 年間の前橋市戦没者追悼式の参列者の推移は以下の通りである。

（単位：人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
参列者数	874	705	646	619
前年度比（人数）		-169	-59	-27
前年度比（比率）		-19.3%	-8.4%	-4.2%

上記表のとおり、参列者数は毎年減少している。減少の理由について質問したところ、参列者は主として遺族の方であり、高齢化により年々参列者が減少しているとの説明を受けた。また、平成 26 年度以前は各地区でそれぞれ戦没者追悼式を実施していたが、遺族の高齢化等により各地区から実行委員を迎え、平成 27 年度より前橋市全体で開催するようになったという経緯がある。今後さらに高齢化が進み参列者が減少していくものと推定される。

（改善案）

前橋市戦没者に対して追悼の誠をささげるとともに、世界の恒久平和の確立を祈念する、という趣旨を鑑みるに、遺族の方にとどまらず、広く参列者が参列されるような式典とすることが望まれる。趣旨を達成できるような戦没者追悼式のあり方について検討することが望まれる。

(27) 「社会を明るくする運動」前橋市推進委員会負担金（社会福祉課）

【負担金等の概要】

担当部課	福祉部社会福祉課			
負担金等の名称	「社会を明るくする運動」前橋市推進委員会負担金			
根拠（法令名・要綱名等）	「社会を明るくする運動」前橋市推進委員会規約			
開始年度	平成 25 年度			
事業内容	市民へ「社会を明るくする運動」の普及啓発等			
目的・期待される効果	犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域づくりのため			
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
当初予算額	816 千円	816 千円	816 千円	816 千円
決算額	816 千円	816 千円	816 千円	

金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input checked="" type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）					
算定方法の法令・要綱等	なし					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	「社会を明るくする運動」前橋市推進委員会					

【事業の概要】

「社会を明るくする運動 ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」は、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動で、平成30年で68回目を迎えている。前橋市においても市民の参加を得て本市にふさわしい活動を推進している。

行動目標として、「犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組を進めよう」「犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう」を掲げ、犯罪や非行の防止とともに立ち直りを支える社会づくりのために、地域社会に根ざし、広く地域住民の理解と共感を得られるような活動を前橋市内で展開している。

具体的な活動内容としては、下記のとおりである。

	実施項目	実施概要
1	更生保護の日活動	平成30年7月2日 <ul style="list-style-type: none"> 市へ内閣総理大臣メッセージの伝達 市街地にて街頭キャンペーン実施 市内全域に広報資材・資料配布
2	パレード	平成30年7月7日 <ul style="list-style-type: none"> 徒歩パレード（県庁～元気21～諏訪橋～朔太郎橋） カーパレード（市内全域）
3	啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> 市広報、ポスター、リーフレット、マグネット板、社明パネル等による啓発活動 市内全中学校、支所、公民館、市民サービスセンターに立看板設置 地元ラジオ「まえばし CITY エフエム」での啓発活動
4	社明作文コンテスト	市内小中学校に“社会を明るくする運動“作文コンテストへの参加及び促進
5	公開ケース研究	各地区で保護司、更女の協力による研究研修会実施

6	施設訪問及び激励	・更生施設等を訪問激励
7	青少年非行防止協議会・研修会の開催	・学校、PTA、その他関係団体による在学青少年の非行防止に対する協議会の開催
8	環境浄化運動の実施	・非行防止、薬物乱用防止運動の推進
9	ミニ集会の実施	・各地区で公開ケース研究会資料の上映によるミニ集会等の実施
10	その他	・各関係団体の実状に応じて必要な事項の企画実施

主な負担金の支出内容は下記のとおりである。

- ・更生の日活動経費 100 千円
- ・啓発活動消耗品等の購入 448 千円
- ・啓発活動立看板等作成費用 247 千円

【監査結果及び意見】

【交付先団体への負担金の見直しについて（意見）】

（現状及び問題点）

交付先団体への交付額は数年来、定額（816 千円）となっている。交付金は交付団体が行う「社会を明るくする運動」の運営に資する目的で支出されるものであるから、運営の如何にかかわらず金額が決定されることは、過大または過少な金額の交付となっているおそれがある。

（改善案）

負担金の金額について見直しを行うとともに、定額の支給とするのではなく、実際に事業としてかかった経費の一定割合を負担する等の算定方法の導入を検討することが望まれる。

(28) 広域保育負担金（自治体）（子育て施設課）

【負担金等の概要】

担当部課	子育て施設課
負担金等の名称	広域保育負担金（自治体）
根拠（法令名・要綱名等）	特定教育・保育、特別利用保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（以下「特定教育・保育等に要する費用算定基準等」と言う）第 16 条 前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例第 4 条 前橋市管外保育の実施に係る事務取扱要綱
開始年度	
事業内容	前橋市内に住所を有しながら、保護者の勤務先や実家の都合で前橋市外の公立保育所に在籍している園児の委託費を負担金として支

	弁している。					
目的・期待される効果	広域保育の利用調整をすることで、利用者の就労先などの必要性にあった保育が提供できている。					
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
当初予算額	4,768 千円	6,345 千円	7,532 千円	4,701 千円		
決算額	10,504 千円	7,004 千円	7,258 千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（各自治体が定めた公定価格を支弁している。）					
算定方法の法令・要綱等	特定教育・保育等に要する費用算定基準等					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	公立受託児童が在籍する施設の市区町村					

【事業の概要】

本事業は、前橋市内に住所を有しながら、保護者の勤務先や実家の都合で前橋市外の公立保育所に在籍している園児について、その保育に係る委託費を負担金として支出している。

該当市町村と「管外保育の実施に関する協議について」を締結し、「前橋市管外保育の実施に係る事務取扱要綱」及び保育料に関する条例に基づいた請求書が作成され、負担金を支出している。

過去 3 か年における管外保育の利用者延べ人数の推移は以下の通りである。

(単位：人)

市町村	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
高崎市	113	75	55
伊勢崎市	14	24	13
渋川市			7
桐生市		7	12
藤岡市			12
玉村町	55	33	52
中之条町		1	2
東吾妻町			11
片品村			2
昭和村	24	24	
榛東村	79		
下野市	8		

市町村	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
千曲市	2		
合計	295	164	166

【監査結果及び意見】

【請求業務の効率化の検討について（意見）】

（現状及び問題点）

前橋市内に住所を有する園児が前橋市外の公立保育所を利用した場合には、この負担金を他市町村に対して支払うこととしているが、一方で他市町村に住所を有する園児が前橋市内の公立保育所を利用した場合には、他市町村から負担金を受けとることとなる。広域保育は、子育て世代における就労形態の多様化に対応するために有用な制度であり、今後も積極的な活用が望まれる。さらなる広域保育の増加に対応するためにも、公立保育所における請求業務のさらなる効率化等が有用であると考え。

（改善案）

現在障害者の利用する地域生活支援センターについて、前橋市と高崎市については、前橋・高崎連携事業に準じて相互免除で処理されている。各市町村で委託する児童の数と受託する園児の数がある程度同水準である必要があるが、利用実績等を検討しながら相互免除や、相殺という手法を検討することも望ましいと考える。

(29) 広域保育負担金（その他）（子育て施設課）

【負担金等の概要】

担当部課	子育て施設課			
負担金等の名称	広域保育負担金（その他）			
根拠（法令名・要綱名等）	前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例第 4 条及び第 10 条 前橋市管外保育の実施に係る事務取扱要綱			
開始年度				
事業内容	前橋市内に住所を有しながら、保護者の勤務先や実家の都合で前橋市外の私立保育所に在籍している園児の委託費を負担金として支弁している。			
目的・期待される効果	広域保育の利用調整をすることで、利用者の就労先などの必要性にあった保育が提供できている。			
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
当初予算額	85,000 千円	99,511 千円	96,207 千円	80,428 千円
決算額	97,488 千円	91,737 千円	78,527 千円	
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input checked="" type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価：利用定員及び年齢により決			

	定、数量：入所人数により決定（ ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）						
算定方法の法令・要綱等	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等						
金額の構成等	<input type="checkbox"/> 市単独 <input checked="" type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市						
財源の内訳割合	<table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>50%</td> <td>県</td> <td>25%</td> <td>市</td> <td>25%</td> </tr> </table>	国	50%	県	25%	市	25%
国	50%	県	25%	市	25%		
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）						
交付先団体名	前橋市外の私立保育所						

【事業の概要】

本事業は、前橋市内に住所を有しながら、保護者の勤務先や実家の都合で前橋市外の私立保育所に在籍している園児の委託費を負担金として支出している。

手続きとしては、該当市町村と「管外保育の実施に関する協議について」を結び、「前橋市管外保育の実施に係る事務取扱要綱」及び保育料の請求書をもとに負担金を支出している。

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(30) スポーツ振興センター災害共済掛金負担金（子育て施設課）

【負担金等の概要】

担当部課	子育て施設課			
負担金等の名称	スポーツ振興センター災害共済掛金負担金			
根拠（法令名・要綱名等）	独立行政法人日本スポーツ振興センター法			
開始年度				
事業内容	保育所管理下における児童の災害に対して災害給付を受けるもの			
目的・期待される効果	保育所管理下における児童の災害に対して災害給付を受けるもの			
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
当初予算額	819 千円	819 千円	819 千円	819 千円
決算額	712 千円	685 千円	669 千円	
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input checked="" type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価：共済掛金 数量：人数） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）			
算定方法の法令・要綱等	独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令			

金額の構成等	■市単独 □国・県・市 □国・市 □県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ □有 ■無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	独立行政法人日本スポーツ振興センター					

【事業の概要】

本事業は、保育所の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、傷害又は死亡）に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を受けるための負担金の支出である。この「災害共済給付制度」は、学校設置者と災害共済給付契約の対象とする児童生徒等の保護者が負担することになっている。

なお、保護者から徴収する額の範囲については、独立行政法人スポーツ振興センター法施行令第10条（保育所等は附則第5条第2項）により次のように定められている。

区分	災害共済給付金に係る共済掛金	保護者から徴収する額
保育所等	350円	左欄の額の10分の6～9 210円～315円

前橋市での保護者負担金は、下記のようになっている。

市町村	災害共済給付金に係る共済掛金	保護者から徴収する額
前橋市	350円	240円

【監査結果及び意見】

【保護者負担金の算出根拠に関する文書保管と定期的な見直しについて（意見）】

（現状及び問題点）

公立保育所における災害共済給付制度の共済掛金のうち保護者から徴収する額については、慣例で金額が決定されているとの説明を受けた。この徴収する額は独立行政法人スポーツ振興センター法施行令で定められている範囲内で徴収されているが、前橋市において240円とした過去の経緯等が不明である。当初は何らかの決定根拠があったと思われるが、状況の変化が起こった場合には、徴収する額の見直しが必要と考えられる。

（改善案）

適時適切な見直しを行うため、市として金額を決定した根拠について文書化が必要である。また、定期的に見直しを行い、その時の状況に応じた徴収額を検討することが望まれる。

(31) ネイチャーキッズプロジェクト負担金（子育て支援課）

【負担金等の概要】

担当部課	子育て支援課
負担金等の名称	ネイチャーキッズプロジェクト負担金

根拠（法令名・要綱名等）	まえばし市民提案型パートナーシップ事業実施要綱					
開始年度	平成 29 年度					
事業内容	ひとり親家庭の小学生が、ボランティアの大学生らと共に自然環境の中で2泊3日の共同生活を体験する。					
目的・期待される効果	ひとり親家庭に育つ子どもが、広い世代の大人たちや学生ボランティア、同じ境遇の子ども達との共同生活を通じて、他者との協調性や自立心を育む。					
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
当初予算額	千円	640 千円	600 千円	700 千円		
決算額	千円	640 千円	600 千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（負担金協定書に基づく ）					
算定方法の法令・要綱等	まえばし市民提案型パートナーシップ事業実施要綱					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	0%	県	0%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	NPO 法人 教育支援協会北関東					

【事業の概要】

本事業は、市民と行政が対等な立場で役割分担を行い、1つの事業を一緒に進めていく「まえばし市民提案型パートナーシップ事業」において実施された実施事業への負担金である。本実施事業（つながる絆ーネイチャーキッズプロジェクト）は、「まえばし市民提案型パートナーシップ事業実施要綱」に基づき、応募された事業の中から1次・2次審査（公開プレゼンテーション）を経て、実施された事業である。

具体的な実施事業の内容は、下記のとおりである。

実施日	平成 30 年 7 月 14 日～16 日
場所	横浜市少年自然の家赤城林間学園（利根郡昭和村）
対象者	前橋市内の小学校に通うひとり親世帯の小学 4～6 年生
参加者数	22 名（内リピーター 8 名） 4 年生 男子 3 名、女子 4 名 5 年生 男子 4 名、女子 6 名 6 年生 男子 2 名、女子 3 名
主な活動内容	・ 3 日間の目標設定 ・ クラフト作成

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野外炊飯 ・ 野外活動 ・ 自由時間 ・ キャンドルファイヤー ・ 3日間のふりかえり
--	---

実施事業の効果としては、当初目標であったひとり親家庭の子どもの「生きる力の育成」、具体的には「自立心を育む」、「他者を尊重する」、「自己肯定感を育む」機会を設けることが、参加者及び保護者のアンケート結果からある程度達成できていると考えられる。

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(32) 伊勢崎市地域活動支援センター利用者に係る市町村負担金（障害福祉課）

【負担金等の概要】

担当部課	障害福祉課					
負担金等の名称	伊勢崎市地域活動支援センター利用者に係る市町村負担金					
根拠（法令名・要綱名等）	前橋市地域活動支援センター事業実施要綱 伊勢崎市障害者地域生活支援事業実施要綱					
開始年度	平成 21 年度					
事業内容	前橋市に住所を有する障害者が伊勢崎市の地域活動支援センターを利用した場合、別に定める徴収基準及び協定書に基づき、支払うもの。					
目的・期待される効果	地域活動支援センターの施設数及び利用者の増加とともに、他市町村の地活利用者分の負担が増大していることから、他市町村利用については、応分の負担をすることが必要とされた。					
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
当初予算額	7,838 千円	8,065 千円	7,359 千円	9,157 千円		
決算額	7,359 千円	9,157 千円	8,414 千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（管外利用協定書、負担金徴収基準により算定）					
算定方法の法令・要綱等	管外利用協定書、負担金徴収基準					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？					

	□有 ■無 有の場合、その内容（ ）
交付先団体名	伊勢崎市

【事業の概要】

本事業は、前橋市に住所を有する障害者が伊勢崎市の地域活動支援センターを利用した場合に「伊勢崎市地域活動支援センターの管外利用に関する協定書」及び「伊勢崎市地域活動支援センター事業費用負担徴収基準」に基づき支出するものである。

費用負担額の算出方法としては、下記のとおりである。

<p>① 利用者 1 人あたりの日額利用単価を算出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市単独経費＝市委託料 <ul style="list-style-type: none"> －地域生活支援事業等補助金[機能強化事業 1/2 (国補助) + 機能強化事業 1/4 (県補助)] ・日額利用単価＝本市単独経費÷延べ利用者数 <p>② 負担金＝他市町村対象者数×延べ利用日数×①日額利用単価</p>

【監査結果及び意見】

【前橋市内の地域活動支援センターの他市利用が少ないことに関する分析について（意見）】

（現状及び問題点）

地域活動支援センターは障害者総合支援法に基づき市町村に設置が義務付けられているが、他市町村の利用について費用負担の仕組みがなく、各市町村の裁量によるところが大きい。そのため利用実績を集計して互いに請求し合う形となっており、請求事務に時間と労力を費やしている。

法律に基づく設置義務がある施設であることを鑑みれば、国等による費用負担の仕組みが整えられることが望ましいと考えるが、お互いの市における負担金の金額が同程度であれば、相互免除とすることも一つの方法であると思われる。

そこで、前橋市に住所を有する障害者が伊勢崎市内の地域活動支援センターを利用した場合の前橋市の負担金、及び、伊勢崎市に住所を有する障害者が前橋市内の地域活動支援センターを利用した場合の伊勢崎市の負担金の金額について質問したところ、以下のとおり回答を得た。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
前橋市の負担金	7,359 千円	9,157 千円	8,414 千円
伊勢崎市の負担金	116 千円	196 千円	176 千円

上記の通り、前橋市に住所を有する障害者が伊勢崎市内の地域活動支援センターを利用する実績に対し、伊勢崎市に住所を有する障害者が前橋市内の地域活動支援センターを利用する実績は極端に少ない。前橋市の地域活動支援センターを利用することについて、なんらかのハードルがあるのではないかと推察される。

（改善案）

前橋市の地域活動支援センターの利用が相対的に少ないことについて、利用者に対するアンケート調査等を実施し、原因の分析を行うことが望まれる。

(33) 地域活動支援センターよしおか利用者に係る市町村負担金（障害福祉課）

【負担金等の概要】

担当部課	障害福祉課					
負担金等の名称	地域活動支援センターよしおか利用者に係る市町村負担金					
根拠（法令名・要綱名等）	前橋市地域活動支援センター事業実施要綱 吉岡町地域活動支援センター事業実施要綱					
開始年度	平成 21 年度					
事業内容	前橋市に住所を有する障害者が吉岡町の地域活動支援センターを利用した場合、別に定める徴収基準及び協定書に基づき、支払うもの。					
目的・期待される効果	地域活動支援センターの施設数及び利用者の増加とともに、他市町村の地活利用者分の負担が増大していることから、他市町村利用については、応分の負担をすることが必要とされた。					
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
当初予算額	2,393 千円	2,871 千円	2,495 千円	2,900 千円		
決算額	2,495 千円	2,900 千円	3,093 千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（管外利用協定書、負担金徴収基準により算定）					
算定方法の法令・要綱等	管外利用協定書、負担金徴収基準					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	吉岡町					

【事業の概要】

本事業は、前橋市に住所を有する障害者が吉岡町の地域活動支援センターを利用した場合に「前橋市と吉岡町の覚書」及び「吉岡町地域活動支援センター事業実施要綱・別表」に基づき支出するものである。

負担額算出方法については下記のとおりである。（吉岡町事業費用負担徴収基準参照）

1.他の市町村からの受託障害者の費用負担額は、受託した当該年度の実績により、受託障害者 1 人あ

たりの日額により受託障害者の延人数を乗じて得た額とし、端数については、100円未満を切り捨てるものとする。

2.受託障害者1人あたりの日額費用は、次の算式により算出するものとする。

- ・地域生活支援事業補助金補助率＝（前年度地域生活支援事業補助金の国庫補助金交付額確定額＋同県費補助金交付額決定額）／同対象経費実支出額
- ・機能強化額の補助率相当額＝当該年度の機能強化額×地域生活支援事業補助金補助率
- ・吉岡町単独経費＝当該年度の地域活動支援センター事業委託料－機能強化額の補助率相当額
- ・受託障害者1人あたりの日額費用＝吉岡町単独経費／総利用障害者延人数

【監査結果及び意見】

【前橋市内の地域活動支援センターの他市利用が少ないことに関する分析について（意見）】

（現状及び問題点）

地域活動支援センターは障害者総合支援法に基づき市町村に設置が義務付けられているが、他市町村の利用について費用負担のしくみがなく、各市町村の裁量によるところが大きい。そのため利用実績を集計して互いに請求し合う形となっており、請求事務に時間と労力を費やしている。

法律に基づく設置義務がある施設であることを鑑みれば、国等による費用負担の仕組みが整えられることが望ましいと考えるが、お互いの市における負担金の金額が同程度であれば、相互免除とすることも一つの方法であると思われる。

そこで、前橋市に住所を有する障害者が吉岡町の地域活動支援センターを利用した場合の前橋市の負担金、及び、吉岡町に住所を有する障害者が前橋市内の地域活動支援センターを利用した場合の吉岡町の負担金の金額について質問したところ、以下のとおり回答を得た。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
前橋市の負担金	2,495 千円	2,900 千円	3,093 千円
吉岡町の負担金	0 千円	0 千円	0 千円

上記の通り、前橋市に住所を有する障害者が吉岡町内の地域活動支援センターを利用する実績に対し、吉岡町に住所を有する障害者が前橋市内の地域活動支援センターを利用する実績は極端に少ない。前橋市の地域活動支援センターを利用することについて、なんらかのハードルがあるのではないかと推察される。

（改善案）

前橋市の地域活動支援センターの利用が相対的に少ないことについて、利用者に対するアンケート調査等を実施し、原因の分析を行うことが望まれる。

(34) 渋川市地域活動支援センター利用者負担金（障害福祉課）

【負担金等の概要】

担当部課	障害福祉課
負担金等の名称	渋川市地域活動支援センター利用者負担金

根拠（法令名・要綱名等）	前橋市地域活動支援センター事業実施要綱 渋川市地域活動支援センター事業実施要綱					
開始年度	平成 21 年度					
事業内容	前橋市に住所を有する障害者が渋川市の地域活動支援センターを利用した場合、別に定める徴収基準及び協定書に基づき、支払うもの。					
目的・期待される効果	地域活動支援センターの施設数及び利用者の増加とともに、他市町村の地活利用者分の負担が増大していることから、他市町村利用については、応分の負担をすることが必要とされた。					
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
当初予算額	2,414 千円	2,000 千円	2,045 千円	1,112 千円		
決算額	1,756 千円	2,044 千円	1,908 千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（管外利用協定書、負担金徴収基準により算定）					
算定方法の法令・要綱等	管外利用協定書、負担金徴収基準					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	渋川市					

【事業の概要】

本事業は、前橋市に住所を有する障害者が渋川市の地域活動支援センターを利用した場合に「渋川市地域活動支援センター事業利用に関する覚書」及び「渋川市地域活動支援センター事業利用負担金徴収基準」に基づき支出するものである。

負担金の金額については、渋川市地域活動支援センター事業利用負担金徴収基準に以下の通り規定されている。

第 2 条 渋川市地域活動支援センター事業実施要綱第 3 条第 1 項第 2 号の市外利用対象者の負担金は、当該年度の実績値を用い、次の方法で算出した一人 1 日あたり利用者負担金に年間利用日数を乗じて得た額とする。

【監査結果及び意見】

【前橋市内の地域活動支援センターの他市利用が少ないことに関する分析について（意見）】

（現状及び問題点）

地域活動支援センターは障害者総合支援法に基づき市町村に設置が義務付けられているが、他市町村の利用について費用負担のしくみがなく、各市町村の裁量によるところが大きい。そのため利用実績を

集計して互いに請求し合う形となっており、請求事務に時間と労力を費やしている。

法律に基づく設置義務がある施設であることを鑑みれば、国等による費用負担の仕組みが整えられることが望ましいと考えるが、お互いの市における負担金の金額が同程度であれば、相互免除とすることも一つの方法であると思われる。

そこで、前橋市に住所を有する障害者が渋川市の地域活動支援センターを利用した場合の前橋市の負担金、及び、渋川市に住所を有する障害者が前橋市内の地域活動支援センターを利用した場合の渋川市の負担金の金額について質問したところ、以下のとおり回答を得た。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
前橋市の負担金	1,756 千円	2,044 千円	1,908 千円
渋川市の負担金	0 千円	0 千円	0 千円

上記の通り、前橋市に住所を有する障害者が渋川市内の地域活動支援センターを利用する実績に対し、渋川市に住所を有する障害者が前橋市内の地域活動支援センターを利用する実績は極端に少ない。前橋市の地域活動支援センターを利用することについて、なんらかのハードルがあるのではないかと推察される。

(改善案)

前橋市の地域活動支援センターの利用が相対的に少ないことについて、利用者に対するアンケート調査等を実施し、原因の分析を行うことが望まれる。

(35) 太田市地域活動支援センター利用者に係る市町村負担金 (障害福祉課)

【負担金等の概要】

担当部課	障害福祉課			
負担金等の名称	太田市地域活動支援センター利用者に係る市町村負担金			
根拠 (法令名・要綱名等)	前橋市地域活動支援センター事業実施要綱 太田市地域活動支援センター事業実施要綱			
開始年度	平成 25 年度			
事業内容	前橋市に住所を有する障害者が太田市の地域活動支援センターを利用した場合、別に定める徴収基準及び協定書に基づき、支払うもの。			
目的・期待される効果	地域活動支援センターの施設数及び利用者の増加とともに、他市町村の地活利用者分の負担が増大していることから、他市町村利用については、応分の負担をすることが必要とされた。			
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
当初予算額	255 千円	255 千円	1,271 千円	1,126 千円
決算額	1,271 千円	1,126 千円	1,302 千円	
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助 (補助率:) <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助 (単価: 数量:) <input type="checkbox"/> 定額補助 ()			

	■その他（管外利用協定書、負担金徴収基準により算定）					
算定方法の法令・要綱等	管外利用協定書、負担金徴収基準					
金額の構成等	■市単独 □国・県・市 □国・市 □県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ □有 ■無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	太田市					

【事業の概要】

本事業は、前橋市に住所を有する障害者が太田市の地域活動支援センターを利用した場合に「太田市地域活動支援センターの管外利用に関する協定書」及び「太田市地域活動支援センター事業利用負担金徴収基準」に基づき支出するものである。

費用負担額の算出方法としては、下記のとおりである。

①利用者1人あたりの日額利用単価を算出方法

・本市単独経費＝市委託料－地域生活支援事業等補助金[機能強化事業 1/2（国補助）＋機能強化事業 1/4（県補助）]

・日額利用単価＝本市単独経費÷延べ利用者数

②負担金＝他市町村対象者数×延べ利用日数×①日額利用単価

【監査結果及び意見】

【前橋市内の地域活動支援センターの他市利用が少ないことに関する分析について（意見）】

（現状及び問題点）

地域活動支援センターは障害者総合支援法に基づき市町村に設置が義務付けられているが、他市町村の利用について費用負担のしくみがなく、各市町村の裁量によるところが大きい。そのため利用実績を集計して互いに請求し合う形となっており、請求事務に時間と労力を費やしている。

法律に基づく設置義務がある施設であることを鑑みれば、国等による費用負担の仕組みが整えられることが望ましいと考えるが、お互いの市における負担金の金額が同程度であれば、相互免除とすることも一つの方法であると思われる。

そこで、前橋市に住所を有する障害者が太田市の地域活動支援センターを利用した場合の前橋市の負担金、及び、太田市に住所を有する障害者が前橋市内の地域活動支援センターを利用した場合の太田市の負担金の金額について質問したところ、以下のとおり回答を得た。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
前橋市の負担金	1,271 千円	1,126 千円	1,302 千円
太田市の負担金	102 千円	475 千円	0 千円

上記の通り、前橋市に住所を有する障害者が太田市内の地域活動支援センターを利用する実績に対し、

太田市に住所を有する障害者が前橋市内の地域活動支援センターを利用する実績は極端に少ない。前橋市の地域活動支援センターを利用することについて、なんらかのハードルがあるのではないかと推察される。

(改善案)

前橋市の地域活動支援センターの利用が相対的に少ないことについて、利用者に対するアンケート調査等を実施し、原因の分析を行うことが望まれる。

(36) し尿処理施設維持管理負担金（ごみ減量課）

【負担金等の概要】

担当部課	ごみ減量課					
負担金等の名称	し尿処理施設維持管理負担金					
根拠（法令名・要綱名等）	平成9年9月1日付の前橋市水道事業管理者作成の「し尿処理施設の管理について（回答）」					
開始年度	平成10年4月1日					
事業内容	し尿処理施設の維持管理を前橋市公営企業管理者に委託し、その経費を負担するもの。					
目的・期待される効果	下水道事業と一体的に事務を行うことで効率的な管理ができる。					
負担金等の金額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
当初予算額	223,979千円	258,167千円	257,947千円	268,583千円		
決算額	210,767千円	232,412千円	266,541千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（ 前橋市公営企業管理者による繰入計画 ）					
算定方法の法令・要綱等	前橋市公営企業管理者による繰入計画					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	前橋市公営企業管理者					

【事業の概要】

市所有のし尿・浄化槽汚泥処理施設（2施設）の維持管理を前橋市公営企業管理者に委託し、その経費を負担するもの。平成9年9月1日付の前橋市水道事業管理者（現在の前橋市公営企業管理者）作成

の「し尿処理施設の管理について（回答）」において、し尿処理施設の運転管理に係る経費は全額一般会計の負担とするものと定められている。

維持管理費のうち主たる経費の金額は以下のとおりである（平成 30 年度経費負担区分計算表（決算）し尿処理費）。

（単位：千円）

主たる項目	金額
① 給料	7,742
② 委託料	77,635
③ 請負費	98,391

上記①の給料は、水道局下水施設課施設管理係所属の職員 2 名の給与である。担当業務とすると、「し尿処理施設の維持管理に関すること」で備品・消耗品の発注から支払い、各種法令に基づく保守点検等の業務委託の契約事務・監督・支払い、各種工事や修繕の設計等である。なお類似の業務は計 6 名が担当しており、そのうち 2 名分の給与をごみ減量課が負担している。

②委託料は、主として当該施設の管理運営を外部業者に委託しており、その外部委託費のごみ減量課負担分である。当該 2 施設を含む複数施設（対象施設は 60 程度）の管理運営を一括して業務委託している。現行契約は、平成 27 年 4 月 1 日～令和 2 年 7 月 31 日までを委託期間としている。委託業者は、入札を経て選定されているが、過去変更はなされていない。業務内容は施設の保守点検、運転操作監視業務、水質試験業務等である。

③請負費は、施設の修理、修繕工事のうち金額が大きいもの（小さいものは施設補修費に分類）である。請負業者は入札又は見積合わせによって選定されている。施設が経年劣化により老朽化しており今後増加が見込まれる。

負担金額の割り振りは以下のとおりである。

まず、施設の維持管理は水道局に委託しており、水道局が一旦は維持管理費を負担する。水道局は、自身及び他の課が所管する施設の維持管理も併せて行っており、①発注する施設修繕工事（同じ敷地内の複数施設で所管する課が異なる施設あり）や②施設維持のための施設管理外注先が複数施設を一括管理している関係上、また、③ごみ減量課所管施設の維持管理に携わる職員分給与（下水道施設課の職員が兼務している）負担などで、ごみ減量課所管施設の維持費のみを算定することが困難である（例として挙げると、水道局が管理している施設が 10 施設あるとして、一つの業者に 10 施設分全て一括契約を行う場合など）。

そのため、各課の負担金額の割り振りは、水道局が一旦負担した経費の総額を各施設で処理する汚泥の量や、各施設建設時に計画した汚泥の処理量等をもとに決定され、各課に請求されている。

支出は年に 5 回、前橋市公営企業管理者から挙げられる請求書に応じて支払いがなされている。請求書の金額は添付の内訳資料で照合をしているが、詳細な計算根拠までは把握できていない。

平成 30 年度は当初予算 257,947 千円を 274,254 千円に補正している。その要因としては燃料費調整額の変動に伴う電気料金単価増、予算要求時の想定よりも工事及び業務委託の労務単価が上がっていること及び予算要求時に想定しえなかった不具合による機器更新が挙げられる。

【監査結果及び意見】

【請求額のチェック体制について（意見）】

（現状及び問題点）

ごみ減量課が所管する事業ではあるが、前橋市公営企業管理者が積算した金額を要求資料に基づいてそのまま予算として計上しており、また、当年度に係る負担金の請求書が前橋市公営企業管理者から送付され、その金額を原則として支出しており、詳細な計算根拠等を確認できていないとの説明を受けた。（改善案）

同様に前橋市公営企業管理者からの通知額による事業である、「雨水処理経費等負担金（雨水処理経費）」や「雨水処理経費等負担金（汚水公費）」を所管している都市計画課においては、前橋市公営企業管理者から決算書の各勘定科目の内訳を入手し、その内容が本通知の内容と合致しているか確認することで、負担すべき金額として請求された金額の妥当性を検討しているとの説明を受けた。所管課として、できる限りの計算根拠の理解と資料の確認を行い、請求額等に誤りがないかどうかの確認を行うことが望まれる。

(37) 住宅団地排水処理施設維持管理負担金（ごみ減量課）

【負担金等の概要】

担当部課	ごみ減量課					
負担金等の名称	住宅団地排水処理施設維持管理負担金					
根拠（法令名・要綱名等）	前橋市地域し尿処理施設の設置及び管理に関する条例 前橋市地域し尿処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則					
開始年度						
事業内容	住宅団地排水処理施設の維持管理を前橋市公営企業管理者に委任し、その経費を負担するもの。					
目的・期待される効果	下水道事業と一体的に事務を行うことで効率的な運用ができる。					
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
当初予算額	61,292 千円	62,752 千円	81,430 千円	97,972 千円		
決算額	56,706 千円	57,279 千円	78,036 千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（ 前橋市公営企業管理者による繰入計画 ）					
算定方法の法令・要綱等	前橋市公営企業管理者による繰入計画					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？					

	□有 □無 有の場合、その内容（ ）
交付先団体名	前橋市公営企業管理者

【事業の概要】

市所有の地域し尿処理施設（住宅団地排水処理施設）の維持管理を前橋市公営企業管理者に委託し、その経費を負担するものである。前橋市地域し尿処理施設の設置及び管理に関する条例第10条により、当該施設の運転管理に係る経費を支払うものとされている。

維持管理費のうち主たる経費の金額は以下のとおりである（平成30年度経費負担区分計算表（決算）住宅団地排水処理費）。

科目	金額
① 委託料	26,969 千円
② 請負費	35,661 千円

委託料は、主として当該施設の管理運営を外部業者に委託しており、その外部委託費のごみ減量課負担分である。当該施設を含む複数施設（対象施設は60程度）の管理運営を一括して業務委託している。業務委託契約は、従前から市が管理している施設については、平成27年4月1日～令和2年7月31日までを委託期間とする長期継続契約で、平成29年度から市に移管された施設や新たに稼働した施設については同年から1年契約の随意契約を締結している。㊦長期継続契約の委託業者は、競争入札を経て選定されているが、過去変更はなされていない。業務内容は施設の保守点検、運転操作監視業務、水質試験業務等である。㊧随意契約の業者は、㊦の業者と同じであり、運転管理の技術と質を確保し、効率的かつ安定的に維持管理を行うことを理由として選定されている。

請負費は、施設の修理、修繕工事のうち金額が大きいもの（小さいものは施設補修費に分類）である。請負業者は入札又は見積合わせによって選定されている。施設が経年劣化により老朽化しており今後増加が見込まれる。

負担金額の割り振りは以下のとおりである。

まず、施設の維持管理は水道局に委託しており、水道局が一旦は維持管理費を負担する。水道局は、自身及び他の課が所管する施設の維持管理も併せて行っており、①発注する施設修繕工事（同じ敷地内の複数施設で所管する課が異なる施設あり）や②施設維持のための施設管理外注先が複数施設を一括管理している関係上、ごみ減量課所管施設の維持費のみを算定することが困難である（例として挙げると、水道局が管理している施設が10施設あるとして、一つの業者に10施設分全て一括契約を行う場合など）。

そのため、各課の負担金額の割り振りは、水道局が一旦負担した経費の総額を各施設で処理する汚泥の量や、各施設建設時に計画した汚泥の処理量等をもとに決定され、各課に請求されている。

支出は年に5回、前橋市公営企業管理者から挙げられる請求書に応じて支払いがなされている。請求書の金額は添付の内訳資料で照合をしているが、詳細な計算根拠までは把握できていない。

平成30年度は当初予算81,430千円を82,775千円に補正している。その要因としては工事請負費が増額となったことが挙げられる。

【監査結果及び意見】

【請求額のチェック体制について（意見）】

（現状及び問題点）

ごみ減量課が所管する事業ではあるが、前橋市公営企業管理者が積算した金額を要求資料に基づいてそのまま予算として計上しており、また、当年度に係る負担金の請求書が前橋市公営企業管理者から送付され、その金額を原則として支出しており、詳細な計算根拠等を確認できていないとの説明を受けた。
（改善案）

同様に前橋市公営企業管理者からの通知額による事業である、「雨水処理経費等負担金（雨水処理経費）」や「雨水処理経費等負担金（汚水公費）」を所管している都市計画課においては、前橋市公営企業管理者から決算書の各勘定科目の内訳を入手し、その内容が本通知の内容と合致しているか確認することで、負担すべき金額として請求された金額の妥当性を検討しているとの説明を受けた。所管課として、できる限りの計算根拠の理解と資料の確認を行い、請求額等に誤りがないかどうかの確認を行うことが望まれる。

(38) し尿処理施設解体工事償還元金負担金（ごみ減量課）

【負担金等の概要】

担当部課	ごみ減量課			
負担金等の名称	し尿処理施設解体工事償還元金負担金			
根拠（法令名・要綱名等）	合流式下水道緊急改善事業の施行に関する協定書			
開始年度				
事業内容	し尿処理施設の解体工事事務を前橋市公営企業管理者が実施し、その経費を負担するもの。			
目的・期待される効果	下水道事業と一体的に事務を行うことで効率的な運用ができる。			
負担金等の金額（元金負担金）	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
当初予算額	3,437 千円	3,352 千円	3,183 千円	3,181 千円
決算額	3,248 千円	3,346 千円	3,180 千円	
負担金等の金額（利息負担金）	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
当初予算額	1,420 千円	1,420 千円	1,413 千円	1,403 千円
決算額	1,420 千円	1,420 千円	1,413 千円	
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（前橋市公営企業管理者による繰入計画）			
算定方法の法令・要綱等	前橋市公営企業管理者による繰入計画			
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市			

財源の内訳割合	国	%	県	%	市	%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ □有 □無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	前橋市公営企業管理者					

【事業の概要】

し尿処理施設の解体工事費について市債を発行して捻出したため、事務を前橋市公営企業管理者に依頼し、その償還元金及び利息を負担するもの。償還先は地方公営企業等金融機構である（地方公営企業等金融機構法第28条第1項第1号）。

ごみ減量課が平成30年度に負担した償還金は、平成23年度のし尿処理施設解体工事（工事契約額19,015千円。30年償還）、及び平成25年度の雨天時貯留沈殿池建設工事のうちし尿処理施設の解体工事に係る費用（工事契約額99,246千円。30年償還）に係る元利償還金で、元金3,180千円、利息1,413千円である。

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(39) 合併浄化槽補助金事務負担金（ごみ減量課）

【負担金等の概要】

担当部課	ごみ減量課			
負担金等の名称	合併浄化槽補助金事務負担金			
根拠（法令名・要綱名等）	市長の権限に属する事務の一部を前橋市公営企業管理者に委任することに関する協議 市長の権限に属する事務の一部を前橋市公営企業管理者に委任する規則			
開始年度				
事業内容	環境政策課所管事務を前橋市公営企業管理者に委任し、その経費を負担するもの。			
目的・期待される効果	下水道事業と一体的に事務を行うことで効率的な運用ができる。			
負担金等の金額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
当初予算額	2,327千円	2,299千円	2,307千円	2,339千円
決算額	2,336千円	2,326千円	2,339千円	
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（前橋市公営企業管理者による繰入計画）			

算定方法の法令・要綱等	前橋市公営企業管理者による繰入計画					
金額の構成等	■市単独 □国・県・市 □国・市 □県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ □有 □無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	前橋市公営企業管理者					

【事業の概要】

合併処理浄化槽設置整備費補助事業（公共下水道等のない区域で申請者が単独処理浄化槽等を撤去等し、自己が居住するための住宅に合併処理浄化槽を設置する個人に対し、浄化槽設置工事費の一部を補助する事業）の事務手続に関し、非常勤職員を水道局で任用し、その人件費を負担するものである。

職員の業務としては、合併処理浄化槽補助申請、排水設備工事確認申請等の補助業務及び浄化槽中間検査等であり、業務の効率化を図るため任用されたものである。

平成 30 年度の決算額は 2,339 千円であった。

【監査結果及び意見】

【起案書の件名誤記について（意見）】

（現状及び問題点）

当該負担金の支出のために作成された起案書を閲覧したところ、起案書の件名に異なる負担金の件名を誤記したまま決裁がなされており、これに基づき支払まで行われていた。なお年度末の時点で誤りに気づき、歳出予算整理簿上で更正されたとの説明を受けた。

（改善案）

起案書の作成時点や決裁時点において、各担当者の慎重な確認が求められる。

(40) 住宅団地排水処理施設使用料徴収事務負担金（ごみ減量課）

【負担金等の概要】

担当部課	ごみ減量課
負担金等の名称	住宅団地排水処理施設使用料徴収事務負担金
根拠（法令名・要綱名等）	前橋市地域し尿処理施設の設置及び管理に関する条例 同施行規則 地域し尿処理施設使用料の徴収に伴う協定書
開始年度	
事業内容	住宅団地排水処理施設の使用料徴収事務を前橋市公営企業管理者に委任し、その経費を負担するもの。
目的・期待される効果	下水道事業と一体的に事務を行うことで効率的な運用ができる。

負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
当初予算額	1,676 千円	2,111 千円	2,158 千円	2,066 千円		
決算額	1,656 千円	2,097 千円	2,138 千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（ 前橋市公営企業管理者による繰入計画 ）					
算定方法の法令・要綱等	前橋市公営企業管理者による繰入計画					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	前橋市公営企業管理者					

【事業の概要】

住宅団地排水処理施設の使用料徴収事務を前橋市公営企業管理者に委託し、その経費を負担するものである。前橋市地域し尿処理施設の設置及び管理に関する条例第 10 条、同施行規則第 10 条に基づき、市長は前橋市公営企業管理者に、地域し尿処理施設使用料（ごみ減量課）及び農業集落排水処理施設使用料（農村整備課）の使用料の徴収を委任しており、その経費を各課で負担している。

経費の負担割合は、地域し尿処理施設使用料の徴収に伴う協定書に基づき、各施設の使用料調定件数（請求権が発生した件数）による。経費の主な内訳は、業務委託料、通信運搬費、給与、会計システム保守委託料である。

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(41) 富士見クリーンステーションに係る地元交付金（清掃施設課）

【負担金等の概要】

担当部課	清掃施設課
負担金等の名称	富士見クリーンステーションに係る地元交付金
根拠（法令名・要綱名等）	富士見最終処分場及び富士見クリーンステーションに関する協定書
開始年度	平成 8 年度
事業内容	最終処分場及びごみ処理施設稼働にあたっての地元交付金
目的・期待される効果	最終処分場及びごみ処理施設の継続的な稼働

負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
当初予算額	2,500 千円	2,500 千円	2,500 千円	2,500 千円		
決算額	2,500 千円	2,500 千円	2,500 千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input checked="" type="checkbox"/> 定額補助（2,500 千円 ） <input type="checkbox"/> その他（ ）					
算定方法の法令・要綱等	富士見最終処分場及び富士見クリーンステーションに関する協定書					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	石井一区自治会、市之木場自治会、山口自治会					

【事業の概要】

市所有の富士見最終処分場及び富士見クリーンステーションの両施設の稼働について、施設近隣住民に対する協力金として、地元自治会（富士見町石井一区自治会、同町市之木場自治会及び同町山口自治会）に対し、地元自治会運営費名目で交付金を支払うものである。

各自治会の交付金の金額は以下のとおりである。

自治会	世帯数	交付金額
石井一区自治会	217 世帯	750,000 円
市之木場自治会	84 世帯	1,000,000 円
山口自治会	79 世帯	750,000 円

市と各自治会との間で「富士見最終処分場及び富士見クリーンステーションに関する協定書」がそれぞれ締結されている。なお、協定書はいずれも、平成 27 年 11 月 18 日付で締結されたもので、本協定の有効期間は 10 年間としている（協定書第 5 条）。交付金額について、いずれも協定書第 2 条 1 項において規定され、各自治会に上記金額を毎年 5 月末日までに支払うものとされ、平成 30 年度も支払われている。

本施設は、平成 9 年から操業しており、上記協定書は、平成 8 年 2 月に締結されている。当時は、旧 4 町村（富士見村、大胡町、宮城村及び粕川村）と上記 3 自治会との間で協定書が締結され、10 年毎に更新が図られ、平成 17 年及び平成 27 年に更新されている。本交付金は、平成 8 年の協定以来、現在まで対象自治会及び金額に変更はない。なお、平成 27 年の更新締結の際は、旧 4 町村は前橋市と合併しており、協定の当事者は、前橋市と 3 自治会となっている。

交付金額は、平成 8 年の協定時に各自治会と協議し決定されたものを踏襲している。市之木場自治会が最も多い金額であるが、その理由は、施設稼働による迷惑及び汚水等のリスクの度合いが高いためと

の説明を受けた。

なお交付金の使途は、各自治会の公民館等の維持管理費等に使用されているとのことである。

【監査結果及び意見】

【交付金額の定期的な見直しについて（意見）】

（現状及び問題点）

平成 8 年の協定締結以来、交付金額に変動はない。協定書については、平成 17 年及び平成 27 年に更新されており、当時の各自治会との総会や各自治会から選出された施設監視員の総会において、交付金額の協議が行われたが、いずれも変更しないと決定したとのことである。

（改善案）

最終処分場及びごみ処理施設の継続的な稼働を行うために地元住民の理解を得ることは重要であり、地元住民に一定の負担を強いている以上の交付金自体を否定するものではないが、時の経過に伴い、世帯数や稼働状況等が変動する中で、適正な金額についても変動している可能性がある。地元へ敬意を払いつつも金額について定期的に協議を続けていくことが望まれる。

【交付金の使途の把握について（意見）】

（現状及び問題点）

交付金の使途については、公民館等の維持管理等に使用されているとのことであるが、協議の際に口頭で聴取した程度の情報である。市民の税金が活用されている以上、負担金を交付する市としても説明責任があり、どのような用途に使用されているのか確認することが必要であると考え。

（改善案）

各自治会の収支予算書等を確認するなどして、交付金が適切に使用されているか否かについて、一歩踏み込んだ確認作業が求められる。

(42) 大胡クリーンセンター地元協力費（清掃施設課）

【負担金等の概要】

担当部課	清掃施設課			
負担金等の名称	大胡クリーンセンター地元協力費			
根拠（法令名・要綱名等）	ごみ処理施設周辺整備に関する協定書			
開始年度	平成 2 年度			
事業内容	堀越地域の環境保全及びその発展・環境整備			
目的・期待される効果	地域振興及びごみ処理施設の継続的な稼働			
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
当初予算額	970 千円	970 千円	970 千円	970 千円
決算額	970 千円	970 千円	970 千円	
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ）			

	<input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input checked="" type="checkbox"/> 定額補助（ 97 万円） <input type="checkbox"/> その他（ ）						
算定方法の法令・要綱等	地元協力費に関する覚書						
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市						
財源の内訳割合	<table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>%</td> <td>県</td> <td>%</td> <td>市</td> <td>100%</td> </tr> </table>	国	%	県	%	市	100%
国	%	県	%	市	100%		
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）						
交付先団体名	堀越ごみ処理施設関係対策委員会						

【事業の概要】

市所有の大胡クリーンセンターの稼働について、施設近隣住民に対する協力金（迷惑料）として、地元住民から構成される堀越ごみ処理施設対策委員会に対し、協力費年額 97 万円を支払うものである。平成 2 年の稼働に伴い、同年 1 月 26 日付で、旧大胡町と同対策委員会との間で「ごみ処理施設周辺整備に関する協定書」が締結されて以来、現在まで、同対策委員会に対し、毎年協力費が支払われている。

協力費の金額には過去変遷があったものの、現在の年額 97 万円は、平成 23 年以降変化はない。なお、平成 22 年は、まつり補助金 23 万円と地元協力費 97 万円の合計 120 万円が同対策委員会に交付されていたが、平成 23 年にまつり補助金が廃止され、現在の形となって継続している。

本件協力費の根拠は、前記協定書第 7 項でありこれに基づき、毎年覚書を締結している。交付金の用途は把握されていないが、自治会の公民館等の維持管理費等に使用されているとの説明を受けている。

なお本施設は、令和元年度で閉鎖予定であり、本件協力費も廃止予定である。

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(43) 市之木場地区土地総畑かん賦課金（清掃施設課）

【負担金等の概要】

担当部課	環境部清掃施設課
負担金等の名称	市之木場地区土地総畑かん賦課金
根拠（法令名・要綱名等）	前橋市との合併に伴う市之木場総畑かんの維持管理について（平成 21 年富士見村長から総畑かん組合長への回答書）
開始年度	平成 11 年度 現行は平成 21 年度
事業内容	富士見最終処分場において畑かんを使用する

目的・期待される効果	灰の飛散及び田圃への塩害の防止					
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
当初予算額	590 千円	590 千円	590 千円	590 千円		
決算額	590 千円	590 千円	590 千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input checked="" type="checkbox"/> 定額補助（590 千円 ） <input type="checkbox"/> その他（ ）					
算定方法の法令・要綱等	前橋市との合併に伴う市之木場総畑かんの維持管理について(平成 21 年富士見村長から総畑かん組合長への回答書)					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	市之木場地区土地総畑かん組合					

【事業の概要】

富士見クリーンステーション開設以来、同施設は、市之木場地区土地総畑かん組合が管理する畑地灌漑用水（以下「畑かん」という。）を使用してきた。畑かんの利用は、灰の飛散及び田圃への塩害の防止などクリーンステーション運営に当たっては必要不可欠である。

平成 21 年の旧富士見村との合併以前は、富士見村が、水のくみ上げのためのポンプ使用に伴う電気使用量分（実際の使用料）を支払っていた。平成 21 年の合併に伴い、「合併に伴う市之木場総畑かんの維持管理について」と題する富士見村長の回答書（平成 21 年 2 月 5 日付）という形で、合併後は、市が富士見クリーンステーションの畑かん使用に伴う賦課金として毎年 59 万円を同組合に支払うものとされた（回答書第 3 項）。畑かんの使用方法は変わっていない（電気使用）が、市の性質上、賦課金（定額制）とした。年額 59 万円は、過去の使用料や将来的な維持管理費をもとに算定された（「検討書」あり）。

市では毎年の実際の電気使用量を把握しており、年によって変動があるものの、賦課金額は概ね適正額と判断している。

使用量 H29 年度 47 万 5000 円相当

H30 年度 87 万円相当（漏水等のアクシデントによる多量の使用があった）

H31 年度 54～55 万円の見込

【監査結果及び意見】

【賦課金額にかかる協定書の締結について（意見）】

（現状及び問題点）

本賦課金の支払根拠として平成 21 年富士見村長から総畑かん組合長への回答書が挙げられるが、合

併に伴い当時の富士見村長が回答した内容が、合併後の前橋市を当然に拘束する規範とはならないと考
える。

(改善案)

この回答を基に前橋市としてこれを受け入れるのであれば、市と組合とで改めて内容を確認し、本賦
課金を支払うこととする協定等を締結することが望まれる。

(44) 前橋テクノフォーラム実行委員会負担金 (産業政策課)

【負担金等の概要】

担当部課	産業経済部産業政策課					
負担金等の名称	前橋テクノフォーラム実行委員会負担金					
根拠 (法令名・要綱名等)	前橋テクノフォーラム実行委員会負担金に係る協定書					
開始年度	平成 12 年度					
事業内容	前橋テクノフォーラム実行委員会運営費用の支出					
目的・期待される効果	本市が事務局運営費用を負担することにより、前橋テクノフォーラム実行委員会による諸事業が効率的に運営され、子どもたちをはじめ多くの市民が科学技術に関心を持ち、未来の技術者の創出の契機となり、もって本市産業の発展に資することを目的とする。					
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
当初予算額	1,900 千円	4,263 千円	2,650 千円	3,462 千円		
決算額	1,900 千円	2,800 千円	3,090 千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助 (補助率：) <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助 (単価： 数量：) <input type="checkbox"/> 定額補助 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (二者協定による)					
算定方法の法令・要綱等	なし					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容 ()					
交付先団体名	前橋テクノフォーラム実行委員会					

【事業の概要】

子どもたちをはじめ多くの市民が科学技術に関心を持ち、未来の技術者の創出の契機となり、もって
本市産業の発展に資することを目的として平成 12 年度から開始されている前橋テクノフォーラム実行
委員会の事務局運営費用を負担するものである。「平成 30 年度前橋テクノフォーラム実行委員会負担金

に関する協定書」に基づき負担金額が決定されている。

平成 30 年度までは、産業政策課が事務局として事業運営に関与し、実行委員会と市との間で協定を締結し負担金を拠出していた。なお、令和元年度からは実行委員会による自主的運営体制が確立されたことに伴い、公益性の高い民間事業に対する補助事業として見直されている。

平成 30 年度は、以下の要領で開催された。

事業名	サンデンまえばしロボコン 2018
内容	19 回目の開催。21 世紀を担う若者を中心に「ものづくり」の楽しさ、大切さを実際に体験してもらうことを目的に開催しているロボットコンテスト。平成 25 年からネーミングライツによりサンデンホールディングス（株）がパートナー企業に加わった。こどもの部、中学生の部、一般の部の 3 部門を実施。
開催日時	8 月 18 日（土）午前 10 時～午後 5 時 30 分
場所	前橋市総合福祉会館
参加者数	こどもの部 9 チーム、中学生の部 165 チーム、一般の部 20 チーム 観客数：約 350 人

負担金の当初予算は、265 万円であったが、44 万円の追加となり、最終的には 309 万円となった。追加理由としては、予算編成時は平成 30 年度をもって事業終了としていたが、協議の結果、令和元年度以降も開催することが決定し、次年度大会に係る準備費用が必要となったためとしている。

事業の収入は本件負担金、ネーミングライツ契約料（40 万円）及び繰越金等である。主な支出は、事業費（主として運営の業務委託（240 万円））、旅費、事務局費等である。委託する運営業務は主として、準備委員会の開催、チラシ・ポスター作成、ホームページ運営管理、参加者説明会の開催、大会設営等全般に及ぶ。業者とは随意契約であり、選定理由は、事業創業当初より携わっていることから、業務内容を熟知していること及び昨年度の業務遂行業者であり本業務を確実に履行できることが見込まれることが挙げられている。

【監査結果及び意見】

【実行委員会の総会決議について（意見）】

（現状及び問題点）

平成 30 年度の実行委員会の総会においては、平成 30 年度の事業計画及び予算が議案として挙げられているが、会議体による決議ではなく書面による決議が行われた。会則上、書面による決議が可能であるか否かは不明である。また委員の一人から、書面による回答に、予算案への異議や委員会実施の要請の意見が述べられているが、これに対する対応の有無及び対応内容は不明である。上述の通り、当初予算から負担金が 44 万円の追加となったことから、予算の策定段階で十分な議論を尽くされていたかどうかについて疑念が生じる。

（改善案）

重要議案である予算等の決議にあたっては、構成員が対面で議論を行うことができる会議を行うことが好ましい。負担金を拠出する前橋市としても、実行委員会の適正な運営のために指導を行うことが望まれる。

(45) シーズ・ポート管理費（にぎわい商業課）

【負担金等の概要】

担当部課	産業経済部にぎわい商業課					
負担金等の名称	シーズ・ポート管理費					
根拠（法令名・要綱名等）	シーズ・ポート管理規約					
開始年度	平成 11 年度					
事業内容	市と民間による区分所有施設の管理費の支出					
目的・期待される効果	市を含む区分所有者（市を含め 4 者）が負担する管理費により、施設の供用設備の保守・点検、運転・操作及び維持等に関する管理を効率的に実施することができる。					
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
当初予算額	16,222 千円	16,222 千円	16,050 千円	16,181 千円		
決算額	16,222 千円	16,065 千円	16,170 千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他(前年度の管理費実績から負担割合に応じて算出)					
算定方法の法令・要綱等	なし					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	0%	県	0%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	シーズ・ポート区分所有者集会					

【事業の概要】

5 番街地区第一種市街地再開発事業により整備された施設建築物、施設建築敷地、付属設備及び付属施設（以下「シーズ・ポート」という。）を市と民間による区分所有しているところ、施設に係る管理費等を区分所有者それぞれが負担することとされている（シーズ・ポート管理規約第 31 条）。なお、店舗部については市を含む 4 者の区分所有、駐車場部については市の所有となっている。

管理費の内訳とすると①施設の供用設備の保守・点検、運転・操作及び維持等を委託する業務委託費、②光熱水費（建物全体の基本料金と共用部。個別使用量は各自が負担する。）及び③その他管理費（法定の点検等）となっている。

市の負担部分については、①～③毎にそれぞれ負担金額の算定方法が決められている。大要は以下のとおりである。

項目	算定方法
① 業務委託費	<p>業務委託費は、㊦管理業務委託（建物全体の総括管理を行うための人件費）、㊧設備管理業務（電気設備、消防用設備等）、㊨清掃管理業務（日常、定期、外装ガラス）からなる。各業務について毎年、数社より見積書を徴取し、契約しているが、委託する業者は、基本的に開設以来、変更はない。契約業者を選定した理由は、一番安価であり、開設以来の実績もあることが挙げられている。</p> <p>それぞれについて定められた按分方法で店舗部と駐車場部の負担額を決め、店舗部については区分所有者 4 者の専有面積割合で案分した金額を負担、駐車場部は単独所有する市が全額負担する。</p> <p>* 按分方法</p> <p>共有持分割合 = 店舗部 0.111914 : 駐車場 0.888086 (管理規約第 9 条関係)</p> <p>権利者按分 = 店舗 4 : 駐車場 1 (店舗は 4 者の区分所有、駐車場は市の単独)</p> <p>電気使用量按分 = 店舗 35 : 駐車場 65 (店舗と駐車場の電気使用量に応じた按分※)</p> <p>※なお、平成 30 年度の実際の使用量は店舗 34.41 : 駐車場 65.59 で概ね合致している。</p>
② 光熱水費	上記①に準じた按分方法で店舗と駐車場部の経費を案分
③その他管理費	上記①に準じた按分方法で店舗と駐車場部の経費を案分

平成 30 年度予算の①～③の合計は 17,953 千円、うち店舗 4,277 千円、駐車場 13,675 千円であった。当該施設の全体の専有面積が 14,046.08 m²で、市が専有する駐車場 12,504.97 m²、市を含む 4 者で区分所有する店舗合計面積は 1,541.11 m²であり、うち市の店舗専有面積は 902.62 m²である。市の負担金（予算）は、店舗分年額 2,505 千円（4,277 千円×902.62÷1,541.11 m²）、駐車場 13,675 千円となった。

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(46) 糸都に関する負担金（にぎわい商業課）

【負担金等の概要】

担当部課	産業経済部にぎわい商業課
負担金等の名称	糸都に関する負担金

根拠（法令名・要綱名等）	糸都に関する協定					
開始年度	平成 27 年度					
事業内容	前橋商工会議所が発行する会報誌「糸都」に市政情報ページとして 2 ページ、前橋東部商工会、富士見商工会のページを各 1 ページ掲載。前橋市・前橋商工会議所・各商工会の情報をひとつの広報媒体を活用して、各団体の会員へ広く情報発信するもの。					
目的・期待される効果	前橋市と商工会議所及び両商工会が連携・協力を行い、「糸都」を活用した情報発信をすることにより、商業振興・発展に繋がることが期待される。また、市内の商工事業者に向けた有効な情報発信手段となっており、事業者向けの市政情報を広く発信することができる。					
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
当初予算額	3,288 千円	3,288 千円	3,288 千円	3,098 千円		
決算額	3,288 千円	3,288 千円	3,070 千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（制作費（印刷費、封筒代、ラベル費、送料等）を按分）					
算定方法の法令・要綱等	糸都に関する協定					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	0 %	県	0 %	市	100 %
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	前橋商工会議所					

【事業の概要】

上記のとおり、前橋商工会議所が発行する会報誌「糸都」に市政情報ページとして 2 ページ、前橋東部商工会、富士見商工会のページを各 1 ページ掲載。前橋市・前橋商工会議所・各商工会の情報をひとつの広報媒体を活用して、各団体の会員へ広く情報発信するもの。糸都は毎月発行されており、配布数は 7,090 部である。

【監査結果及び意見】

【年度途中での負担金の増加について（意見）】

（現状及び問題点）

当初協定書では、平成 30 年度の当該事業の負担金は 1,358 千円であったが、年度途中に会議所より協議の申し入れがあり、3,070 千円に増額されている。この増額に至る経緯、協議内容の詳細が記録上、不明確である。

(改善案)

いかなる過程で増額となったか、協議した日時や協議内容、増額に至った理由などが分かるよう議事録を作成、保存しておく必要がある。

【負担金の効果測定について（意見）】

(現状及び問題点)

中小企業の振興を目的とする本事業の効果が適切に測定されていない。市民の税金を活用している以上、負担金としての効果測定を行うことが望ましい。

(改善案)

例えば、市政情報ページを見た問い合わせ件数を把握する、商工会議所から読者からの反響をヒアリングするなど、商工会議所と協議を行い適切な効果測定を行うことが望まれる。

(47) 5番街立体駐車場の電気料金相当額分負担金（にぎわい商業課）

【負担金等の概要】

担当部課	産業経済部にぎわい商業課					
負担金等の名称	5番街立体駐車場の電気料金相当額分負担金					
根拠（法令名・要綱名等）	シーズ・ポート管理費等取扱細則					
開始年度	平成11年度					
事業内容	シーズ・ポート区分所有者集会在電力会社に建物全体の電気料金を支払い、そのうち5番街立体駐車場の実費相当金額を当該集会へ負担金として支払うもの。					
目的・期待される効果	市占用部分である駐車場内に設置された各種システムを正常に稼働させ、かつ、場内の明かりを保つことで歩行者や車両走行の安全確保を図ることができる。					
負担金等の金額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
当初予算額	3,317千円	3,000千円	2,700千円	3,500千円		
決算額	2,450千円	2,787千円	3,383千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（[施設全体－テナント部分]の電気使用料金に対し、駐車場部分の負担割合に応じて算定）					
算定方法の法令・要綱等	なし					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	0%	県	0%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？					

	□有 ■無 有の場合、その内容（ ）
交付先団体名	シーズ・ポート区分所有者集会

【事業の概要】

5番街地区第一種市街地再開発事業により整備された施設建築物、施設建築敷地、附属設備及び附属施設（以下「シーズ・ポート」という。）を市と民間による区分所有している。本負担金は、5番街立体駐車場における電気使用量を負担するものである。手続的には、まず、シーズ・ポート区分所有者集会在電力会社に建物全体の電気料金を支払い、そのうち当該事業に該当する5番街立体駐車場の実費相当金額を当該集会へ負担金として支払う。

当該駐車場の相当額の算定方法は以下のとおりである。

① 東電の請求書で全体使用量が判明。 例 39,257kwh
② 区分所有者集会で各テナントの個メーターをみて各テナントの使用量を把握。 例 14,123kwh
③ 全体（上記①）から各テナント分（上記②）を控除すると、駐車場部（共用部含む）使用量が判明。 例 $39,257 - 14,123 = 25,134\text{kwh}$
④ 上記③のうち共用部を除いた当該事業負担部を算定。駐車場の割合は63%。 例 $25,134 \times 63\% = 15,834\text{kwh}$

上記割合は、平成8年の開設以来、固定された数字となっている。なお、平成30年度の店舗と駐車場の実際の使用量は店舗34.41：駐車場65.59であった。

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(48) 前橋市農業まつり負担金（農政課）

【負担金等の概要】

担当部課	農政部農政課
負担金等の名称	前橋市農業まつり負担金
根拠（法令名・要綱名等）	なし
開始年度	昭和62年度
事業内容	前橋市農業まつり実行委員会に対する負担金
目的・期待される効果	前橋市農業まつりは、生産者と消費者の交流により農業に対する理解を深め、本市農業の健全な発展を図ることを目的に開催されているため、本市が負担金を支出することで、集客力のある楽しい魅力あるイベントが開催でき、本まつりの目的を達成することができ

	る。					
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
当初予算額	2,000 千円	2,000 千円	2,000 千円	2,000 千円		
決算額	2,000 千円	2,000 千円	2,000 千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input checked="" type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）					
算定方法の法令・要綱等	なし					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	前橋市農業まつり実行委員会					

【事業の概要】

例年 11 月に開催される「前橋市農業まつり」の運営費に係る負担金である。JA 前橋市、前橋市、及び前橋市農業委員会の 3 者によって運営費を負担している。前橋市の「食」、「農」に触れ合うイベントを中心に、前橋市の農業の健全な発展を図るべく開催されており、例年 2 万人程度の来場者数となっている。

過去 3 期分の前橋市農業まつりの収支一覧、負担金の推移は下記のとおり。

(単位：千円)

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
負担金	前橋市	2,000	2,000	2,000
	農業委員会	200	200	200
	JA 前橋市	2,000	2,000	2,000
雑収入	品評会売上、販売収入	344	225	221
繰越金	前年度からの繰越	5	364	701
収入決算額		4,550	4,789	5,122
支出決算額		4,186	4,087	4,608
次年度繰越額		364	701	514
次年度予算額		4,900	5,100	4,900

【監査結果及び意見】

【負担割合の見直し方法について（意見）】

(現状及び問題点)

3 者の負担割合は、每期実行委員会の承認により決定しているとの説明を受けたが、負担額の割合や

決定方法について実行委員会の規約等に明確な記載がない。前橋市、農業委員会、JA 前橋市はそれぞれ毎期定額の負担金を交付しているが、これらの金額がどのように決定されているかどうかについて、合理的な説明資料がない。

また実行委員会の予算額は、3 者による負担金を定額前提とした上で、前年度繰越額を含む総額を基に予算を策定している。直近 3 期では毎期次年度繰越額が発生しているため、本来負担すべき金額は繰越金に応じ減少するのが合理的である。またここ数年予算額と決算額の乖離が拡大していることから、予算の作成も実態の収支に見合う予算とするため、前年度の決算額や、直近 3 期の決算額の平均を基に算定するなど、実績値を基に算定することが望ましい。

(改善案)

実行委員会に対してより実態に合わせた予算を策定するように指導するとともに、負担金の金額が合理的であるかどうか定期的に検討を行い、その過程を文書として残すことが望まれる。

【来場者数の把握について（意見）】

(現状及び問題点)

来場者数の推移は、例年 2 万人程度とのことであるが、主たる入り口のみでの人数カウントをしているのみであり、正確な来場者数は把握されていない。また、イベント会場内での各ブースの利用者数なども把握されていない。

(改善案)

来場者数や利用者数の情報は、事業の効果測定、来期の予算策定に有用な指標であり、より良い事業への改善にも繋がると考えられるため、より正確な人数の把握方法を検討することが望ましい。

(49) 群馬用水施設緊急改築事業に係る割賦負担金（農村整備課）

【負担金等の概要】

担当部課	農村整備課			
負担金等の名称	群馬用水施設緊急改築事業に係る割賦負担金			
根拠（法令名・要綱名等）	群馬用水土地改良区及び関係市町村との協議による			
開始年度	平成 22 年度			
事業内容	老朽化した群馬用水施設の改築			
目的・期待される効果	当該施設を利用する農業用水、水道水の安定供給			
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
当初予算額	63,814 千円	63,814 千円	63,814 千円	63,814 千円
決算額	63,813 千円	63,813 千円	63,813 千円	
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input checked="" type="checkbox"/> 定額補助（割賦負担金償還表による ） <input type="checkbox"/> その他（ ）			

算定方法の法令・要綱等	なし（市町村単位の受益面積に応じた負担割合による）					
金額の構成等	■市単独 □国・県・市 □国・市 □県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ □有 ■無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	群馬用水土地改良区					

【事業の概要】

建設以来 30 数年を経過した群馬用水につき、鋼管内面の腐食をはじめとする劣化が著しく、早急に改築・改修を実施する必要があると、緊急性の高い施設より平成 14 年度から水資源開発公団営「群馬用水施設緊急開発改築事業」として実施されたもの。

改築工事は、群馬用水土地改良区が事業資金を借入した上で平成 14 年度から平成 20 年度にかけて実施された。当事業に係る借入金及び利息金額につき、群馬用水の受益対象となる市町村で受益面積ごとに負担金が算出され、平成 22 年度から令和 8 年度まで、計 17 年間にわたり負担金を支出するものである。

	受益面積(ha)	負担割合	償還額合計	每期償還額
前橋市	2,409.0	37.6%	984,147 千円	63,814 千円
全体	6,412.0	100.0%	2,617,412 千円	169,718 千円

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(50) 水資源機構管理費負担金（農村整備課）

【負担金等の概要】

担当部課	農村整備課			
負担金等の名称	水資源機構管理費負担金			
根拠（法令名・要綱名等）	なし			
開始年度	昭和 45 年度			
事業内容	水資源機構により整備した群馬用水施設の維持管理費を負担するもの			
目的・期待される効果	群馬用水施設の長寿命化が図られる			
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
当初予算額	25,603 千円	25,532 千円	25,603 千円	26,781 千円
決算額	25,602 千円	25,531 千円	25,602 千円	
金額の算定方法	■補助率を定め補助（補助率：7 市町村による受益割）			

	<input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）					
算定方法の法令・要綱等	なし(別途「水資源機構管理費負担割表」に基づく)					
金額の構成等	<input type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	群馬用水利地改良区					

【事業の概要】

水資源管理機構の管理する群馬用水施設の維持管理費につき、市町村ごとの受益面積割合に基づき負担するもの。前橋市の負担割合と負担金額は下記のとおり。

	受益面積(ha)	負担割合	負担金額
前橋市	2,217.8	39.21%	25,603 千円
全体	5,656.3	100.00%	65,298 千円

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(51) 群馬用水利地改良区かんぱい事業負担金（農村整備課）

【負担金等の概要】

担当部課	農村整備課			
負担金等の名称	群馬用水利地改良区かんぱい事業負担金			
根拠（法令名・要綱名等）	かんぱい事業費負担金について（協議）			
開始年度	・旧宮城村地区：平成 16 年 12 月 ・旧富士見村地区：平成 22 年 4 月			
事業内容	旧宮城村・旧富士見村地区で実施したかんぱい事業に係る負担金。			
目的・期待される効果	群馬用水施設の長寿命化が図られ、農家の負担が軽減される。			
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
当初予算額	15,762 千円	15,762 千円	15,762 千円	15,762 千円
決算額	15,761 千円	15,761 千円	15,761 千円	
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input checked="" type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ）			

	□その他（ ）					
算定方法の法令・要綱等	なし(別途算出基礎に基づく)					
金額の構成等	■市単独 □国・県・市 □国・市 □県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ □有 ■無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	群馬用水土地改良区					

【事業の概要】

群馬用水土地改良区が実施した、宮城地区かんばい事業（昭和44年4月から昭和51年度）、及び富士見地区かんばい事業（昭和46年2月から昭和62年度）につき、当事業の賦課金を旧宮城村、及び旧富士見村で每期負担していたものを、前橋市への合併により引き継いだものである。本来であれば群馬用水を利用する農家が負担すべきものであるが、旧宮城村、及び旧富士見村では自治体が負担することで合意した経緯があり、合併により前橋市で当負担金も引き継ぐこととなった。かんばい事業は每期継続しているため、現在も継続して負担している。

【監査結果及び意見】

【負担金の見直しについて（意見）】

（現状及び問題点）

当負担金は合併により引き継いだものであるが、合併時から現在に至るまで前橋市と合併地区で負担金に関する協議をしておらず、今後も前橋市が負担することに関し明確な合意をしていない。

平成15年11月に策定された合併協定書には、以下の通り記載されている。

第20条 補助金、交付金等の取扱い

補助金、交付金等については、その事業目的、効果を総合的に勘案し、公共的必要性、有効性及び公平性の観点から合併後速やかに調整を図るものとする。

前橋市では農家負担を原則としていることから、他の地域との公平性に欠ける状況となっている。

（改善案）

合併により引き継いだ負担金であるという事情は考慮しつつも、他の地域との公平性を保つため、今後の負担のあり方について検討することが望まれる。

(52) 土地改良施設維持管理適正化事業賦課金（農村整備課）

【負担金等の概要】

担当部課	農村整備課
負担金等の名称	土地改良施設維持管理適正化事業賦課金
根拠（法令名・要綱名等）	土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱

開始年度	昭和 62 年度					
事業内容	用水を管理する堰の整備を実施するための賦課金。					
目的・期待される効果	市内の用水を管理する堰の長寿命化が図られる。					
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
当初予算額	7,554 千円	9,952 千円	11,279 千円	10,271 千円		
決算額	7,551 千円	9,886 千円	10,238 千円			
金額の算定方法	<input checked="" type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）					
算定方法の法令・要綱等	土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱					
金額の構成等	<input type="checkbox"/> 市単独 <input checked="" type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	30%	県	30%	市	40%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	群馬県土地改良事業団体連合会					

【事業の概要】

土地改良施設維持管理適正化事業（以下「適正化事業」という。）の助成金を受けるべく、前橋市を流れる用水路の堰の改修工事につき(数年に 1 回行う必要な改修工事、及び恒常的な維持管理费用)、上記適正化事業へ加入することで毎期発生する負担金である。

対象となる用水路の堰の改修工事につき、適正化事業へ加入し、事業費総額の 30%を向こう 5 年間にわたり事業拠出金として拠出する(事務費賦課金を含む：加入事業費の 1.425%を 5 年にわたり合わせて拠出)。5 年経過時に事業費総額の 90%が交付金として前橋市に交付される(国、県から事業費総額の 60%が補助される。※従って前橋市の実質負担は 40%)。

堰の改修工事は、規模が大きく工事金額も多額となるため、1 年単位で毎期計画的に当事業へ加入している。

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(53) 多面的機能支払交付金（農村整備課）

【負担金等の概要】

担当部課	農村整備課
------	-------

負担金等の名称	多面的機能支払交付金					
根拠（法令名・要綱名等）	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律					
開始年度	平成 26 年度					
事業内容	農業の有する多面的機能を生揮する事業を行う組織に対して補助金を交付するもの。					
目的・期待される効果	国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な環境の形成、文化の伝承等。					
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
当初予算額	155,602 千円	147,059 千円	169,037 千円	163,095 千円		
決算額	152,289 千円	108,491 千円	142,679 千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input checked="" type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価：補助メニューごとに田・畑・草地で 10a あたりの単価を設定 数量：取組組織の農地面積 ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）					
算定方法の法令・要綱等	多面的機能支払交付金実施要綱					
金額の構成等	<input type="checkbox"/> 市単独 <input checked="" type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	50%	県	25%	市	25%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	市内活動組織(27 組織)					

【事業の概要】

農林水産業と農林漁業者の所得向上を実現すべく、農林水産省主導により実行されている「農林水産業・地域の活力創造プラン」の一環における負担金である。当案件は、農業・農村の持つ多面的機能（国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な環境の形成、文化の伝承等）の維持管理活動に関する負担金である。

具体的には高齢化、人口減少等が進行している農村地域の農地維持管理活動につき、農業者団体等が作成した事業計画（促進計画）につき、認定を受けることで事業補助金を交付するもの。支援対象の事業は、農地の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等、農地維持管理活動に要する活動費用が対象となる。

交付に関する主な流れは下記のとおりである。

1. 活動組織等（国実施要綱第 5 で規定する活動組織等）は、交付申請書を作成し前橋市へ提出する。前橋市は提出された交付申請書を審査・調査し、交付の可否、金額、条件等を決定し、通知する。
※変更等があった場合は、変更等承認申請書を提出し承認を受ける必要がある。

2. 活動組織等は、事業実施年度の翌 4 月 20 日までに実施状況報告書（国実施要綱様式 1-8）を前橋

市へ提出し、前橋市は提出書類を検証する（現金出納帳や通帳と領収書等の全件突合など）。

なお、前橋市は年2回の交付としており、交付時期は下記のとおり。

(1) 1回目概算払い

7月又は8月に概算払請求書を提出し、前橋市で確認後、交付

(2) 2回目確定払い（残額及び変更額の支払い）

2月又は3月に実施状況報告書を提出し、前橋市で確認後、交付

なお、申請における交付申請書等の様式は市のホームページから入手可能としている。

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(54) 中山間地域等直接支払交付金（農村整備課）

【負担金等の概要】

担当部課	農村整備課					
負担金等の名称	中山間地域等直接支払交付金					
根拠（法令名・要綱名等）	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律					
開始年度	平成22年度					
事業内容	耕作が不利な傾斜地等の農用地を抱える集落に対して交付金を支払うもの。					
目的・期待される効果	所得補助、農地の整備等					
負担金等の金額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
当初予算額	5,488千円	5,488千円	5,488千円	5,488千円		
決算額	5,487千円	5,487千円	5,487千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input checked="" type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価：田・畑・草地ごとに傾斜度による単価を設定 数量：集落ごとの対象農用地面積 ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）					
算定方法の法令・要綱等	中山間地域等直接支払交付金実施要綱					
金額の構成等	<input type="checkbox"/> 市単独 <input checked="" type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	33%	県	33%	市	33%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	市内活動集落(3集落)					

【事業の概要】

上記「多面的機能支払交付金」同様、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の一環における負担金である。当負担金は、農業生産条件の不利な地域における農家に対し、生産条件の不利を補正すべく支払われるもの。

農業生産に不利な中山間地域等における農用地の維持管理活動につき、集落単位で協定を締結し（個人協定も可能）、協定農用地のある市町村長から認定を受けることで、維持管理活動の面積に応じた一定額を交付する仕組みである。

交付における主な流れは下記のとおりである。

1. 対象地域内（通常地域、特認地域）にある集落、又は農家が協定を締結し、前橋市へ交付申請書を提出する。前橋市は提出された交付申請書を審査・調査し、交付の可否、金額、条件等を決定し、通知する。

※変更等があった場合は、変更等承認申請書を提出し承認を受ける必要がある。

2. 事業実施年度の翌 10 日以内を目途に実績報告書（添付書類有り）を前橋市へ提出し、前橋市は提出書類を検証する（現金出納帳や通帳と領収書等を全件突合など）。

なお、前橋市は年 2 回の交付としており、交付時期は下記のとおり。

(1) 1 回目概算払い

9 月又は 10 月に概算請求書を提出し、前橋市で確認後、交付

(2) 2 回目確定払い（残額及び変更額の支払い）

2 月又は 3 月に実績報告書を提出し、前橋市で確認後、交付

なお、申請における交付申請書等の様式は市のホームページから入手可能としている。

【監査結果及び意見】

【前橋市ホームページにおける交付要項の掲載について（意見）】

（現状及び問題点）

前橋市のホームページに「平成 30 年度前橋市中山間地域等直接支払交付金交付要項」が公表されていたが、実績報告書の提出期限の記載内容に誤りがあった。一方で、令和元年度の交付要項についてはホームページにて公表されていない。

（改善案）

交付金の周知を図る観点から、前橋市のホームページにて情報を公開することは重要であるが、一方で正確な情報が掲載されることも必要である。ホームページの公開内容について、複数の担当者によるチェックを行い、正確な情報が適切に公開されるよう確認することが望まれる。

(55) 大正用水土地改良区維持管理費負担金（農村整備課）

【負担金等の概要】

担当部課	農村整備課					
負担金等の名称	大正用水土地改良区維持管理費負担金					
根拠（法令名・要綱名等）	大正用水土地改良区維持管理費の一部負担に関する協定書					
開始年度	平成4年度					
事業内容	大正用水土地改良区の維持管理費用の一部を負担するもの。					
目的・期待される効果	大正用水土地改良区の運営補助及び農家負担の軽減につながる。					
負担金等の金額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
当初予算額	1,572千円	1,572千円	1,572千円	1,572千円		
決算額	1,572千円	1,572千円	1,572千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（大正用水土地改良区維持管理費の一部負担に関する協定書に基づき算定）					
算定方法の法令・要綱等	なし（別途協定書における算出基礎表による）					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	大正用水土地改良区					

【事業の概要】

この負担金は、大正用水の水路沿線の該当市町村につき、大正用水の維持管理費の一部を負担するものである。水路沿線の該当市町村が、水路延長、水路沿線の戸数及び人口、総戸数、総人口から算定された負担割合に基づき負担金を支出している。前橋市の負担金の算定は下記の通りである。

市町村名	点数	算定額	負担金額
前橋市	12,322	1,232千円	1,232千円
前橋市（旧大胡町）	2,097	209千円	210千円
前橋市（旧粕川村）	1,298	129千円	130千円
伊勢崎市（旧赤堀町）	4,282	428千円	428千円
全体	20,000	2,000千円	2,000千円

【監査結果及び意見】

【負担金の金額算定根拠の見直しについて（意見）】

（現状及び問題点）

大正用水土地改良区から提示されている負担金は、平成4年度に締結された協定書に基づき決定されているが、大正用水土地改良区維持管理費の一部とされている総額2,000千円については、協定当時から見直しが行われていない。また、伊勢崎市との負担割合についても、水路延長（m）、水路沿線の戸数、人口などを基に算定されているが、これらの数値も平成4年度から更新されていない。

負担金の見直しについて、特に協定書には明示されていない。前橋市においても、負担金の合理性について検討を行っておらず、更新の提案も行っていないとの説明を受けた。

（改善案）

維持管理費とされている総額2,000千円について、現状において合理的であるかどうか検討する必要がある。また負担割合についても、当算定の基礎値は每期変動し、年数経過による算定値への影響は大きいと思われるため、現在の負担金額が現状に見合う合理的な金額であるかどうか検討する必要がある。

また他の負担金では、覚書や協定書にて負担金の更新頻度が明記されているが、当負担金では規約に明記されていないため、定期的な更新を行うことを検討することが望まれる。

(56) 天狗岩用水維持管理負担金（農村整備課）

【負担金等の概要】

担当部課	農村整備課					
負担金等の名称	天狗岩用水維持管理負担金					
根拠（法令名・要綱名等）	天狗岩用水維持管理に係る経費の一部を負担することに伴う覚書					
開始年度	昭和34年度から					
事業内容	天狗岩用水の安定供給を図り、多面的機能を維持するための維持管理費を負担するもの					
目的・期待される効果	天狗岩用水の安定供給。多面的機能の維持					
負担金等の金額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
当初予算額	1,083千円	1,083千円	1,083千円	914千円		
決算額	1,083千円	1,083千円	1,083千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（水路延長や受益人口等から算出 ）					
算定方法の法令・要綱等	なし（別途覚書における算出表に基づく）					
金額の構成等	■市単独 □国・県・市 □国・市 □県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？					

	□有 ■無 有の場合、その内容（ ）
交付先団体名	天狗岩堰土地改良区

【事業の概要】

古くから農業用水として地域農業の発展に大きく寄与してきた天狗岩用水につき、当用水の安定供給を図り、多面的機能を維持・継続していくため、各関係市町が当用水路を管理している天狗岩堰土地改良区に対し、通水施設の維持管理費の一部を負担し合うものである。

負担金は、水路延長（m）、総戸数、総人口を基に算定されており、負担額は5年ごとに更新される（覚書第3条）。更新時には、総戸数、総人口の指標を前橋市から提出し、負担金が更新される。また、更新頻度につき前橋市では、同土地改良区に対し毎年負担割合は大きく変動しないとの回答を得ており、仮に総戸数や総人口などに大きな変動がある場合は、同土地改良区と協議の上、負担金を見直すとしている。

市町名	負担金額（仮）	補正後の負担金額
前橋市	914 千円	1,083 千円
高崎市	642 千円	621 千円
玉村町	444 千円	296 千円
全体	2,000 千円	2,000 千円

【監査結果及び意見】

【事業報告書の入手と臨時総代会への出席について（監査結果）】

（現状及び問題点）

天狗岩堰土地改良区では、毎年事業報告書は作成されているものの、前橋市では入手していなかった。また、年1回開催される臨時総代会にも出席していないとの説明を受けた。

（改善案）

負担金を支出している以上、支出負担金の用途、及び効果の測定も含め、総代会への出席、及び事業報告書を入手すべきである。

【負担金の金額算定根拠の見直しについて（意見）】

（現状及び問題点）

維持管理負担金の総額とされる2,000千円については、每期同額となっている。覚書第5条には「維持管理負担金は、定額負担とし、（略）通水施設を含め、周辺環境の維持管理は必要不可欠なことから、その負担額は減額しないものとする」としているが、前橋市としては、当該金額が合理的な金額であるかどうかについて、定期的な検証を行うことが必要であると考えます。

（改善案）

上記にも記載の通り、天狗土地改良区の事業報告書を入手し、維持管理費とされている金額と前橋市が負担金として交付している金額が合理的であるかどうかについて、定期的に検証を行うことが望まれる。

(57) 赤城西麓土地改良区維持管理費負担金（農村整備課）

【負担金等の概要】

担当部課	農村整備課					
負担金等の名称	赤城西麓土地改良区維持管理費負担金					
根拠（法令名・要綱名等）	赤城西麓土地改良事業に係る負担金に関する協議について					
開始年度	平成 22 年 4 月					
事業内容	赤城西麓土地改良区の維持管理に関する負担金。					
目的・期待される効果	赤城西麓土地改良区の受益者負担軽減につながる。					
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
当初予算額	673 千円	637 千円	575 千円	642 千円		
決算額	682 千円	637 千円	575 千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input checked="" type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）					
算定方法の法令・要綱等	なし（別途賦課基準に基づく）					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	赤城西麓土地改良区					

【事業の概要】

赤城西麓土地改良区が管理している同地域の農業用水の維持管理に係る事業費を、市町村ごとに受益面積ごとに負担するものである。当案件は旧富士見村が負担していた事業費負担額につき、前橋市への合併により引き継いだことにより、以後継続して負担しているものである。

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(58) 一級河川寺沢川「堀之下新橋(8号橋)」架替に係る負担金(道路建設課)

【負担金等の概要】

担当部課	道路建設課					
負担金等の名称	一級河川寺沢川「堀之下新橋(8号橋)」架替に係る負担金					
根拠(法令名・要綱名等)	協定書					
開始年度	平成30年度					
事業内容	河川改修に伴う橋梁架替に併せて行われる橋梁及び取付道路の拡幅分を負担するもの					
目的・期待される効果	円滑な交通の確保					
負担金等の金額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
当初予算額	千円	千円	34,000千円	34,000千円		
決算額	千円	千円	46,769千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助(補助率:) <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助(単価: 数量:) <input type="checkbox"/> 定額補助() <input checked="" type="checkbox"/> その他(積算)					
算定方法の法令・要綱等	上記協定書					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	0%	県	0%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか? <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容()					
交付先団体名	群馬県 前橋土木事務所					

【事業の概要】

群馬県前橋土木事務所が行う「一級河川寺沢川河川改修事業に伴う「堀之下新橋(8号橋)」架替工事」が前橋市堀之下町で行われた。本件工事によって、橋長は10.4メートルから29.1メートルに延伸され、それに伴い堀之下新橋(8号橋)と繋がる前橋市道00-254号線の幅員も4.5メートルから7.0メートルに拡幅されることになった。本件工事の事業費のうち、拡幅幅員に対応する部分を前橋市の負担として負担金を支出している。

事業全体の累計支出額と平成30年度の支出額は以下の通りである。

(単位：千円)

	合計	群馬県	前橋市
全体	209,698	131,467	78,230
平成30年度	124,876	78,107	46,769

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(59) 駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化整備事業の設計工事等負担金
(道路建設課)

【負担金等の概要】

担当部課	道路建設課					
負担金等の名称	駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化整備事業の設計工事等負担金					
根拠（法令名・要綱名等）	<ul style="list-style-type: none"> ・高速自動車国道関越自動車道新潟線駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化整備事業の設計、工事等に関する細目協定書 ・高速自動車国道関越自動車道新潟線駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化整備事業の設計、工事等の年度契約書 					
開始年度	平成 26 年度					
事業内容	高速自動車国道関越自動車道駒寄スマートインターチェンジの整備に関連して、スマートインターチェンジへのアクセス道路を整備するもののうち、道路整備に必要な費用については自治体（前橋市・吉岡町）にて負担する。					
目的・期待される効果	整備することで、物流の効率化や産業立地の促進、救命救助活動の円滑化、観光振興の効果が図れる。					
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
当初予算額	10,545 千円	5,670 千円	81,534 千円	135,065 千円		
決算額	16,741 千円	5,670 千円	81,534 千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（年度毎の事業費のうち、上記根拠（協定書）に基づき、前橋市の負担額を算定。）					
算定方法の法令・要綱等	駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化整備事業の設計工事等における費用負担額算定方法の覚書					
金額の構成等	<input type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input checked="" type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	55%	県	0%	市	45%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	東日本高速道路株式会社 関東支社					

【事業の概要】

現在、小型車・軽自動車のみ利用が可能となっている高速自動車国道関越自動車道駒寄スマートインターチェンジについて、大型車利用の対応を可能とするため、スマートインターチェンジへのアクセス道路を整備する事業である。事業主体は、前橋市・吉岡町・東日本高速道路株式会社の3者であり、このうち道路整備に必要な費用については各自治体（前橋市・吉岡町）にて負担することとし、東日本高速道路株式会社に対して負担金として支出している。

事業全体の累計支出額と平成30年度の支出額は以下の通りである。

(単位：千円)

	合計	東日本高速道路株式会社	吉岡町	前橋市
事業全体の支出額	1,230,934	307,317	627,957	295,660
平成30年度における支出額	208,193	0	126,479	81,713
上記内、東日本高速道路株式会社に対する負担金額	100,367	0	18,833	81,533

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(60) 駒寄S I C大型車対応化整備事業に伴う負担金（吉岡町）（道路建設課）

【負担金等の概要】

担当部課	道路建設課			
負担金等の名称	駒寄S I C大型車対応化整備事業に伴う負担金（吉岡町）			
根拠（法令名・要綱名等）	高速自動車国道関越自動車道駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化整備事業に伴う分担金支払いに関する協定書(平成30年度)			
開始年度	平成27年度			
事業内容	高速自動車国道関越自動車道駒寄スマートインターチェンジの整備に関連して、スマートインターチェンジへのアクセス道路を整備するもののうち、道路整備に必要な費用については自治体（前橋市・吉岡町）にて負担する。			
目的・期待される効果	整備することで、物流の効率化や産業立地の促進、救命救助活動の円滑化、観光振興の効果が図れる。			
負担金等の金額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
当初予算額	117,035千円	45,749千円	34,164千円	99,850千円
決算額	117,035千円	45,749千円	34,164千円	
金額の算定方法	□補助率を定め補助（補助率： ）			

	<input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（年度毎の事業費のうち、上記根拠（協定書）に基づき、自治体負担の事業費から国庫補助金を差し引いた額の 4 分の 3 を支払う。）						
算定方法の法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・高速自動車国道関越自動車道駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化整備事業に伴う前橋市と吉岡町の費用分担に関する協定書 ・高速自動車国道関越自動車道新潟線駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化整備事業の用地取得等に係る費用分担に関する協定書 						
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市						
財源の内訳割合	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">国</td> <td style="width: 25%;">0%</td> <td style="width: 25%;">県</td> <td style="width: 25%;">0%</td> <td style="width: 25%;">市</td> <td style="width: 25%;">100%</td> </tr> </table>	国	0%	県	0%	市	100%
国	0%	県	0%	市	100%		
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）						
交付先団体名	吉岡町						

【事業の概要】

上記の高速自動車国道関越自動車道駒寄スマートインターチェンジのアクセス道路を整備する事業に関し、工事費用及び用地取得に関する費用を吉岡町と費用分担するため、吉岡町に対して支払う負担金である。

平成 27 年に締結された「高速自動車国道関越自動車道駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化整備事業に伴う前橋市と吉岡町の費用分担に関する協定書」及び「高速自動車国道関越自動車道新潟線駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化整備事業の用地取得等に係る費用分担に関する協定書」によれば、自治体負担の事業費から国庫負担金分を除いた金額について、前橋市は 4 分の 3 を、吉岡町は 4 分の 1 を負担するものとしている。

【監査結果及び意見】

【協定内容の文書化について（意見）】

（現状及び問題点）

協定書には費用の 4 分の 3 を前橋市が、4 分の 1 を吉岡町が負担することとしているが、その割合で協定を締結することについて、決定までの過程がわかる書類を確認することができなかった。協定締結当時の担当である都市計画課へのヒアリングでは、具体的な計算根拠等の提示は受けなかった。市としての説明責任を全うするために、どのような協議内容が行われたのか文書化しておくことが必要であると考え。

（改善案）

議事録もしくはそれに類する書類を作成し協議内容を記録するとともに、算出の根拠となる数値や参

【事業の概要】

支障物件とは、前橋市が施行する道路、河川、土地区画整理、土地改良等の工事を行うにあたり、支障になるため場所を移転する必要がある水道施設や電気工作物等、電気通信設備等の物件のことである。

水道施設については前橋市公営企業管理者と、電気工作物等については東京電力パワーグリッド株式会社と、電気通信設備等については東日本電信電話株式会社と、それぞれ協定書を締結しており、負担割合を決定している。

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(62) 平成 30 年度十二山地区単独砂防事業・平成 30 年度東田地区緊急防災・減災
対策負担金（道路建設課）

【負担金等の概要】

担当部課	道路建設課					
負担金等の名称	平成 30 年度十二山地区単独砂防事業・平成 30 年度東田地区緊急 防災・減災対策負担金					
根拠（法令名・要綱名等）	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 23 条 地方財政法第 27 条、土地改良法第 91 条					
開始年度	平成 27 年度（十二山地区）、平成 30 年度（東田地区）					
事業内容	急傾斜地危険区域の崩壊対策事業					
目的・期待される効果	急傾斜地の崩壊による災害の防止					
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
当初予算額	0 千円	5,000 千円	5,000 千円	900 千円		
決算額	2,840 千円	2,021 千円	2,900 千円			
金額の算定方法	<input checked="" type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率：10% ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）					
算定方法の法令・要綱等	砂防関係事業の手引き					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	0%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	群馬県					

【事業の概要】

砂防事業とは、山や崖からの土砂の氾濫や土石流による被害を防止することを目的として荒廃した溪流や扇状地等で行う防災事業や、急傾斜地の崩壊や地すべりを防止することを目的として山間部等で行う防災事業をいう。河川においては、砂防堰堤や護岸工等を設置して土砂の流出を抑制し、山間部においては、山腹工等を行って斜面を安定させる。

群馬県が行った急傾斜地崩壊対策事業に対して、前橋市でもその事業の恩恵を受けることになるため、定められた受益者負担率に基づき、群馬県に負担金を支払う。なお、その受益者負担率は、群馬県県土整備部砂防課発行の砂防関係事業の手引きにて定められている。

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(63) 第 69 回利根川治水同盟治水大会開催経費負担金（道路建設課）

【負担金等の概要】

担当部課	道路建設課			
負担金等の名称	第 69 回利根川治水同盟治水大会開催経費負担金			
根拠（法令名・要綱名等）	第 69 回利根川治水同盟治水大会実行委員会規約			
開始年度	平成 30 年度 ※昭和 53 年（第 29 回）、昭和 43 年（第 19 回）、昭和 25 年（第 2 回）にも前橋市にて開催している			
事業内容	利根川流域 1 都 5 県と市区町村が加入している利根川治水同盟の治水大会を前橋市にて開催したもの。			
目的・期待される効果	治水水利事業の早期実現に向けて政府関係機関に要望活動を行うため、促進要望の決議を治水大会にて行う。			
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
当初予算額	千円	千円	2,000 千円	千円
決算額	千円	千円	2,000 千円	
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率：10% ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（実行委員会側が例年の開催費用を基に必要経費を算出、実行委員会にて決議された予算を確認（同盟会 2,500 千円、群馬県 3,000 千円、前橋市 2,000 千円）、支出 ※大会終了後群馬県と前橋市にて按分戻入 ）			
算定方法の法令・要綱等	過去実績			
金額の構成等	■県・市・同盟会（事務局：東京都河川課）			

財源の内訳割合	国	33.3%	県	40.0%	市	26.7%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ □有 ■無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	第 69 回利根川治水同盟治水大会実行委員会					

【事業の概要】

利根川流域 1 都 5 県と市区町村が加入している利根川治水同盟が毎年行う治水大会が、平成 30 年度は前橋市にて開催された。利根川治水同盟の事務局は東京都河川課であり、治水大会の事務局は開催される県と市で毎回実行委員会を立ち上げている。第 69 回となる今大会の会場は昌賢学園まえばしホール大ホールで、参加者 1,018 名だった。なお平成 29 年度は栃木県佐野市で開催されており、令和元年度は茨城県常総市にて開催の予定である。

実行委員会が作成した予算に基づき、前橋市としての負担金額を算出され、2,000 千円を交付した。なお余剰金は群馬県と前橋市にて按分し戻し入れを受けた。

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(64) 一級河川寺沢川「7号橋」架替に係る負担金（道路建設課）

【負担金等の概要】

担当部課	道路建設課			
負担金等の名称	一級河川寺沢川「7号橋」架替に係る負担金			
根拠（法令名・要綱名等）	協定書			
開始年度	平成 27 年度			
事業内容	河川改修に伴う橋梁架替に併せて行われる橋梁及び取付道路の幅分を負担するもの			
目的・期待される効果	円滑な交通の確保			
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
当初予算額	26,000 千円	16,000 千円	0 千円	千円
決算額	25,110 千円	23,961 千円	725 千円	
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（ ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（ 積算 ）			
算定方法の法令・要綱等	上記協定書			
金額の構成等	■市単独 □国・県・市 □国・市 □県・市			

財源の内訳割合	国	%	県	0%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ □有 ■無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	群馬県					

【事業の概要】

群馬県前橋土木事務所が行う「一級河川寺沢川河川改修事業に伴う「7号橋」架替工事」が前橋市堀之下町で行われた。本件工事によって、橋長は10.0メートルから28.0メートルに延伸され、それに伴い7号橋と繋がる前橋市道08-251号線の幅員も3.0メートルから5.0メートルに拡幅されることになった。本件工事の事業費のうち、拡幅幅員に対応する部分を前橋市の負担として負担金を支出している。事業全体の累計支出額と平成30年度の支出額は以下の通りである。

(単位：千円)

	合計	群馬県	前橋市
全体	139,855	81,452	58,403
平成30年度	1,200	475	725

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(65) 主要地方道前橋玉村線バイパス整備事業に伴う市道00-101号線歩道新設事

業に関する負担金（道路建設課）

【負担金等の概要】

担当部課	道路建設課			
負担金等の名称	主要地方道前橋玉村線バイパス整備事業に伴う市道00-101号線歩道新設事業に関する負担金			
根拠（法令名・要綱名等）	協定書			
開始年度	平成29年度			
事業内容	県道整備に伴う取付市道の改良に併せて行われる歩道拡幅分を負担するもの			
目的・期待される効果	歩行者の安全の確保			
負担金等の金額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
当初予算額	千円	5,000千円	5,000千円	4,000千円
決算額	千円	2,629千円	655千円	
金額の算定方法	□補助率を定め補助（ ）			

	<input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（ 積算 ）						
算定方法の法令・要綱等	上記協定書						
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市						
財源の内訳割合	<table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>%</td> <td>県</td> <td>0%</td> <td>市</td> <td>100%</td> </tr> </table>	国	%	県	0%	市	100%
国	%	県	0%	市	100%		
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）						
交付先団体名	群馬県						

【事業の概要】

群馬県前橋土木事務所が行う「主要地方道前橋玉村線バイパス整備事業にともなう市道 00-101 号線歩道新設事業」が前橋市朝倉町で行われた。本件工事業費のうち、新設される歩道に対応する部分について前橋市の負担として負担金を支出している。

なお、予算額は県からの要求額をもとに計上しているが、土地取得の遅れ等工事の進捗が進まなかったため、決算額は予算額と比較し減少している。事業全体の累計支出額と平成 30 年度の支出額は以下の通りである。

(単位：千円)

	合計	群馬県	前橋市
事業全体	6,265	0	6,265
平成 30 年度	655	0	655

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(66) 雨水渠工事費等負担金及び合流改善工事費等負担金（道路管理課）

【負担金等の概要】

担当部課	道路管理課
負担金等の名称	雨水渠工事費等負担金及び合流改善工事費等負担金
根拠（法令名・要綱名等）	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業として施行する雨水渠工事施工等に関する協定書 ・合流式下水道緊急改善事業の施行に関する協定書
開始年度	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 2 年度(下水道事業) ・平成 17 年度(合流式下水道緊急改善事業)
事業内容	下水道事業について、協定に基づき費用を負担する。

目的・期待される効果	下水道事業の安定かつ円滑な運営。					
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
当初予算額	200,848 千円	191,507 千円	187,744 千円	184,038 千円		
決算額	199,168 千円	191,490 千円	187,591 千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（前橋市公営企業管理者の企業債元金負担金(決算において計上した減価償却費相当額)及び前橋市公営企業管理者の企業債償還利子額の合計）					
算定方法の法令・要綱等	上記協定書					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	0%	県	0%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	前橋市公営企業管理者					

【事業の概要】

下水道事業として施行する雨水渠工事の設計、施工及び工事費等の負担区分並びに工事完成後の雨水渠の維持管理方法と合流式下水道緊急改善事業として施行する工事の設計、施工及び工事費等の負担について明確にし、下水道事業の安定かつ円滑な運営を行い公共の利益に資することを目的としている。

従前は、企業債元金負担金について元金償還金を前橋市で負担していたが、平成 26 年 4 月 1 日より前橋市公営企業管理者が決算において計上した減価償却費相当額を前橋市が負担することに変更された。

これは、平成 26 年度から適用された地方公営企業会計基準の見直しに伴い、雨水渠建設又は合流式下水道改善事業施行のために発行した企業債の元金償還金に対する一般会計からの繰入金については、長期前受金として一度計上し、その後の減価償却に伴って当該長期前受金を収益化することになったためであり、従前通り前橋市が元金償還金を負担していくと前橋市公営企業管理者において、前橋市からの繰入金と収益計上する金額とが整合せず、事務処理が複雑になることが想定されるため、前橋市が減価償却費相当額を負担することに変更することは事務煩雑化防止の観点から有用な変更である。

また、おおむね償還年数が 20 年から 30 年の企業債の元金償還金を企業債元金負担金として負担するより、耐用年数が 50 年程度の減価償却費相当額を企業債元金負担金として負担する方が、毎年の支出額が減少することに加え、その金額も平準化がなされるため、前橋市としても有利な変更と考えられたためである。

金額の構成等	■市単独 □国・県・市 □国・市 □県・市					
財源の内訳割合	国	0%	県	0%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ □有 ■無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	保存樹の所有者・管理者等(個人や法人等)					

【事業の概要】

水と緑と詩のまち前橋市として、市民の良好な生活環境を確保し都市の美観、風致を維持するため、「前橋市水と緑のまちをつくる条例」及び同施行規則を制定し、保存する必要がある樹木又は樹林(生垣を含む)の基準を策定している。そして前橋市の指定基準に合致する樹木又は樹林を、保存樹又は保存樹林(以下、「保存樹木等」という。)として指定し、その所有者あるいは管理者等に当該保存樹木等の保存を援助するため、奨励金を交付している。

保存樹木等の指定件数の推移は以下の通り。

(単位：件)

保存樹木等	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
独立樹木	80	79	78	76
樹林地	10	10	10	10
生垣	18	18	18	36
はん登性樹木	3	3	3	3
合計	111	110	109	125

なお、本事業はあくまで都市部の景観維持に貢献する樹木に対して奨励金を交付するものであり、赤城山等、都市部以外の樹木等は対象にしていない。

【監査結果及び意見】

【口座振替申出書の振込先確認済担当者押印欄について (意見)】

(現状及び問題点)

奨励金の口座振替申出書の下段に「振込先確認済担当者押印欄」が設けられているが、押印がなされていない書類が散見された。

(改善案)

書類上に「振込先確認済担当者押印欄」と記載しているのであれば、事務手続等の誤りを防止する観点から、振込先を確認し担当者が押印を行う、という記載通りの事務処理を行うことが望まれる。

【保存樹木台帳の写真の更新について (意見)】

(現状及び問題点)

保存樹木等の管理のために保存樹木台帳が作成されており、保存樹木等の写真が貼付されている。しかし、かなり古い写真が貼付されているものが散見された。保存樹木等の状態は担当者が毎年目視で確認することとされているが、その都度の記録が残されていないことから、保存樹木等の状況が悪化した

り伐採されたりしているのにも関わらず、継続的に奨励金が支給されるリスクが存在する。

(改善案)

目視をした際に写真撮影をし、保存樹木台帳の写真を更新することで、確認モレの防止や保存樹木等の状態の検証可能性を確保できるものと考えられる。定期的に保存樹木台帳の写真を更新することを検討することが望ましい。

【保存樹木関係書類の保存期間について（意見）】

(現状及び問題点)

保存樹木等の指定を解除した保存樹木関係書類が永久保存として取り扱われており、古い案件の書類も継続して保管がなされている。

(改善案)

現状保存樹木等に関しては、積極的な勧奨もしていないこともあり、指定解除の書類が今後膨大に増える可能性は低いと思われるが、書類を永久保存する必要があるのかを検討し、必要がないのであれば、年限を区切って廃棄することを検討することが望ましい。

【保存樹木等の積極的な指定勧奨について（意見）】

(現状及び問題点)

保存樹木等の指定は市民からの声に基づいており、現状では積極的な勧奨はしていないとの説明を受けた。「水と緑のまちをつくる条例」には、「都市の美観、風致を維持するために」と趣旨が記載されており、この趣旨を鑑みれば、継続的に指定も増加させていくことが望ましいと考える。

(改善案)

同制度を積極的にPRし、指定対象の保存樹木等を増加させていくことが望ましいと考える。

(68) 公開緑地土地賃借に伴う助成金（公園管理事務所）

【負担金等の概要】

担当部課	公園管理事務所			
負担金等の名称	公開緑地土地賃借に伴う助成金			
根拠（法令名・要綱名等）	前橋市公開緑地整備事業実施要領			
開始年度	昭和 58 年度			
事業内容	都市計画区域内の遊休地について契約を締結し公開緑地として整備を行う。			
目的・期待される効果	都市公園を拡大し、良好な生活環境の確保を図る。			
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
当初予算額	3,076 千円	2,162 千円	1,820 千円	1,820 千円
決算額	2,159 千円	2,067 千円	1,733 千円	
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ）			

	<input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input checked="" type="checkbox"/> 定額補助（平成 27 年 4 月 1 日の改正前の要領に基づいて賃貸借契約を締結している地権者には、年額 50 円/㎡の賃借料+固定資産税及び都市計画税相当額。 なお、平成 27 年 4 月 1 日要領改正後の契約は使用貸借契約となり、固定資産税及び都市計画税の減免としている。） <input type="checkbox"/> その他（ ）						
算定方法の法令・要綱等	公開緑地整備事業実施要領						
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市						
財源の内訳割合	<table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>0%</td> <td>県</td> <td>0%</td> <td>市</td> <td>100%</td> </tr> </table>	国	0%	県	0%	市	100%
国	0%	県	0%	市	100%		
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）						
交付先団体名	個人（市と賃貸借契約を結んだ地権者）						

【事業の概要】

水と緑と詩のまち前橋市として、市民の良好な生活環境を確保するため、都市公園の拡大を図り、緑あふれる街づくりの一助とするため、都市計画区域内において遊休となっている私的空閑地について、前橋市がその土地所有者から使用貸借し、公開緑地として整備を行うことにより、都市公園の拡大を図り、前橋市民の憩いと交流の場を提供し、もって良好な生活環境の確保を図ることを目的としている。公開緑地の面積の推移は以下の通り。

（単位：㎡）

契約形態	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
賃貸借	15,703.48	15,703.48	14,875.48	14,874.48
使用貸借	23,857.20	25,294.20	26,711.20	26,711.20
合計	39,560.68	40,997.68	41,586.68	41,585.68

本事業は地権者所有の遊休土地を対象としており積極的な勧奨はしていないので、公開緑地の開設面積の増減は少ない。

【監査結果及び意見】

【公開緑地一覧表と原契約の定期的な照合について（意見）】

（現状及び問題点）

公開緑地を管理している「公開緑地一覧表」と原契約とを照合したところ、総社山王公園の土地の表示欄に「前橋市総社町総社 3178 番 945 ㎡」分について記載がなかった。

（改善案）

既に修正済であることを確認したが、一覧表と原契約との照合を定期的に行うことが望まれる。

(69) 雨水処理経費等負担金（雨水処理経費）（都市計画課）

【負担金等の概要】

担当部課	都市計画課					
負担金等の名称	雨水処理経費等負担金（雨水処理経費）					
根拠（法令名・要綱名等）	地方公営企業法第 17 条の 2 地方公営企業繰出金について（総務副大臣通知）					
開始年度	昭和 56 年度					
事業内容	雨水処理に要する経費を一般会計負担金として支出					
目的・期待される効果	公共用水域の水質保全及び公衆衛生等の行政目的を達成するために行われている。経費負担の原則により、下水道事業を安定して継続することができる。					
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
当初予算額	1,206,153 千円	1,246,923 千円	1,317,163 千円	1,304,996 千円		
決算額	1,080,334 千円	1,154,727 千円	1,211,467 千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（費目ごとに一般会計負担経費を算定 ）					
算定方法の法令・要綱等	地方公営企業繰出金について（総務副大臣通知） 経費負担区分資料					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	0%	県	0%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	前橋市公営企業管理者					

【事業の概要】

下水道事業の経費負担の原則である「雨水公費、汚水私費」の考え方により、雨水処理に要する経費を一般会計負担金として支出している。下水道事業は、公共用水域の水質保全及び公衆衛生等の行政目的を達成するために行われている。経費負担の原則により、汚水処理に要する経費は下水道使用者が負担し、それ以外の雨水処理に要する経費は受益が広く一般市民にも及ぶことから公費で負担することで、下水道事業を安定して継続することができる。

「地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする」（地方公営企業法 17 条の 2）という規定に基づき、前橋市公営企業管理者の経費の一部を地方公共団体である前橋市が負担することになる。その負担額に関し「地方公営企業繰出金について(総務副大臣通知)」には、「雨水処理に要す

る経費、下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費、不明水の処理に要する経費、地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費はその要する経費に相当する金額を負担し、水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費は、その要する経費の相当する金額の2分の1を負担する」としており、前橋市はこれを基に負担している。

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(70) 雨水処理経費等負担金（污水公費）（都市計画課）

【負担金等の概要】

担当部課	都市計画課					
負担金等の名称	雨水処理経費等負担金（污水公費）					
根拠（法令名・要綱名等）	地方公営企業法第17条の2 地方公営企業繰出金について（総務副大臣通知）					
開始年度	平成18年度					
事業内容	污水公費分となる污水資本費に対して一般会計負担金として支出					
目的・期待される効果	分流式下水道の污水資本費の一部を公費負担することで、分流式下水道の公的便益及び資本費格差が解消され、下水道事業を安定して継続することができる。					
負担金等の金額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
当初予算額	1,012,796千円	1,000,140千円	977,641千円	941,360千円		
決算額	1,010,303千円	993,117千円	877,102千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（対象経費ごとに一般会計負担経費を算定 ）					
算定方法の法令・要綱等	地方公営企業繰出金について（総務副大臣通知） 経費負担区分資料					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	0%	県	0%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	前橋市公営企業管理者					

【事業の概要】

分流式下水道の公共的役割に鑑み、污水公費分となる污水資本費に対して一般会計負担金として支出している。分流式下水道は、雨水と污水を完全に分けて行うことから、公共用水域の水質保全への効果が高く、合流式下水道に比べ公的な便益がより大きく認められる一方、污水資本費は合流式下水道に比べ割高となる。分流式下水道の污水資本費の一部を公費負担することで、分流式下水道の公的便益及び資本費格差が解消され、下水道事業を安定して継続することができる。

「地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする」(地方公営企業法 17 条の 2) という規定に基づき、前橋市公営企業管理者の経費の一部を地方公共団体である前橋市が負担することになる。その負担額に関し「地方公営企業繰出金について(総務副大臣通知)」には、「分流式下水道等に要する資本費のうち、公営企業管理者の経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるに相当する額」について地方公共団体が負担することとしており、前橋市は処理区域内人口密度によって 5 割(特定環境保全公共下水道事業区域は 6 割)を負担している。

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(71) 雨水渠工事費等負担金(区画整理課)

【負担金等の概要】

担当部課	区画整理課					
負担金等の名称	雨水渠工事費等負担金					
根拠(法令名・要綱名等)	下水道事業として施行する雨水渠工事施工等に関する協定書					
開始年度	昭和 62 年度					
事業内容	下水道事業として施行する雨水渠工事について、協定に基づいて費用を負担する					
目的・期待される効果	下水道事業の円滑な施行					
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
当初予算額	86,150 千円	84,052 千円	83,765 千円	80,143 千円		
決算額	85,761 千円	83,692 千円	83,226 千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助(補助率:) <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助(単価: 数量:) <input type="checkbox"/> 定額補助() <input checked="" type="checkbox"/> その他()					
算定方法の法令・要綱等	下水道事業として施行する雨水渠工事施工等に関する協定書					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	100%

基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ □有 ■無 有の場合、その内容（ ）
交付先団体名	前橋市公営企業管理者

【事業の概要】

下水道事業として施行する雨水渠工事の設計、施工及び工事費等の負担区分並びに工事完成後の雨水渠の維持管理方法と合流式下水道緊急改善事業として施行する工事の設計、施工及び工事費等の負担について明確にし、下水道事業の安定かつ円滑な運営を行い公共の利益に資することを目的としている。

従前は、企業債元金負担金について元金償還金を前橋市で負担していたが、平成 26 年 4 月 1 日より前橋市公営企業管理者が決算において計上した減価償却費相当額を前橋市が負担することに変更された。

これは、平成 26 年度から適用された地方公営企業会計基準の見直しに伴い、雨水渠建設又は合流式下水道改善事業施行のために発行した企業債の元金償還金に対する一般会計からの繰入金については、長期前受金として一度計上し、その後の減価償却に伴って当該長期前受金を収益化することになったためであり、従前通り前橋市が元金償還金を負担していくと前橋市公営企業管理者において、前橋市からの繰入金と収益計上する金額とが整合せず、事務処理が複雑になることが想定されるため、前橋市が減価償却費相当額を負担することに変更することは事務煩雑化防止の観点から有用な変更である。

また、おおむね償還年数が 20 年から 30 年の企業債の元金償還金を企業債元金負担金として負担するより、耐用年数が 50 年程度の減価償却費相当額を企業債元金負担金として負担する方が、毎年の支出額が減少することに加え、その金額も平準化がなされるため、前橋市としても有利な変更と考えられたためである。

【監査結果及び意見】

【請求額のチェック体制について（意見）】

（現状及び問題点）

区画整理課が所管する事業ではあるが、前橋市公営企業管理者から要求された金額をそのまま予算として計上しており、また、当年度に係る負担金の請求書が前橋市公営企業管理者から送付され、その金額を原則としてそのまま支出しており、計算根拠等を確認していないとの説明を受けた。

（改善案）

同様に前橋市公営企業管理者からの通知額による事業である、「雨水処理経費等負担金（雨水処理経費）」や「雨水処理経費等負担金（汚水公費）」を所管している都市計画課においては、前橋市公営企業管理者から決算書の各勘定科目の内訳を入手し、その内容が本通知の内容と合致しているか確認することで、負担すべき金額として請求された金額の妥当性を検討しているとの説明を受けた。所管課として、できる限りの計算根拠の理解と資料の確認を行い、請求額等に誤りがないかどうかの確認を行うことが望まれる。

(72) 本庁管内配水管布設替工事（緊急施他第1号）（資産経営課）

【負担金等の概要】

担当部課	資産経営課					
負担金等の名称	本庁管内 配水管布設替工事（緊急施他第1号）					
根拠（法令名・要綱名等）	水道施設の移設等に関する協定					
開始年度	平成30年度					
事業内容	水道管移設に伴う工事費を負担するもの					
目的・期待される効果	水道管移設					
負担金等の金額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
当初予算額	千円	千円	0千円	千円		
決算額	千円	千円	1,274千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（水道管移設工事費用の実績額の2分の1 ）					
算定方法の法令・要綱等	水道施設の移設等に関する協定					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	0%	県	0%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	前橋市公営企業管理者					

【事業の概要】

前橋市が平成30年3月に売却した岩神町の土地に水道管が埋設されていることが判明し、土地の購入者から撤去を求められた。前橋市は前橋市上水道配管図(以下「配管図」という。)を確認し、水道管がないことを確認していたが、引き渡し後に現地を確認したところ、実際は水道管が埋設されていた。

このため、土地売却時の売買契約書における瑕疵担保責任に関する条項に基づき、前橋市が撤去することとし、撤去費用については、水道施設の移設等に関する協定を準用し、前橋市と前橋市公営企業管理者とで、半分ずつ撤去費用を負担することとなったものである。

なお再発防止策として、事前調査の一層の徹底、公共埋設管の可能性について買受希望者に対する文書による注意喚起、埋設管発見時の対応に関する契約書条項の記載などの取組を行っている。

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(73) 前橋岡本太郎展実行委員会への負担金（文化国際課）

【負担金等の概要】

担当部課	文化国際課（アーツ前橋）					
負担金等の名称	前橋岡本太郎展実行委員会への負担金					
根拠（法令名・要綱名等）	実行委員会との協定による					
開始年度	平成 30 年度					
事業内容	岡本太郎展及び関連シンポジウムの開催					
目的・期待される効果	岡本太郎の、芸術を通じて戦後社会を生きる人々を奮い立たせたメッセージを読み解き、紹介することで地域社会の活性化を目指す					
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
当初予算額	千円	千円	14,882 千円	千円		
決算額	千円	千円	13,882 千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（予算書及び協定書により金額を決定。）					
算定方法の法令・要綱等	実行委員会との協定書					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	前橋岡本太郎展実行委員会					

【事業の概要】

アーツ前橋会館五周年記念企画展として「岡本太郎と『今日の芸術』絵はすべての人の造るもの」展覧会が平成 30 年 10 月 5 日～平成 31 年 1 月 14 日まで、アーツ前橋で開催された。この展覧会は、岡本太郎により著された「今日の芸術」をテーマとした展覧会を開催し、今日の社会における芸術の存在や機能が果たすことのできる可能性を示すとともに、前橋市に移設された岡本太郎作「太陽の鐘」の移設プロセスや岡本太郎の芸術を通じて戦後社会を生きる人々を奮い立たせたメッセージを読み解き、紹介することで地域社会の活性化を目指すことを目的として実施された。

実行委員会の委員長は前橋中心商店街協同組合理事長、副委員長は公益財団法人前橋まちづくり公社専務理事、事務局は前橋市の職員が勤めている。

当初負担金は、14,882 千円であったが、市内企業協賛金や展覧会観覧券売上高が予算よりも増額できたこと、及び謝礼や業務企画料等の支出が削減できたこと等により、1,000 千円が返金されている。

財源の内訳割合	国	57%	県	%	市	43%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ □有 ■無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	アートによる文化交流推進実行委員会					

【事業の概要】

平成 29 年 11 月 1 日に、中心市街地でのアートプロジェクトや官学民の連携をより強化し、資金獲得や事業遂行のための機能を集約していくため、「アートによる文化交流推進実行委員会」が新たに設立された。実行委員長は、前橋まちづくり公社の理事長であり、事務局長はアーツ前橋の副館長、事務局はアーツ前橋の職員が勤めている。

平成 30 年度における負担金の対象事業は以下の通りである（金額は予算ベース）。

事業	概要	負担金
文化支援事業	まちなか文化祭やめぶくフェス(アート部門)の中で実施してきた文化団体への助成を引き続き実施する。団体同士の交流や表現の場の提供のため協調して事業実施を行う。	3,270 千円
まちなか展示事業	本事業は、アーツ前橋の開館 5 周年にあわせ、潜在制作アーティストの活動拠点となる「堅町スタジオ」も立地する中心市街地の商店街組合と協力し、前橋のまちなかで制作された作品を地域の商店街で展示し、より身近にアートを楽しみ、商店街の活性化につながる機会創出を目指す。	6,000 千円 ※うち自治総合センター助成金 4,000 千円
潜在制作事業	中心街に立地する「堅町スタジオ」に国内外のアーティスト約 4 組を受け入れ、前橋市内のリサーチを基礎に作品制作やパブリックプログラムの実施により地域の人々のコミュニケーションの活性化及び芸術文化都市としての雰囲気醸成を目指す。	4,446 千円 ※うち文化庁補助金 2,739 千円

なお、まちなか展示事業は、自治総合センターからの助成金が予算では 4,000 千円であったが、実際に助成されたのは 3,500 千円であった。また、最終的には、収入総額 18,692 千円から支出総額 15,887 千円を差し引いた 2,804 千円を前橋市へ返還することとしており、前橋市の負担金の実績は 10,911 千円となった。

【監査結果及び意見】

【アートによる文化交流推進実行委員会の決算処理の迅速化について（監査結果）】

（現状及び問題点）

上述の通り、実行委員会から前橋市への返還金が発生していたものの、監査のヒアリングを実施した時点（令和元年 10 月）においては、前橋市への返還が実際にはなされていなかった。

平成 31 年 3 月 12 日付で実行委員会から協議書が提出されており、「実行委員会側の予算で複数の助成金を財源として取り込んでおり、事業内容も多岐にわたることから決算処理に時間を要するため、平成 30 年度内清算が困難なため、令和元年度中に所定の手続きを行い、速やかに清算処理を行いたい」としているものの、その後決算の確定と返還まで半年もかかっている。

「二之宮式三番叟・薪能まつり実施に関する助成金」や「前橋四公祭実施にかかる負担金」についても文化庁からの補助金収入があるものの、早期に決算が完了しており、この負担金について「複数の助成金を財源として」という理由で遅延を認めることは、公平性にかけるものとする。

(改善案)

決算を早期に完了するよう指導すべきである。

(75) 「闇に刻む光」展美術館連絡協議会への負担金（文化国際課）

【負担金等の概要】

担当部課	文化国際課					
負担金等の名称	「闇に刻む光」展美術館連絡協議会への負担金					
根拠（法令名・要綱名等）	美術館連絡協議会との協定による					
開始年度	平成 30 年度					
事業内容	福岡アジア美術館との共同開催し、1930 年代から近代まで、アジア各地の政治運動や社会運動の中で製作された木版画や印刷物、関連作品・資料などあわせて 400 点を紹介する。					
目的・期待される効果	平成 31 年 2 月 2 日よりアーツ前橋において開催する、「闇に刻む光 アジアの木版画運動 1930s-2010s」展について、美術館連絡協議会に展覧会開催に係る業務を依頼するもの。					
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
当初予算額	千円	千円	6,000 千円	千円		
決算額	千円	千円	6,000 千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（協定書により金額を決定。）					
算定方法の法令・要綱等	美術館連絡協議会との協定書					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	美術館連絡協議会					

【事業の概要】

「闇に刻む光 アジアの木版画運動 1930s-2010s」展を平成31年2月2日(土)～3月24日(日)まで、アーツ前橋で開催した。この展覧会は、中国、韓国、ベンガル、シンガポール、インドネシア、マレーシア、フィリピン等のアジア各地の政治・社会運動のなかでしばしば制作されてきた木版画を約400点紹介するものである。

当該負担金は、株式会社読売新聞東京本社事務局美術館連絡協議会に対して、展覧会開催に係る業務を依頼し、その分担金を共催の福岡アジア美術館と折半により負担するものである。

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(76) 二之宮式三番叟・薪能まつり実施に関する助成金（文化国際課）

【負担金等の概要】

担当部課	文化国際課			
負担金等の名称	二之宮式三番叟・薪能まつり実施に関する助成金			
根拠（法令名・要綱名等）	なし			
開始年度	平成28年度			
事業内容	歴史文化遺産活用推進事業			
目的・期待される効果	歴史文化を主体とした地域づくり			
負担金等の金額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
当初予算額	2,300千円	4,600千円	4,700千円	千円
決算額	2,300千円	4,600千円	4,700千円	
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（他の補助金額により変動）			
算定方法の法令・要綱等	なし			
金額の構成等	<input type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input checked="" type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市			
財源の内訳割合	国	26%	県	% 市 74%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）			
交付先団体名	二之宮式三番叟・薪能祭り実行委員会			

算定方法の法令・要綱等	なし					
金額の構成等	■市単独 □国・県・市 □国・市 □県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ □有 ■無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	前橋市文化協会					

【事業の概要】

前橋市文化協会の「前橋市民芸術文化祭」及び「まえばし和の文化の集い」に対して、4,600千円の負担金を支出している。平成30年度の実施概要と負担金は以下の通り。

事業	概要	負担金
前橋市民芸術文化祭	期間：平成30年4月21日から平成31年3月17日 場所：昌賢学園まえばしホール、中央公民館、臨江閣ほか 参加人数：22,422人（入場者18,188人、関係者4,234人） 内容：各部会の展覧会や発表会、総合文化祭を開催	3,600千円
まえばし和の文化の集い	期間：平成30年11月10日（土） 場所：臨江閣 参加人数：1,000人（入場者800人、関係者200人） 内容：臨江閣が国重要文化財に指定された記念事業として、前橋市文化協会茶道部会による茶席、華道部会の華道展及び八木節部会、民謡民舞部会、大正琴部会、邦楽部会、居合気道部会による舞台発表を行った。	1,000千円

またこの負担金とは別に、前橋市文化協会運営補助金として、平成28年度9,729千円、平成29年度12,634千円、平成30年度10,241千円を前橋市文化協会に対して支出している。

【監査結果及び意見】

【運営補助金と事業負担金の資金使途の区別について（監査結果）】

（現状及び問題点）

前橋市文化協会とは、「前橋市民芸術文化祭」及び「まえばし和の文化の集い」実施に関する協定書を締結し、両事業の実施に係る費用として4,600千円を負担金として支出しているが、これとは別に前橋市文化協会運営補助金として10,241千円を支出している。

「平成30年度前橋市文化協会運営補助金交付要項」によれば、補助金の交付対象となる事業及び経費は以下の通り記載されている。

対象事業	対象経費
協会運営事業	職員出向料（人件費）、旅費、印刷製本費、食料費、通信運搬費、負担金、備品購入費等
協会実施事業	市民芸術文化祭、会報発行、部会活動助成金、後継者育成事業

このように補助金の対象経費には「市民芸術文化祭」と記載されており、運営補助金と事業負担金の2種類の支出が、市民芸術文化祭に対して行われていることとなっている。

(改善案)

同一の事業に対して、補助金と負担金の双方を交付することは、資金使途が不明確になるため、極力避けるべきである。やむを得ず双方を交付する際には、交付する時点において対象経費の費目(人件費、会場使用料など)を明らかにし、重複することがないようにすべきである。また、事業実施後には、事業の収支報告書入手し、運営費補助金及び交付金の資金使途を確認する必要があると考える。

(78) 前橋四公祭実施にかかる負担金(文化国際課)

【負担金等の概要】

担当部課	文化国際課					
負担金等の名称	前橋四公祭実施にかかる負担金					
根拠(法令名・要綱名等)	なし					
開始年度	平成28年度					
事業内容	歴史文化遺産活用推進事業					
目的・期待される効果	本市歴史文化遺産の周知拡大、市外からの来客者数増					
負担金等の金額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
当初予算額	1,400千円	3,851千円	3,860千円	3,500千円		
決算額	1,400千円	3,851千円	3,860千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助(補助率:) <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助(単価: 数量:) <input type="checkbox"/> 定額補助() <input checked="" type="checkbox"/> その他(他の補助金額により変動)					
算定方法の法令・要綱等	なし					
金額の構成等	<input type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input checked="" type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	70%	県	0%	市	30%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか? <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容()					
交付先団体名	前橋四公祭実行委員会					

【事業の概要】

前橋四公祭は、江戸時代に、現在の前橋市域内で藩主を務めた酒井雅楽家・松平大和守家・秋元越中守家・牧野駿河守の四藩主「前橋四公」の功績を称え、その歴史的価値をこれからのまちづくりに活用するとともに、各墓所の包括的な国指定史跡化を目指して、前橋四公祭実行委員会が主催として開催している。

平成 30 年 9 月 29 日（土）～10 月 14 日（日）の 2 週間を「前橋四公週間」と定め、前橋四公に関連する様々なイベントを実施した。

なお、当事業は、文化庁の「平成 30 年度文化芸術振興費補助金（文化芸術創造拠点形成事業）」の対象となっており、国庫補助金 2,710 千円、市 1,150 千円の合計 3,860 千円を負担金として支出している。なお平成 29 年度も、文化庁の「平成 29 年度文化芸術振興費補助金」の対象となっており、国庫補助金 2,531 千円を受け取っているが、平成 28 年度は対象とはなっておらず、すべて前橋市の財源であった。

実行委員会全体としては、平成 30 年度の予算は 5,873 千円であり、決算額は 5,713 千円であった。負担金以外は、主としてガイドブックやイラスト作成に対する協賛金によって賄われている。

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(79) アートによる対話を考える実行委員会への負担金（文化国際課）

【負担金等の概要】

担当部課	文化国際課			
負担金等の名称	アートによる対話を考える実行委員会への負担金			
根拠（法令名・要綱名等）	実行委員会との協定による			
開始年度	平成 27 年度			
事業内容	現代社会の中で生きづらさを感じる人たちに、アート（アーティスト）と芸術文化施設が他者とのコミュニケーションのきっかけを提供するもの。また、未来の地域の担い手である児童・生徒たちとアーティストとの交流を通して、文化・芸術との接点を創出し、関心や理解を高め、将来の文化・芸術の担い手や鑑賞者の育成を目指す。			
目的・期待される効果	活動を通して、アートを介して可能となるソーシャル・インクルージョン（社会包摂）を核に、地域の市民とアーティストが対話をし、協同することでさらなる共生社会に近づく場を実現していくことを目的とする。			
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
当初予算額	542 千円	千円	2,571 千円	701 千円
決算額	542 千円	千円	1,290 千円	
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率：　　） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価：　　数量：　　） <input type="checkbox"/> 定額補助（　　） <input checked="" type="checkbox"/> その他（予算書及び協定書により金額を決定。）			
算定方法の法令・要綱等	実行委員会との協定書			
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市			

財源の内訳割合	国	%	県	%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ □有 ■無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	アートによる対話を考える実行委員会					

【事業の概要】

「アートによる対話を考える実行委員会」は、活動を通じて、アートを介して可能となるソーシャル・インクルージョン（社会包摂）を核に、地域の市民とアーティストが対話をし、協同することでさらなる共生社会に近づく場を実現していくことを目的としている。前橋市では、表現によりつながる地域の活力創造事業を実施することにより、中心市街地の活性化及び地域における芸術文化活動の担い手の育成に資するものとして、同実行委員会に対して負担金を交付している。

平成 30 年度は以下の事業を行うものとして、実行委員会から負担金の請求があった。

事業名	概要	予算額
表現の森事業	アーティストと地域の人々の協働による表現活動の実施	1,720 千円
アーティスト・イン・スクール事業		851 千円
	合計	2,571 千円

なお平成 30 年度に同実行委員会が行う事業は、文化庁の「平成 30 年度文化芸術振興費補助金（地域の美術館・歴史博物館を中核として文化クラスター形成事業）」の対象となったことから、文化庁の助成金が 1,248 千円交付された。同実行委員会の年間支出総額が 2,538 千円となったことから、収入総額 3,819 千円から支出総額を差し引いた 1,281 千円は前橋市に返還され、前橋市の負担金の実績は 1,290 千円となった。

また平成 28 年度は展示会の一部のみであり、平成 29 年度は直営で実施したため、負担金の支出はなかった。平成 30 年度及び令和元年度はワークショップ形式での事業を行っている。

【監査結果及び意見】

【実行委員会の決算処理の迅速化について（監査結果）】

（現状及び問題点）

上述の通り、実行委員会から前橋市への返還金が発生していたものの、監査のヒアリングを実施した時点（令和元年 9 月）においては、前橋市への返還が実際にはなされていなかった。実際の決算確定は 8 月末であり、その後委員への説明に時間がかかったため、10 月 9 日に前橋市へ返還したとの説明を受けた。

平成 31 年 3 月 15 日付で実行委員会から協議書が提出されており、「実行委員会側の予算で複数の助成金を財源として取り込んでおり、事業内容も多岐にわたることから決算処理に時間を要するため、平成 30 年度内清算が困難なため、令和元年度中に所定の手続きを行い、速やかに清算処理を行いたい」としているものの、その後決算の確定と返還まで半年もかかっている。

上記の「二之宮式三番叟・薪能まつり実施に関する助成金」や「前橋四公祭実施にかかる負担金」に

についても文化庁からの補助金収入があるものの、早期に決算が完了しており、この負担金について「複数の助成金を財源として」という理由で遅延を認めることは、公平性にかけるものとする。

(改善案)

決算を早期に完了するよう指導すべきである。

(80) 酒井雅楽頭家管弦講の夕べ実施にかかる負担金 (文化国際課)

【負担金等の概要】

担当部課	文化国際課			
負担金等の名称	酒井雅楽頭家管弦講の夕べ実施にかかる負担金			
根拠 (法令名・要綱名等)	なし			
開始年度	平成 30 年度			
事業内容	歴史文化遺産活用推進事業			
目的・期待される効果	本市歴史文化遺産の周知拡大、市外からの来客者数増			
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
当初予算額	千円	千円	2,550 千円	千円
決算額	千円	千円	2,550 千円	
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助 (補助率:) <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助 (単価: 数量:) <input type="checkbox"/> 定額補助 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (他の補助金額に伴い変動)			
算定方法の法令・要綱等	なし			
金額の構成等	<input type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input checked="" type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市			
財源の内訳割合	国	60%	県	% 市 40%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか? <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容 ()			
交付先団体名	酒井雅楽頭家管弦講の夕べ実行委員会			

【事業の概要】

酒井雅楽頭家は前橋を治めた四藩主「前橋四公」の一角であり、初代前橋藩主を務めた。9代約150年にわたり前橋の町割りの基礎を築いた功績を称えるとともに、同家の遺徳をこれからのまちづくりに活用するため、官職である「雅楽頭」に因み、歴代藩主の墓所である是字寺龍海院を舞台に、管弦額によるイベント「管弦講の夕べ」を平成30年9月24日(月・祝)に開催した。

当事業は、文化庁の平成30年度文化芸術振興費補助金(文化芸術創造拠点形成事業)の対象となっており、国庫補助金1,550千円と市負担額1,000千円、合計2,550千円を負担金として支出している。なお平成30年度の同事業全体の予算額は3,741千円であり、決算額は3,740千円であった。

交付先団体名	前橋学ブックレット編集委員会
--------	----------------

【事業の概要】

前橋学ブックレットとは、前橋の誇れる先人、すばらしい自然、埋もれた歴史のすべてを後世に語り継ぎ、市民は前橋に誇りと愛着（郷土愛の原動力）を、全国には前橋の魅力を発信（訪れてみたい、住んでみたい前橋）するために刊行するものである。研究者は専門家だけでなく、市民自らが調査・発掘した成果を発信する場としている。

前橋学ブックレットは前橋学ブックレット編集委員会が編纂しており、平成の大合併後の市史編纂につながる大変公益性の高い事業であり、市が取り組む「前橋市史編纂に向けた調査研究」のひとつとして位置づけられるものとして、負担金を支出している。

平成 27 年 3 月に第 1 号を発刊し、以後、平成 28 年度からは毎年 4 刊ずつ発刊していることから、定額の負担金を交付している。

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(82) ～マンドリンのまち前橋～朔太郎音楽祭負担金（文化国際課）

【負担金等の概要】

担当部課	文化国際課					
負担金等の名称	～マンドリンのまち前橋～朔太郎音楽祭負担金					
根拠（法令名・要綱名等）	～マンドリンのまち前橋～朔太郎音楽祭実行委員会会則					
開始年度	平成 18 年度					
事業内容	～マンドリンのまち前橋～朔太郎音楽祭の企画・運営					
目的・期待される効果	マンドリン演奏を通し、文化の香り豊かなまちづくりを進める、マンドリンのまち前橋の全国への情報発信					
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
当初予算額	2,000 千円	2,000 千円	2,000 千円	2,000 千円		
決算額	2,000 千円	2,000 千円	2,000 千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input checked="" type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）					
算定方法の法令・要綱等	なし					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？					

	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）
交付先団体名	～マンドリンのまち前橋～朔太郎音楽祭実行委員会

【事業の概要】

朔太郎音楽祭とは、前橋市が生み、マンドリンも愛した詩人、萩原朔太郎とマンドリン音楽の融合を図り、マンドリンを通じた文化の香り豊かなまち前橋を全国に情報発信すべく、同詩人の生誕 120 年を記念して平成 18 年に前橋マンドリンフェスタとして初開催し、翌 19 年より名称を「朔太郎音楽祭」と改めたものである。現在まで、「～マンドリンのまち前橋～朔太郎音楽祭実行委員会」が主催として毎年継続して開催しており、今後も毎年開催予定である。

平成 30 年度は 2 回に分けて開催されており、8 月 4 日（土）には、前橋文学館にて、青山忠音楽監督率いるカルテットの演奏会を実施した。更に、10 月 14 日（日）には、昌賢学園まえばしホール大ホールにて、市内アマチュア楽団、一般参加者と高等学校ギター・マンドリン部で構成する 2 つのオーケストラによる演奏会を実施した。

事業費は市からの負担金 2,000 千円と協賛金によって賄われており、平成 30 年度は 3,299 千円の予算額に対して、3,302 千円の決算額となっている。

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(83) 公益財団法人群馬交響楽団運営助成金（文化国際課）

【負担金等の概要】

担当部課	文化国際課			
負担金等の名称	平成 30 年度公益財団法人群馬交響楽団運営助成金			
根拠（法令名・要綱名等）	なし			
開始年度	平成 11 年度			
事業内容	群馬交響楽団による音楽文化の普及や青少年の情操教育			
目的・期待される効果	音楽文化の普及や青少年の情操教育の振興			
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
当初予算額	1,877 千円	1,884 千円	1,882 千円	1,890 千円
決算額	1,877 千円	1,883 千円	1,881 千円	
金額の算定方法	<input checked="" type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率：補助金の総額を人口割等で按分したもの） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）			

算定方法の法令・要綱等	平成30年度公益財団法人群馬交響楽団事業の都市別補助・助成金算出表					
金額の構成等	■市単独 □国・県・市 □国・市 □県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ □有 ■無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	公益財団法人群馬交響楽団					

【事業の概要】

公益財団法人群馬交響楽団は、交響管弦楽による音楽芸術の普及・発展に関する事業を行い、主として群馬県における文化の向上及び青少年の情操教育の振興に寄与することを目的としている。群馬交響楽団は、上記の目的を達成するため、次の事業を行っている。

- (1) 群馬交響楽団を編成し、及び維持すること。
- (2) 交響管弦楽等の演奏を行うこと。
- (3) 青少年等の音楽鑑賞及び演奏等に関し指導を行い、その普及を図ること。
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

オーケストラを取り巻く環境は依然として厳しく、財政基盤の劇的な改善は厳しい状況にあり、高崎市を除く11市において、人口割及び均等割により算出された負担額について、毎年助成を行っている。また群馬県及び高崎市は別途助成を行っている。

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(84) 前橋藩主松平大和守家顕彰祭実施にかかる負担金（文化国際課）

【負担金等の概要】

担当部課	文化スポーツ観光部文化国際課			
負担金等の名称	前橋藩主松平大和守家顕彰祭実施にかかる負担金			
根拠（法令名・要綱名等）	なし			
開始年度	平成29年度			
事業内容	歴史文化遺産活用推進事業			
目的・期待される効果	本市歴史文化遺産の周知拡大、市外からの来客数増			
負担金等の金額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
当初予算額	千円	600千円	1,650千円	千円
決算額	千円	600千円	1,650千円	
金額の算定方法	□補助率を定め補助（補助率： ）			

	<input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（他の負担金額により変動）					
算定方法の法令・要綱等	なし					
金額の構成等	<input type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input checked="" type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	40%	県	%	市	60%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	結城松平博諭堂報恩舎					

【事業の概要】

松平大和守家顕彰祭は、前橋を治めた四藩主「前橋四公」の一角で、江戸時代末期の前橋藩主・松平大和守家の功績を称え、その歴史的価値をこれからのまちづくりに活用することを目的として、平成29年度より結城松平博諭堂報恩舎が主催をして開催している。2回目の開催となる平成30年度は、松平家の家宝であった天下三名槍「御手杵の槍」や松平家ゆかりの「川越藩火縄銃鉄砲隊」といった「武」に焦点を当てて実施され、約1,500名の参加者が集まった。平成30年度より隔年開催となったため、令和元年度の負担金は発生しない。

当事業は、文化庁の平成30年度文化芸術振興費補助金（文化芸術創造拠点形成事業）の対象となっており、国庫補助金650千円、市1,000千円の合計1,650千円を負担金として支出している。

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない

(85) まえばし市民ミュージカル実行委員会負担金（文化国際課）

【負担金等の概要】

担当部課	文化国際課			
負担金等の名称	まえばし市民ミュージカル実行委員会負担金			
根拠（法令名・要綱名等）	実行委員会との協定による			
開始年度	平成26年度			
事業内容	市民による前橋空襲のミュージカル			
目的・期待される効果	市民による前橋の歴史の伝承			
負担金等の金額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
当初予算額	150千円	612千円	100千円	400千円
決算額	150千円	612千円	100千円	
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ）			

	<input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（予算書により金額を設定）					
算定方法の法令・要綱等	なし					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	まえばし市民ミュージカル実行委員会					

【事業の概要】

まえばし市民ミュージカルは、一般市民が参加し、自分たちで作り上げる市民ミュージカルの活動を通じて、地域・学生・社会人等様々な立場の市民が交流し、地域の歴史や文化を知る場とするとともに、歌い、踊り、そして演じることの楽しさを知る契機とするために、まえばし市民ミュージカル実行委員会が主催となり開催しており、官民協働による文化活動の振興を目指している。

平成26年から、前橋空襲三部作を一年2年かけて制作・上演しており、令和元年度が最終章の上演となる。2年のうち、1年目は練習のみのため、あまり経費はかからないが、2年目は上演費用がかかるため負担金も増額された。令和元年度で三部作が完成するため、負担金も終了予定である。

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(86) 朔太郎忌実行委員会負担金（文化国際課）

【負担金等の概要】

担当部課	文化国際課			
負担金等の名称	朔太郎忌実行委員会負担金			
根拠（法令名・要綱名等）	朔太郎忌実行委員会会則			
開始年度	平成27年度			
事業内容	朔太郎忌の開催			
目的・期待される効果	朔太郎忌実施により萩原朔太郎の魅力と価値に対する考えを深め、文化向上に寄与する			
負担金等の金額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
当初予算額	2,000千円	2,000千円	2,000千円	2,000千円
決算額	2,000千円	2,000千円	2,000千円	
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ）			

	<input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input checked="" type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）					
算定方法の法令・要綱等	なし					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	朔太郎忌実行委員会					

【事業の概要】

朔太郎忌とは、萩原朔太郎の命日である5月11日に最も近い第2土曜日に開催し、萩原朔太郎を偲ぶとともに、作品が持つ魅力と価値について考えを深め、文化の向上に寄与するものである。萩原朔太郎記念・水と緑と詩のまち前橋文学館が主体となった朔太郎忌実行委員会が主催して、事業を行っている。

平成30年度は、昌賢学園まえばしホール小ホールにて、第一部シンポジウム（90分）、第二部リーディングシアター（50分）萩原朔美監修、栗原飛宇馬台本・演出にて実施された。入場料を500円とし、入場者は239名であった。

前橋市では萩原朔太郎を通じて市の発信に寄与するものと考え、負担金2,000千円を毎年交付している。なお平成30年度の事業予算は2,337千円、決算額は2,063千円であった。

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(87) アーツ前橋オープンカフェ事業負担金（文化国際課）

【負担金等の概要】

担当部課	文化国際課			
負担金等の名称	アーツ前橋オープンカフェ事業負担金			
根拠（法令名・要綱名等）	都市魅力アップ共創（民間協働）推進事業			
開始年度	平成30年度			
事業内容	アーツ前橋の公開空地へのウッドデッキ設置			
目的・期待される効果	にぎわいの創出、アーツ前橋のPR			
負担金等の金額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
当初予算額	千円	千円	0千円	千円
決算額	千円	千円	600千円	

金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input checked="" type="checkbox"/> 定額補助（全体事業費の 1/2 以内で約 60 万円 ） <input type="checkbox"/> その他（ ）					
算定方法の法令・要綱等	見積書より算定					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	Y K K A P 株式会社					

【事業の概要】

都市魅力アップ共創（民間協働）推進事業として、「アーツ前橋オープンカフェ事業」を実施した。Y K K A P 株式会社があーツ前橋オープンカフェ事業を提案し、前橋市が総事業費 1,500 千円のうち 600 千円を負担することにより、リウッドデッキを設置したものである。単年度事業である。

なお、予算は、都市魅力アップ共創推進事業の所管課である未来の芽創造課の予算を流用したため、文化国際課の当初予算計上はなかった。

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(88) 前橋スポーツコミッション負担金（スポーツ課）

【負担金等の概要】

担当部課	スポーツ課
負担金等の名称	前橋スポーツコミッション負担金
根拠（法令名・要綱名等）	前橋スポーツコミッション費用負担に関する協定書
開始年度	平成 27 年度
事業内容	前橋スポーツコミッション規約に基づき事業運営を行っており、その主な事業・業務は、次のとおりである。 (1) スポーツ大会等の誘致に関すること。 (2) スポーツ大会等の開催支援に関すること。 (3) その他前橋 S C の目的達成のために必要な事業に関すること。 (4) 前橋市と連携した、2020 東京オリンピック・パラリンピック等事前キャンプ地誘致事業に関すること。

目的・期待される効果	本市及び周辺地域にあるスポーツ資源や特徴ある観光資源を活用し、スポーツに関する大会、スポーツイベントを誘致し、開催支援等を一元的に行うことにより、本市のさらなるスポーツ振興及び経済活性化等を図ることを目的とする。					
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
当初予算額	17,990 千円	22,319 千円	33,691 千円	73,282 千円		
決算額	25,747 千円	27,021 千円	33,512 千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（事業別、必要経費の積み上げによる ）					
算定方法の法令・要綱等	前橋スポーツコミッション費用負担に関する協定書					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	前橋スポーツコミッション					

【事業の概要】

前橋スポーツコミッションは、前橋市及び周辺地域にあるスポーツ資源や特徴ある観光資源を活用し、スポーツに関する大会・スポーツイベントを誘致し、開催支援等を一元的に行うことにより、前橋市のスポーツの振興、経済活性化等を図ることを目的として、平成 27 年 4 月 17 日に設立された団体である。

主な事業は、以下の通りである。

（1）主事業

- ① 宿泊を伴うスポーツイベントの誘致
- ② 2020 東京オリンピック・パラリンピック事前キャンプ地誘致活動

（2）促進事業

- ① 運営支援 スポーツ施設の優先予約（利用調整）、宿泊案内等
- ② 観光連携 観光行動の推進活動、特産品 PR、観光ガイド提供等
- ③ 広報 PR ホームページ等でのイベント周知、情報発信等
- ④ 企画調整 総合調整

事業資金としては、一部競技団体からの事業負担金があるものの、97%程度が市負担金である。

【監査結果及び意見】

【招へい事業に関する費用について（意見）】

（現状及び問題点）

当初予算に「群馬県柔道連盟国際交流事業実行委員会」の費用として、ハンガリー柔道連盟役員招聘事業費 2,350 千円が計上されている。その内訳としては、ハンガリー柔道連盟役員 6 名（通訳 1 名含む）分の 4 泊 5 日の食糧費 738 千円、宿泊費 1,058 千円等である。なお、食糧費及び宿泊費の内訳は、以下の通りである。

食糧費

単価	人数	合計	摘要
7,000 円	14 名	98,000 円	1 日目 昼食（飲料 1,300 円飲み放題）
13,000 円	21 名	273,000 円	1 日目 夕食 歓迎レセプション（飲料 3,000 円）
10,000 円	12 名	120,000 円	2 日目 昼食（飲料 3,000 円）
5,000 円	9 名	45,000 円	3 日目 昼食（飲料 1,000 円）
7,000 円	16 名	112,000 円	4 日目 昼食（飲料 2,000 円）
10,000 円	9 名	90,000 円	4 日目 夕食（飲料 3,000 円）
合計		738,000 円	

宿泊費

単価	人数	合計	摘要
8,000 円	6 名	48,000 円	1 日目 前橋市内ホテル 6 名（朝食付き）
40,000 円	6 名	240,000 円	2 日目 伊香保温泉 6 名（夕食、朝食付き）
20,000 円	10 名	200,000 円	2 日目 伊香保温泉 10 名（夕食、朝食付き）関係者他
40,000 円	6 名	240,000 円	3 日目 伊香保温泉 6 名（夕食、朝食付き）
20,000 円	10 名	200,000 円	3 日目 伊香保温泉 10 名（夕食、朝食付き）関係者他
15,000 円	6 名	90,000 円	4 日目 場所未定 6 名
8,000 円	5 名	40,000 円	4 日目 場所未定 5 名 関係者他
合計		1,058,000 円	

招聘のため、ある程度の費用がかかるのはやむを得ないと考えられるが、昼食時に毎回 1,000 円を超える食糧費が予算として計上されていること、1 泊 40,000 円の温泉旅館への宿泊費が予算として計上されていること等は、市民の一般通念的に過剰であると思うような内容ではないかと考える。

実際の支出額は、食糧費等 443 千円、宿泊費 389 千円と当初予算より減額している。しかし、これはハンガリー側の役員が 6 名から 3 名と半減されたこと、4 泊 5 日が 3 泊 4 日となったことによるものであり、支出内容が見直されたことによるものではない。

（改善案）

負担金の財源は税金であることから、費用対効果を検討し接待の必要性をよく議論した上で、市民が納得できるような予算計上をすることが望ましい。

【前橋スポーツコミッションにおける予算管理について（意見）】

（現状及び問題点）

平成 30 年度の当初予算は 33,691 千円であったが、補正予算において決算見込額 35,391 千円との差額 1,700 千円の負担金増額の要請があった。これは新規事業の増加のためとの説明であったが、内訳を確認すると、新規事業を急遽実施したことによるもの、当初予算計上時に予定されていた事業を縮小したが他の事業へ予算流用されているものも散見された。

例えば群馬県柔道連盟国際交流事業実行委員会の費用として、「ハンガリー柔道連盟役員招聘事業費」2,350 千円が計上されていたが、実際は 1,615 千円となっており 734 千円減少している。これは当初 6 名の招聘を 4 泊 5 日で予定していたが、実際は 3 名を 3 泊 4 日と縮小したことによるものである。この削減額 734 千円については、予定以上の人数参加があった「ハンガリー柔道連盟強化選手招聘事業」に充当したとの説明を受けた。

一方で、補正予算での増額要請に対して 1,100 千円の負担金増額を決定したが、実際には実施しなかった事業があり、最終的には 1,278 千円が市に戻し入れされた。

このように、当初予定されていた事業の縮小・廃止や、新規事業の急遽実施、それに伴う予算の流用が多く存在する。しかしながら、これらについて明示された資料が存在しない。また、補正予算の申請についても、決算見込額と現計予算額の差額を申請するのみであり、どのような新規事業が発生するため、いくら資金が不足なのか明示されないまま、予算の申請がなされ予算計上が行われている。結果として、当初の予算と実績の比較を容易に行うことができず、当初予算をある程度水増しして申請し、他の事業への流用を当初から予定していたのではないかという疑念を抱かせてしまう。

（改善案）

予算計上は 1 年以上も前に行われるものであり、様々な事業で大きく変動することは想定されることであり、また状況の変化に応じて急遽実施する必要性が生じた事業を、他の事業で浮いた予算流用して行うこともやむを得ないと考える。しかし、その事実は明確に報告されるべきであり、差異を分析することによってその事業の要否を検証する必要がある。最終的な会計報告においては、予算計上時と実績と、どのような差が生じたのかを分かるように報告する必要がある。

同様の趣旨から、予算を流用した場合には、その予算の流用が分かるようにしておくべきである。当該負担金のように、相手先の事情により事業の実施や規模に影響を受ける場合には、予算の流用はやむを得ないとしても、負担金の財源は市民の税金であることから、当初予定していた負担金がどのように使用されたのかは明らかにする必要がある。また当初予算時とは異なる事業に対して多額の負担金が支出されるような状況が継続するのであれば、当初予算を削減し必要に応じて補正予算で対応することが望ましい。また補正予算申請の際には、差額で必要な金額を示すだけでなく、どのような新規事業を急遽実施することになったのか、具体的に提示を受ける必要があると考える。

【前橋スポーツコミッションの運営について（意見）】

（現状及び問題点）

前橋市監査委員事務局の監査が、令和元年5月8日から6月25日まで実施された。そこで、団体運営について、下記の要望事項が報告された。

「前橋スポーツコミッションの運営において、現在の本市の関わりとしては、負担金による財政的支援に加え、事業主体としての市の職員により事業の実施を行っている状況であり、負担金事業とする必要性に疑義がある。適正な財政の執行を図る観点から本市の事業として直執行することに改めるなど、見直しを検討されたい。」

これを受けて、スポーツ課では、次のような考え方を示している。

「前橋スポーツコミッションは、スポーツ団体、経済団体、観光団体、報道団体等の代表から構成され、スポーツ振興のみならず地域経済の活性化を図ることを目的としている組織であり、現段階では本市事業とすることは難しいが、適切な財務執行について徹底を図っていくこととしたい」

現在、前橋スポーツコミッションの事務局は、スポーツ課の職員が兼務しているが、前橋スポーツコミッションの事業に従事している時間は管理されていない。このため、前橋スポーツコミッションに対して、人件費の補助金や負担金は発生していないが、実質は負担しており、しかも、その人件費相当額が把握できていない状況にある。

（改善案）

今後もスポーツ課職員が事務局を兼務するのであれば、本市事業とすべきであり、将来的に事務局を市の職員以外が担当するのであれば、前橋スポーツコミッションの人件費相当額を把握し、付け替えを行うべきである。これにより、正しい経費を把握した上で、前橋スポーツコミッションのあり方を検討する必要がある。

（89） まえばし赤城山ヒルクライム大会開催による事業負担金（スポーツ課）

【負担金等の概要】

担当部課	スポーツ課
負担金等の名称	まえばし赤城山ヒルクライム大会開催による事業負担金
根拠（法令名・要綱名等）	なし
開始年度	平成29年度
事業内容	まえばし赤城山ヒルクライム大会
目的・期待される効果	まえばし赤城山ヒルクライム大会について、公益財団法人 JKA（Japan Keirin Autorace foundation）の補助金をまちづくり公社が交付申請して、事業を実施するが、補助金の交付時期が年度末となる。これでは、事業実施に支障をきたすため、市が JKA 補助金相当額を大会前に一旦公社へ交付し、JKA からの補助金交付後に市負担金同額を公社から市へ返還してもらう。したがって、当該負担金に関して、最終的な金銭の負担はない。

負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
当初予算額	千円	41,359 千円	38,185 千円	31,351 千円		
決算額	千円	28,866 千円	20,151 千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（公益財団法人 JKA 補助金交付金相当額 ）					
算定方法の法令・要綱等	公益財団法人 JKA 補助金交付金相当額					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	公益財団法人前橋市まちづくり公社					

【事業の概要】

まえばし赤城山ヒルクライム大会は、市立前橋高校・前橋合同庁舎エリアから赤城山総合観光案内所までの全長 20.8 キロメートル、標高差 1,313 メートルを自転車で登る、国内でも屈指のヒルクライム大会である。募集定員は 3,700 名。

まえばし赤城山ヒルクライム大会は、公益財団法人 JKA（Japan Keirin Autorace foundation）の補助金をまちづくり公社が交付申請して、事業を実施するが、補助金の交付時期が年度末となる。これでは、事業実施に支障をきたすため、市が JKA 補助金相当額を大会前に一旦公社へ交付し、JKA からの補助金交付後に市負担金同額を公社から市へ返還してもらう。したがって、当該負担金に関して、最終的な金銭の負担はない。

なお、上記記載の負担金の他に、前橋市から補助金として、平成 29 年度 12,378 千円、平成 30 年度 11,408 千円、令和元年度 15,042 千円（予算）の負担がある。

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(90) 赤城山サイクルフェスタ実施に係る負担金（スポーツ課）

【負担金等の概要】

担当部課	スポーツ課
負担金等の名称	「スポーツによる地域活性化推進事業（スポーツによるまちづくり・地域活性化活動支援事業）」負担金
根拠（法令名・要綱名等）	・平成 30 年度 前橋スポーツコミッション事業計画

	5 観光連携活動（H30.4.13 前橋スポーツコミッション総会決議） ・地方スポーツ振興費補助金交付要綱 平成 30 年度スポーツ庁補助事業「スポーツによるまちづくり・地域活性化活動支援事業」			
開始年度	平成 30 年度（単年度補助）			
事業内容	サイクルツーリズム（自転車を活用した広域観光振興）の推進。総称：赤城山サイクルフェスタ ①前橋赤城スローシティ・サイクルスタンプラリー ②赤城山まるごとグルメライド			
目的・期待される効果	前橋赤城地域のスローシティ国際連盟への加盟をきっかけとした、赤城山周辺地域の産業や観光資源を活用したスポーツツーリズム、スローツーリズム、エコツーリズムの熟成並びに、交流人口の恒常的な循環の促進。			
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
当初予算額	千円	千円	3,326 千円	千円
決算額	千円	千円	3,306 千円	
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（総事業費のうち国庫補助対象経費及び参加者負担金で不足が見込まれる額を算定）			
算定方法の法令・要綱等	地方スポーツ振興費補助金交付要綱			
金額の構成等	<input type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input checked="" type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市			
財源の内訳割合	国	85%	県	% 市 15%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）			
交付先団体名	赤城山サイクルフェスタ実行委員会（事務局：赤城山ツーリズム地元推進協議会事務局 観光庁登録 DMO NPO 法人赤城自然塾）			

【事業の概要】

「赤城山サイクルフェスタ（スタンプラリー・グルメライド）」とは、スローシティ国際連盟に加盟した赤城山地域を中心に、前橋市、桐生市の自然環境、食文化、環境資源等を活かし、国内外からの交流人口の増加を図ることを目的に、環境に優しく健康にも良い自転車を有効活用し、地域の人々との触れ合いの機会を創出する事業である。

平成 30 年 3 月末にスポーツ庁より、スポーツ庁国庫補助事業の募集案内が届き、同年 6 月に補助金 2,836 千円が採択された。同事業は桐生市と連携して実施しており、顧問は前橋市長と桐生市長が就任しているものの、急な話であったことから、桐生市へは負担金の支出を求めないこととした。

なお、同事業の負担金は国庫補助金ありきの単年度事業であり、令和元年度はスポーツ課から観光振

興課に所管課が変更となっている。

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(91) ぐんまマラソン負担金（スポーツ課）

【負担金等の概要】

担当部課	スポーツ課					
負担金等の名称	ぐんまマラソン負担金					
根拠（法令名・要綱名等）	前橋市とぐんまマラソン実行委員会の双方が互いに理解・尊重し対等な関係のもとに「走る・支える・応援する」誰もが楽しめる大会「自然・食・歴史文化」等群馬の魅力を満喫できる大会を実施するための事業に関する負担金					
開始年度	平成 28 年度					
事業内容	ぐんまマラソン					
目的・期待される効果	地域資源を利用した大会の開催により、スポーツ活動への参加意欲を喚起し、スポーツの振興並びに群馬の魅力を発信し、観光振興や人々の交流を通じて地域の活性化を図る等、公益の増進に寄与する。					
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
当初予算額	1,000 千円	1,000 千円	1,000 千円	1,000 千円		
決算額	1,000 千円	1,000 千円	1,000 千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input checked="" type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）					
算定方法の法令・要綱等	ぐんまマラソン負担金に関する協定書					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	ぐんまマラソン実行委員会					

成 29 年 5 月に加盟が認定された。このスローシティ国際連盟加盟を祈念するとともに、イタリア・オルビエート市との友好都市締結 20 周年を祝い、平成 29 年 11 月 4 日に、初めて赤城山スローシティフェスタが開催された。平成 30 年度は群馬県民の日記念事業として、県の協力も得て、会場入場料を無料として開催された。開催の概要は以下の通り。

目的	スローシティ国際連盟（平成 29 年 5 月）に加盟した、前橋市の赤城地域の食や農産物の美味しさ、品質の高さ、豊かな自然、歴史文化や伝統を守りながら、健康的で幸せに生活ができる住み良い地域づくりを推進し、地域ブランド力の向上を図るため、多くの方々に向けて「前橋・赤城スローシティ」の周知を行うとともに理念の共有を目的とする。
実施体制	主催 前橋・赤城スローシティフェスタ実行委員会 共催 前橋市 後援 群馬県 事務局 NPO 法人赤城自然塾
開催日時	平成 30 年 11 月 4 日（日）10 時～17 時
場所	カネコ種苗ぐんまフラワーパーク
内容	① 赤城の恵ブランド、スローフード等の販売及び PR ② 赤城エリアの体験コーナー ③ スローシティ関連の芸能 ④ スローシティ&赤城ツーリズムの PR ⑤ 赤城サイクルフェスタとの連携 ⑥ その他
来場者数	3,468 名

事業実施における収入は全額前橋市が交付した負担金 2,400 千円であり、ゲスト謝金、消耗品費、PR 費、雑役務費に支出され、決算支出額は合計 2,397 千円であった。次年度もスローシティの推進方針に変更はないが、地域の人に企画、運営を委託する形式を予定しており、平成 30 年度に事務局を担った NPO 法人赤城自然塾に委託する予定である。

【監査結果及び意見】

【実行委員会での議論について（監査結果）】

（現状及び問題点）

平成 30 年度の赤城スローシティフェスタは上述の通り 11 月に開催されたが、実行委員会の立ち上げは平成 30 年 9 月とされており、実行委員会の会議は立ち上げ時の 1 回のみであった。実行委員会が主催として行っている以上、実行委員会にて事業内容等の検討が行われるべきと考えるが、会議の開催回数から鑑みるに、十分な議論が行われたかどうか疑問が残る。

（改善案）

あくまでも実行委員会が主催で行うものであることから、実行委員会は議論を行うに十分な回数の会議を開催すべきである。

(93) 台湾現地プロモーション事業費用負担金（観光振興課）

【負担金等の概要】

担当部課	文化スポーツ観光部観光振興課				
負担金等の名称	台湾現地プロモーション事業費用負担金				
根拠（法令名・要綱名等）	平成 30 年度台湾現地観光プロモーション事業に係る費用負担に関する協定書				
開始年度	平成 30 年度				
事業内容	台湾・高雄で開催される「2018 高雄市旅行公会冬季国際旅展」に出展し、台湾現地プロモーションの実施及び現地旅行会社へセールスコール・商談会の実施。				
目的・期待される効果	本市の観光 PR.現地での情報発信強化を行い、台湾での露出を増やし、知名度向上を図るとともに、令和 2 年度の本番 DC に向け台湾現地で春の観光コンテンツの PR を実施し誘客促進に繋げる。				
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
当初予算額	千円	千円	1,050 千円	千円	
決算額	千円	千円	987 千円		
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（協定書 ）				
算定方法の法令・要綱等	協定書のブース出展関係経費、渡航費に準ずる				
金額の構成等	<input type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input checked="" type="checkbox"/> 県・市				
財源の内訳割合	国	%	県	%	市
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）				
交付先団体名	公益財団法人 群馬県観光物産国際協会				

【事業の概要】

台湾・高雄で開催された「2018 高雄市旅行公会冬季国際旅展」にブースを出展し、台湾現地プロモーションの実施及び現地旅行会社へセールスコール・商談会を実施するために支出した負担金である。4 日間で来場者は 20 万人を超える展示会であり、平成 28 年度にも同様に現地の展示会に参加していたが、平成 30 年度は令和 2 年度に開催される大型の観光キャンペーンである「群馬デスティネーションキャンペーン」を控え、初のブース出展を行った。群馬県との共同ブースであり、ブース出展費も県と按分して支出した。

平成 30 年 11 月 28 日～12 月 4 日の間に出店し、前橋市から 2 名の職員が担当し、ブース出展費用と渡航費を合わせ、決算額は 987 千円となった。

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(94) 一般社団法人群馬県農業会議会費負担金（農業委員会事務局）

【負担金等の概要】

担当部課	農業委員会事務局			
負担金等の名称	一般社団法人群馬県農業会議会費			
根拠（法令名・要綱名等）	一般社団法人群馬県農業会議定款			
開始年度	昭和 26 年度（平成 28 年度より一般社団法人へ変更）			
事業内容	① 農業委員会ネットワーク業務 ② 農業委員会が農地等の利用の最適化の推進に必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、農地等利用最適化推進政策の改善についての具体的な意見を提出する業務			
目的・期待される効果	上記事業内容に同じ			
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
当初予算額	1,649 千円	1,661 千円	1,661 千円	1,661 千円
決算額	1,649 千円	1,661 千円	1,661 千円	
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（群馬県農業会議の総会の承認による ）			
算定方法の法令・要綱等	なし（※必要額を県内市町村で「農家戸数」「耕地面積」によって按分し、「平等割」を加えた額）			
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市			
財源の内訳割合	国	%	県	%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）			
交付先団体名	一般社団法人群馬県農業会議			

【事業の概要】

一般社団法人群馬県農業会議は、前橋市農業委員会において、農業委員及び農地利用最適化推進委員、職員の業務を行う上での知識・資質の向上、農地・農業者に関する相談、農業委員会の指針等の作成に

あたり必要な法人であり、毎期会費として交付金を支出している。

当会費は農業委員会が設置されている市町村が対象であり、群馬県では全市町村が負担金を支出している。負担金は、平等割の他、農家戸数、耕地面積を基に算定される。前橋市の負担額は以下の通り算定されている。

(単位：千円)

	平等割	農家戸数	農家戸数割	面積	耕地面積割	納入額
前橋市	38	6,694 戸	917	636,914a	705	1,661
総計	1,330	50,084 戸	6,865	4,520,999a	5,008	13,203

定期的に行われる意見交換会や情報交換会、会議、研修会などに職員が無料で参加できる。また、相談窓口としても利用されている。なお、平成 30 年度に行われた主な研修・講習会等の実績は下記のとおり。

(1) 意見交換・情報提供等

- ・平成 30 年 5 月 2 日：群馬県及び農業公社を交えた情報交換会
- ・平成 30 年 7 月 23 日：農業委員会ブロック別意見交換会

(2) 委員、職員等の会議・研修会

- ・平成 30 年 6 月 1 日：農業委員会事務局長等会議、研修会
- ・平成 30 年 6 月 21 日から 22 日：農業委員会業務職員基礎研修会
- ・平成 30 年 8 月 20 日：農地情報公開システム研修会
- ・平成 30 年 9 月 19 日：農業委員会全体研修会
- ・平成 30 年 11 月 19 日：第 1 回女性農業委員・女性農地利用最適化推進委員研修会
- ・平成 30 年 12 月 19 日：農地情報公開システム操作研修会
- ・平成 31 年 1 月 9 日から 10 日：女性農業委員登用促進委員会
- ・平成 31 年 1 月 23 日：農業委員会活動推進研修会
- ・平成 31 年 3 月 6 日：第 15 回女性農業委員会活動推進シンポジウム
- ・平成 31 年 3 月 27 日：農業委員会会長事務局長等会議、研修会

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(95) 農業委員会先進地視察参加負担金（農業委員会事務局）

【負担金等の概要】

担当部課	農業委員会事務局
負担金等の名称	農業委員会先進地視察参加負担金
根拠（法令名・要綱名等）	なし

開始年度	平成 25 年度					
事業内容	視察先担当職員による説明及び施設見学					
目的・期待される効果	広い視点から農業振興を図れるように先進的な取組みを視察し、今後の農業委員会の活動への見識を高める。					
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
当初予算額	1,380 千円	千円	2,310 千円	千円		
決算額	930 千円	千円	990 千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input checked="" type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価：30,000 円/人 ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）					
算定方法の法令・要綱等	なし					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	前橋市農業委員会					

【事業の概要】

先進的な農業の取り組みを視察することで農業委員会の見識を高め、前橋市の農業の更なる発展を図るべく、農業委員及び農地利用最適化推進委員を対象に実施する視察研修であり、参加者 1 人あたり 30,000 円を前橋市が負担するもの。農業委員等の任期たる 3 年以内に一度、前橋市が負担金を支出している。なお、平成 30 年度からは開催自体が 3 年に 1 度となった。

前橋市農業委員会にて、先進的な農業地域を視察先として選定し、2泊3日前後で視察している。直近3期の前橋市が負担金を支出した視察先、及び参加者の推移は下記のとおり。

	平成 25 年度	平成 28 年度	平成 30 年度
視察地	<ul style="list-style-type: none"> ・いどり事業（徳島県勝浦町） ・ゆずの加工工場（高知県馬路村） ・山下うどん（香川善通寺） 	<ul style="list-style-type: none"> ・JA 中礼内村枝豆事業部会（北海道河西郡中礼内村） ・神内ファーム（北海道樺戸郡浦白町） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地美恵の郷みまさか（岡山県美作市獣肉処理施設） ・東洋オーリーブ株式会社（香川県小豆郡小豆島町）
視察参加対象者(人)			
・農業委員	46	46	77
・農地利用最適化推進委員※			
内参加者（人）	34	31	33

参加率	74%	67%	43%
-----	-----	-----	-----

※農地利用最適化推進委員は平成 30 年度より参加対象

【監査結果及び意見】

【事業参加率低下への対応について（意見）】

（現状及び問題点）

視察における参加者の推移は、上記のとおり年々低下しており、平成 30 年度の参加率は 43%と半数以上が不参加となっている。前橋市の農業の更なる発展を図るためには、農地等の利用の最適化を推進するという使命をもつ農業委員会の見識を高めることが重要であり、先進的な農業地域を視察するというこの事業が一助になると思われるが、半数以上が不参加であるという状況では、事業の目的を十分に達成できないと考える。

（改善案）

参加者が減少している主たる理由として、参加者は農業を営んでおり、3 日間という日程の確保が難しいためとの説明を受けた。視察の日程を工夫する等の対応や、それでも参加できなかった農業委員や農地利用最適化推進委員に対し視察で得た知識の共有方法を検討する等、の対応が望まれる。

【負担金の算定方法について（意見）】

（現状及び問題点）

参加者 1 人あたり 30,000 円を前橋市が負担しているが、明確な算定根拠は不明である。担当課によれば、平成 25 年度の視察経費相当額の約半額を負担しているとの説明を受けたが、なぜ半額を負担することにしたのか経緯は不明であり、また毎回視察地が変わり視察経費も変動すると考えられるのにもかかわらず、平成 25 年度の旅費相当額を依然として負担し続けることは、合理的ではない。

（改善案）

前橋市の負担割合について農業委員会と協議を行い、合理的な算定方法に変更するとともに、その経緯を文書として保管しておくことが望ましい。

(96) 移動音楽教室市町村負担金（学校教育課）

【負担金等の概要】

担当部課	教育委員会事務局学校教育課			
負担金等の名称	移動音楽教室市町村負担金			
根拠（法令名・要綱名等）	平成 30 年度移動音楽教室実施要項（市）			
開始年度	不明			
事業内容	小学校 4 年生、中学校 1 年生が、群馬交響楽団の演奏を鑑賞する。			
目的・期待される効果	児童生徒が演奏会場で群馬交響楽団等の演奏を鑑賞する機会を設け音楽教育の充実を図る。			
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度

当初予算額	4,305 千円	3,899 千円	3,815 千円	4,376 千円		
決算額	4,309 千円	3,785 千円	3,740 千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（別途通知単価に鑑賞児童生徒数を乗じて算定）					
算定方法の法令・要綱等	平成 26 年 1 月 27 日付け群響第 36 号 消費税増税に伴う移動音楽教室「児童・生徒負担金」の改定について					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	公益財団法人 群馬交響楽団					

【事業の概要】

移動音楽教室は、音楽経験を豊かにするとともに、その音楽性を高めることを目的として群馬県内の小中学生・高校生が、公益財団法人群馬交響楽団の演奏を鑑賞する事業である。前橋市においては、原則として小学校 4 年生、中学校 1 年生が移動音楽教室に参加しており、当該移動音楽教室鑑賞料金の一部を市が負担している。

平成 30 年度の実施内容は以下の通りである。

日時	平成 30 年 5 月 14 日、5 月 28 日、5 月 30 日、5 月 31 日 午前の部 10:30-11:30 午後の部 14:00-15:00
場所	昌賢学園まえばしホール
参加学年	小学 4 年生（附属小は 6 年生）、中学校 1 年生（附属中は 2 年生）
鑑賞料	<ul style="list-style-type: none"> ・鑑賞料は児童一人 1,810 円、生徒一人 1,860 円とする。 ・上記金額のうち、児童一人 410 円、生徒一人 460 円を個人負担、700 円を市費負担、700 円を県費負担とする

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(98) 教職員研修にかかわる業務の委託（研修負担金）（総合教育プラザ）

【負担金等の概要】

担当部課	総合教育プラザ					
負担金等の名称	教職員研修にかかわる業務の委託（研修負担金）					
根拠（法令名・要綱名等）	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 59 条					
開始年度	平成 21 年度					
事業内容	教職員を対象とする研修の県への一部負担					
目的・期待される効果	教職員に関する研修を実施するにあたり、経費及び研修効果等を勘案し、群馬県にその一部を負担してもらうことにより、本市の教職員により効果的な研修を受講させることを目的として、群馬県と協定を締結している。					
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
当初予算額	2,488 千円	2,000 千円	1,875 千円	2,579 千円		
決算額	1,428 千円	1,026 千円	843 千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（県総合教育センターの全研修講座の事業費等をのべ受講者数で除して算出した研修 1 人 1 日あたりの経費に前橋市からの受講者数を乗じて算出）					
算定方法の法令・要綱等	群馬県との協定書					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	群馬県					

【事業の概要】

公立学校の教職員の給与は当該学校を設置する地方公共団体が負担するのが原則であるが、市（指定都市を除く）町村立小・中学校等の教職員の給与については、都道府県が負担することとされており（市町村立学校職員給与負担法第 1 条）、この仕組みを県費負担教職員制度という。県費負担教職員制度では、教職員の研修はその任命権者である都道府県が行うこととされているが（地方公務員法第 39 条第 2 項）、中核市においては例外的に、中核市の教育委員会が行うこととされており（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 59 条）、前橋市においても平成 21 年 4 月 1 日に中核市に移行したことに伴い、

平成 21 年度より前橋市が教職員の研修を実施している。

現在、前橋市では小中学校教諭の研修を中心に教職員研修を行い、小中学校教諭の研修の一部及び、幼稚園教諭、高校教諭、養護教諭、栄養教諭等の研修に関しては、経費及び研修効果等を勘案し、協定書に基づき群馬県に委託しており、研修負担金を前橋市が負担している。

【監査結果及び意見】

【委託している教職員研修の効果測定について（意見）】

（現状及び問題点）

前橋市において直接実施している小中学校教諭の研修については、アンケートやヒアリング等により効果測定を実施し、教職員の要望等を研修内容に反映しているが、群馬県に委託している小中学校教諭の研修の一部及び、幼稚園教諭、高校教諭、養護教諭、栄養教諭等の研修については、これらの効果測定を行っていない。

（改善案）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 59 条において、中核市の教職員の研修は中核市の教育委員会が行うこととされている趣旨に鑑みると、群馬県に委託している一部の研修についても、教職員等にアンケート等を実施するなど一定の効果測定を行い、教職員の要望等を研修内容に反映するよう群馬県と協議することにより、前橋市が教職員研修により主体的に関わることが望ましい。

(99) 消防団員退職報償金支給事務負担金（消防局）

【負担金等の概要】

担当部課	消防局総務課			
負担金等の名称	消防団員退職報償金支給事務負担金			
根拠（法令名・要綱名等）	消防組織法第 25 条			
開始年度	不明			
事業内容	消防団活動に 5 年以上勤務して退職した者に退職金を支給			
目的・期待される効果	法令に基づき退職金支給事務費を負担			
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
当初予算額	25,344 千円	25,344 千円	25,344 千円	25,344 千円
決算額	25,344 千円	25,344 千円	25,344 千円	
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input checked="" type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助 （単価：19,200 円 数量：条例定数 1,320 人 ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）			
算定方法の法令・要綱等	群馬県市町村総合事務組合関係例規			
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市			

財源の内訳割合	国	%	県	%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ □有 ■無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	群馬県市町村総合事務組合					

【事業の概要】

消防組織法第 25 条では「消防団員で非常勤のものが退職した場合には、市町村は、条例で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給しなければならない。」と規定されている。これを受けて消防団員が退職した場合には、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給すること及び退職報償金の額及び支給方法については、群馬県市町村総合事務組合の条例によることが法定されている（前橋市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第 16 条第 1 項及び第 2 項）。

群馬県市町村総合事務組合は、市町村等の財政の安定や効率的・合理的な運営のために事務の共同処理を行う組織であり、消防組織法第 25 条の規定による非常勤消防団員に係る退職報償金の支給事務についても群馬県市町村総合事務組合において共同処理することとされている（群馬県市町村総合事務組合同規約第 3 条及び別表第 2）。

群馬県市町村総合事務組合負担金条例では、非常勤消防団員の退職報償金の支給事務に係る各年度の負担金は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令に基づく消防団員等公務災害補償等共済基金掛金の額とすると規定されていることから（群馬県市町村総合事務組合負担金条例第 4 条第 2 項）、前橋市では消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令に基づき算出された金額を消防団員退職報償金支給に係る事務負担金（退職報奨金の支給に係る掛金）として群馬県市町村総合事務組合に支出している（消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令第 4 条第 3 項）。

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(100) 消火栓整備事業負担金（消防局）

【負担金等の概要】

担当部課	消防局警防課
負担金等の名称	消火栓整備事業負担金
根拠（法令名・要綱名等）	水道法第 24 条
開始年度	不明
事業内容	消火栓の整備及び維持管理
目的・期待される効果	消防活動に必要な水利の確保のため消火栓を整備し、市民の生命、身体及び財産を火災から保護する。

栓の設置及び管理に要する費用等につき、「当該水道事業者との協議により、相当額の補償をしなければならぬ。」と規定されている。

現状、前橋市は前橋市水道局の請求に基づく消火栓設置工事等に要した費用を原則として全額負担している。当該根拠について市の担当者に質問したところ、市水道局との事前の取り決め等はないとの説明を受けた。

(改善案)

実質的には、「消火栓設置等の工事費用＝水道法で規定されている補償相当額」との解釈により工事費用を負担しているとのことであるが、負担金の算定根拠には客観性や明確性が要求されること、及び水道法第 24 条第 2 項において「水道事業者との協議により」と規定されていることから、「相当額の補償」について、市は市水道局と協議を行い、消火栓の設置及び管理費用等に関する協定書等を締結することが望ましいと考える。

(101) 消防団運営交付金 (消防局)

【負担金等の概要】

担当部課	消防局総務課					
負担金等の名称	消防団運営交付金					
根拠 (法令名・要綱名等)	<ul style="list-style-type: none"> ・前橋市消防団運営交付金の取扱いに関する要領 ・大胡地区、宮城地区、粕川地区及び富士見地区女性消防隊運営交付金の取扱いに関する要領 					
開始年度	平成 22 年度					
事業内容	消防団及び女性消防隊活動の遂行に必要となる経費に支出する。					
目的・期待される効果	消防団員及び女性消防隊の活動補助すること。隊員の金銭的負担の軽減を図ること。					
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
当初予算額	21,350 千円	21,350 千円	21,350 千円	20,850 千円		
決算額	21,350 千円	21,350 千円	21,350 千円	千円		
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助 (補助率:) <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助 (単価: 数量:) <input type="checkbox"/> 定額補助 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (前橋市消防団運営交付金の取扱いに関する要領第 4 条 (別表 1) のとおり)					
算定方法の法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・前橋市消防団運営交付金の取扱いに関する要領 ・大胡地区、宮城地区、粕川地区及び富士見地区女性消防隊運営交付金の取扱いに関する要領 					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	100%

基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ □有 ■無 有の場合、その内容（ ）
交付先団体名	前橋市消防団、女性消防隊（大胡地区、宮城地区、粕川地区及び富士見地区）

【事業の概要】

消防団は、消防組織法第9条に基づき、各市町村に設置される消防機関であり、地域における消防防災のリーダーとして、災害現場での消火をはじめ、風水害や地震等の災害発生時の救助・救出、避難誘導など、地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っている。なお、消防団員が災害活動など消防団活動を行っているときは、地方公務員法に定める特別職（非常勤）の地方公務員となる。前橋市消防団は、平成30年度現在、1団、6个方面団、20個分団、59個部、条例定数1,320人で組織されている。また、女性消防隊は、前橋市消防団第5方面団第16分団（大胡地区）、第17分団（宮城地区）、第18分団（粕川地区）は分団長のもとに、第6方面団（富士見地区）は方面団長のもとに設置される防火団体である。なお、平成30年度をもって粕川地区女性消防隊が廃止されたことにより、令和元年度においては3地区（大胡地区・宮城地区・富士見地区）で組織されている。

消防団運営交付金は、火災等の災害から市民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を目的とする前橋市消防団の運営経費並びに、車両、詰所及び器具置場維持管理経費を交付することにより、消防団活動の事業運営を円滑に推進することを目的としており、平成30年度の交付金額は18,850千円である。また、女性消防隊交付金は消防団員とともに防火・防火思想の普及啓発を図るための必要な運営経費として交付しており、平成30年度の交付金額は2,500千円である。

「前橋市消防団運営交付金の取扱いに関する要領」及び「女性消防隊運営交付金の取扱いに関する要領」によれば、前橋市消防団及び女性消防隊に対して交付する交付金の種別と対象経費は次の通りである。

交付金の種別と対象となる経費	
交付金の種別	対象経費
団員運営費	団本部、方面団、分団及び部の運営に必要となる次の経費 1 団本部、方面団、分団及び部で行う会議等のための経費（資料作成費、事務用品等購入費、飲食代等） 2 火災予防普及啓発活動等に必要な物品の購入費 3 市長の要請に基づき、団長が命令した行方不明者の搜索活動等に従事するために必要な物品の購入費 4 消防ポンプ操作大会の開催等のための経費（方面団別大会等の開催のために必要な物品の購入費） 5 前橋市消防団互助会の会費負担 6 その他交付金の執行責任者が認めたもの
団本部運営費	消防団長、副団長、方面団長及び正副分団長それぞれの公務遂行に必要な次の経費

方面団運営費	1 団本部事業として行う意見交換会等の会費（歓送迎会、担当者意見交換会、職団員意見交換会、新年互例会等）
分団運営費	2 消防団員及びその家族並びに関係者等の慶弔に要する費用 3 その他交付金の執行責任者が認めたもの
車両維持管理費	消防団車両の維持管理に係る消耗品の購入、その他車両の維持管理のための費用（車両の維持管理・点検時の飲食代等を含む。）
詰所維持管理費	車庫詰所の簡易な修繕、備品、消耗品の購入、その他車庫詰所の維持管理のための費用（車庫詰所の点検時の飲食代等含む。）
器具置場維持管理費	器具置場の簡易な修繕、備品・消耗品の購入、その他器具置場の維持管理のための費用（器具置場の点検時の飲食代等含む。）
女性消防隊運営交付金	各地区女性消防隊の活動に必要となる次の経費 1 会議、研修費等の開催に伴う資料作成費、事務用品等購入費、飲食代等の経費 2 消防関係事業参加のための経費 3 隊員及びその家族並びに関係者の慶弔に要する経費 4 制服等の購入及び管理に係る経費 5 その他分団長又は方面団長が必要と認める経費

【監査結果及び意見】

【消防団交付金の使途について（監査結果）】

（現状及び問題点）

上記の通り消防団交付金については、「運営費」と「維持管理費」に大別されることから、各消防団では、運営費及び維持管理費それぞれについて、収入支出報告書及び経理簿を作成している。消防団各部が提出した収入支出報告書及び経理簿を確認したところ、消防団第 16 分団 2 部運営経理簿において、平成 30 年 12 月 28 日において、歳末夜警弁当代 10 個 5,500 円の支出がなされていた。警戒出勤に関しては、出勤手当（費用弁償）の対象であるため、原則として、運営費から支出すべきでない。また、消防団第 1 分団 1 部において、平成 30 年 6 月 23 日に第 1 方面団意見交換会（会費負担金）10,000 円が、「維持管理費」から支出されていたが、「前橋市消防団運営交付金の取扱いに関する要領」によれば、当該会費負担金は「運営費」から支出すべきであり、費用の支出目的が相違している。

（改善案）

以上の項目については、平成 28 年度に前橋市監査委員により実施された消防団運営交付金監査においても、同様の指摘がなされており、市は交付金先の消防団に対して交付金を対象経費以外に交付することのないように指導を徹底すべきである。具体的には、現在使用しているチェックリストの活用を徹底し、収支報告書等への添付を義務付けるべきである。

【収入支出報告書と経理簿の前年度繰越金額の不一致について（監査結果）】

（現状及び問題点）

消防団各部が提出した収入支出報告書及び経理簿を確認したところ、消防団第8分団1部において、収入支出報告書の前年度繰越金額が76,438円であるにもかかわらず、経理簿の前年度繰越金額が70,438円となっており、両者の金額が異なっていた。経理簿は交付金に係る金銭の出納を記録したものであり、収入支出報告書の添付資料であることから、両者の前期繰越金額は一致すべきである。

(改善案)

市は収入支出報告書と経理簿の前期繰越金額を確認し、一致していない場合には、各部に対して修正を依頼し、繰越残高の一致した収入支出報告書を提出するよう指導すべきである。

【市の交付金支給日と経理簿の交付金入金日の不一致について（監査結果）】

(現状及び問題点)

消防団各部が提出した経理簿を確認したところ、第19分団1部において、市の交付金支給日が平成30年4月16日であるにも関わらず、運営費及び維持管理費の経理簿の交付金収入日が平成30年6月11日となっており、結果として、経理簿上、収支残高が一定期間マイナスとなっていた。交付金の支給手続は、市から消防団長に交付された後、即日現金にて各分団長に交付される。そして、各分団長から各部に交付されることとなっている。第19分団においては3部においても運営費及び維持管理費の経理簿の交付金収入日が平成30年6月11日となっていることから、分団長から各部への交付が遅延した可能性がある。

(改善案)

消防団各部における費用支出は各年度に支給される運営交付金内で対応すべきあるため、交付金の支給日と消防団各部の経理簿の収入日に相違がある場合、市は、当該原因を調査した上で、各方面団に支給された交付金が、各部に迅速に配分されるように指導を徹底すべきである。

【消防団員から受領印を入手していないことについて（意見）】

(現状及び問題点)

会議、車庫詰所・車両の点検等の際に、参加団員に弁当の支給が認められているが、都合により弁当を用意できない場合は、参加者に対し交付金の月額範囲内で1人あたり千円を上限として交付できるものとされ、この場合には各参加者から受領印を徴収することと規定されている。経理簿と一緒に保存されている領収書添付書類を確認したところ、受領印を徴収していない部が複数あったが、いずれも受領者の署名はなされていた。

(改善案)

市は消防団各部に対し、「前橋市消防団運営交付金の取扱いに関する要領」に従い、現金を受領した団員から受領印の徴収を徹底するように指導するか、実態に応じて「各参加者から署名又は受領印を徴収する」等規定の変更をすることが望ましい。

【団員運営費の算出基礎について（意見）】

(現状及び問題点)

運営交付金の内、「団員運営費」については、団員1人あたり年間6,000円に消防団員の「条例定数」を乗じた金額を消防団に支給している。「前橋市消防団運営交付金の取扱いに関する要領」第4条 運営

交付金の算出金額では、「運営交付金の配分基礎額及び配分方法は、別表第1のとおりとする。」と規定されている。別表第1は下記の通りである。

別表第1（第4条関係） 運営交付金の配分基礎額及び配分方法		
費用	基礎額	配分
団員運営費	年間 6,000 円/人	団員数に応じ交付
団本部運営費	年間 120,000 円/人	団長及び副団長（方面団長を除く）に交付
方面団運営費	年間 14,000 円/部	方面団の部数に応じ交付
分団運営費	年間 30,000 円/部	分団の部数に応じ交付
車両維持管理費	年間 36,000 円/台	車両台数に応じ交付
詰所維持管理費	年間 84,000 円/箇所	分団の車庫詰所数に応じ交付
器具置場維持管理費	年間 18,000 円/箇所	分団の器具置場数に応じ交付

以上の通り、「前橋市消防団運営交付金の取扱いに関する要領」には「団員数に応じて交付する」と記載されているのみであり、団員1人あたり年間6,000円に消防団員の「条例定数」を乗じて交付するのか、消防団員の「実員数」を乗じて交付するのかが明記されていない。市の担当者に確認したところ、過年度より継続して「条例定数」に基づき交付しているとのことであるが、「条例定数」を用いる根拠の提示はなかった。

（改善案）

交付金算定根拠は客観的であるべきであり、規定について解釈の余地が生じるのは望ましくないため、市は「前橋市消防団運営交付金の取扱いに関する要領」を見直し、算定根拠を明確に定めるべきである。

ところで、平成28年度から平成30年度までの各年度開始時点（4月1日）の消防団員の実員数は平成28年度1,157人、平成29年度1,142人、平成30年度1,140人で減少傾向にある。一方、いずれの年度においても条例定数は1,320人であることから、各年度において同額の団員運営費が支給されている。市は適正な交付金の運用や消防団各部の実態に合った配分基礎額の算定を行うため、団員運営費の算出基礎について、消防団員の「条例定数」ではなく、「実員数」によることを検討することが望ましい。

【女性消防隊交付金収入支出報告書の記載不備等について（監査結果）】

（現状及び問題点）

女性消防隊においては、分団長が交付金に係る金銭の出納を記録した「女性消防隊交付金整理簿（金銭出納経理簿）」及び「収入支出報告書」を作成し、方面団長及び前橋市消防局総務課企画係員の承認を得ている。各女性消防隊において作成された収入支出報告書を確認したところ、「年度欄」、「地区名欄」、方面団長及び前橋市消防局総務課企画係による収支報告書等の「承認日欄」の記載がなかった。

- ・富士見地区女性消防隊 「年度欄」「地区名欄」「承認日欄」全て記載なし
- ・大胡地区女性消防隊 「年度欄」及び「地区名欄」記載なし
- ・粕川地区女性消防隊 「承認日欄」記載なし

また、宮城地区女性消防隊交付金整理簿（金銭出納経理簿）を確認したところ、摘要欄に記載してある支出内容は平成 31 年 3 月 29 日制服クリーニング代 19,353 円となっているものの、添付されている領収書には消防隊役員慰労会（食事代）19,353 円として、飲食店領収書が添付されているものがあつた。

（改善案）

収入支出報告書において、「年度」、「地区名」、「承認日」は必ず記載すべき項目であるから、収入支出報告書の記載に不備がある場合には、交付先団体に修正を依頼し、修正を確認した上で、市として承認すべきである。

また、女性消防隊交付金整理簿の摘要記載内容と証拠書類となる領収書の整合性を確認し、内容が整合していない場合には、交付先団体に修正を依頼し、修正を確認した上で、収入支出報告書等を承認すべきである。

【女性消防隊の交付金使途及び交付金額について（意見）】

（現状及び問題点）

宮城地区女性消防隊の平成 30 年度の収支金額は、前年繰越額 744,724 円、運営交付金 540,008 円、支出額 623,930 円、翌年度繰越額 660,802 円であり、平成 30 年度の運営交付金を超える多額の翌期繰越金額がある。また、平成 30 年度の支出金額の内、研修旅費関連の支出が 356,938 円と約 57%を占めているが、当該研修旅行の目的、研修場所、工程表、参加人数、研修成果等を記載した資料の添付がないため、女性消防隊の活動に真に必要なかどうか判断することができず、公益性のある支出がなされているのか疑問である。

（改善案）

交付金は公金であり、その原資は市民の税金である以上、その使途については十分な説明責任が果たされるべきである。市は女性消防隊が研修旅行等を実施する場合には、研修旅行の目的、研修場所、工程表、参加人数、研修成果等を記載した研修報告書を作成するよう指導し、当該報告書の内容を公益性、経済性、有効性の点から精査した上で、収入支出報告書等を承認すべきである。

また、「女性消防隊運営交付金の取り扱いに関する要領」によれば、女性消防隊運営交付金の算出基礎は隊員一人当たり年間 10,000 円と規定されているが、市は女性消防隊運営交付金女性消防隊の活動実態や交付金繰越残高を考慮した上で、女性消防隊の活動に真に必要な経費を負担する交付金額となるように、女性消防隊運営交付金の取り扱いに関する要領及び交付金算出基礎を定期的に見直すことが望ましい。

（102） 消防学校入校負担金（消防局）

【負担金等の概要】

担当部課	消防局総務課
負担金等の名称	消防学校入校負担金
根拠（法令名・要綱名等）	消防組織法第 52 条第 1 項

事業内容	公務上の災害を受けた消防団員又はその遺族に対し、その災害によって生じた損害を補償する。					
目的・期待される効果	法令に基づくもの					
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
当初予算額	3,714 千円	3,714 千円	3,685 千円	3,685 千円		
決算額	3,685 千円	3,685 千円	3,685 千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input checked="" type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助 （単価：1,900 円 数量：条例定数 1,320 人） （単価： 2 円 数量： 人口 336,154 人） （単価： 1.5 円 数量： 人口 336,154 人） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）					
算定方法の法令・要綱等	群馬県市町村総合事務組合関係例規					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	群馬県市町村総合事務組合					

【事業の概要】

消防組織法第 24 条第 1 項では、「消防団員で非常勤のものが公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。」と規定されている。これを受けて前橋市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第 15 条第 1 項では、「団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、その団員又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し損害を補償する。」と規定し、同条第 2 項では、「公務災害補償の額及び支給方法については、群馬県市町村総合事務組合の条例による。」と規定している。

群馬県市町村総合事務組合は、市町村等の財政の安定や効率的・合理的な運営のために事務の共同処理を行う組織であり、消防組織法第 24 条第 1 項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償事務についても群馬県市町村総合事務組合において共同処理することとされている（群馬県市町村総合事務組合規約第 3 条及び別表第 2）。

群馬県市町村総合事務組合負担金条例第 4 条第 1 項では、非常勤消防団員等公務災害補償事務に係る各年度の負担金は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令に基づく消防団員等公務災害補償等共済基金掛金の額とすると規定されていることから、前橋市では消防団員等公務災害補償等

責任共済等に関する法律施行令第4条第1項に基づき算出された金額を消防団員等公務災害補償に係る事務負担金（損害補償掛金）として群馬県市町村総合事務組合に支出している。

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(104) 消防団員福祉共済金（消防局）

【負担金等の概要】

担当部課	消防局総務課					
負担金等の名称	消防団員福祉共済金					
根拠（法令名・要綱名等）	日本消防協会消防団員等福祉共済事務取扱要領					
開始年度	不明					
事業内容	地域の安全安心を担っている消防団員等が安心して消防防災活動を行うことができるようにするための共済					
目的・期待される効果	加入者が死亡した場合や事故等により負傷し、若しくは疾病により障害の状態に該当した場合等に補償を行い、さらに死亡又は事故等が公務による場合は高額の手慰金の給付など遺族や本人に対し充実した補償を行うこと。					
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
当初予算額	3,600 千円	3,600 千円	3,600 千円	3,600 千円		
決算額	3,473 千円	3,427 千円	3,420 千円	千円		
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input checked="" type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価：3,000 円 数量：消防団員の実員数） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）					
算定方法の法令・要綱等	消防団員等福祉共済事業方法書第 11 条、消防団員等福祉共済契約約款第 16 条					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	公益財団法人日本消防協会					

し、病院までの搬送中に緊急事態が起こったときに、医師の指示の下で救急救命の処置を行うことであり、救急現場において欠かせない存在である。

救急救命士になるためには、救急救命士国家試験に合格する必要があるが、一定の受験資格があり、救急救命士法第 34 条に規定されている。前橋市では、職員が救急救命士法第 34 条第 4 号の規定に基づく救急救命士試験の受験資格を得るために必要な研修費用等を負担している。

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(106) 城南分署移転新築事業に伴う舗装復旧工事の負担金（消防局）

【負担金等の概要】

担当部課	消防局総務課					
負担金等の名称	城南分署移転新築事業に伴う舗装復旧工事の負担金					
根拠（法令名・要綱名等）	水道法第 24 条					
開始年度	平成 30 年度のみ実施					
事業内容	舗装復旧工事					
目的・期待される効果	仮舗装部分を本舗装へ復旧させるため					
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
当初予算額	千円	千円	2,500 千円	千円		
決算額	千円	千円	1,382 千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（ 工事設計書 ）					
算定方法の法令・要綱等						
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	前橋市公営企業管理者					

【事業の概要】

城南分署移転新築事業に伴い発生した舗装復旧工事（仮舗装部分を本舗装へ復旧させる工事）の負担金である。消火栓設置に関連する工事であるため、水道法第 24 条の規定により前橋市水道局に工事を依頼し、要した費用を前橋市が負担金として支出している。

【監査結果及び意見】

【起案書の修正方法について（意見）】

（現状及び問題点）

負担金の支出の可否を諮る起案書「城南分署移転新築事業に伴う舗装復旧工事に係る工事負担金の支出について（伺）」を閲覧したところ、起案部課押印欄において、押印を一度修正テープで削除した上に、新たに別の押印がなされていた。

（改善案）

起案書等の修正にあたり、改竄等を防止する観点から安易に修正テープを使用すべきでない。押印が不鮮明になったり日付を誤ったりした場合は、印の角度を変えて重ねて押印することで消印し、正しい印を消印したものと重ならないように押印する、等の方法で修正することが望ましい。

(107) 城南分署移転新築事業に伴う消火栓設置工事の負担金（消防局）

【負担金等の概要】

担当部課	消防局総務課					
負担金等の名称	城南分署移転新築事業に伴う消火栓設置工事の負担金					
根拠（法令名・要綱名等）	水道法第24条					
開始年度	平成30年度のみ実施					
事業内容	消火栓設置工事					
目的・期待される効果	城南分署庁舎内に消火栓を設置するため					
負担金等の金額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
当初予算額	千円	千円	2,500千円	千円		
決算額	千円	千円	1,263千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（ 工事設計書 ）					
算定方法の法令・要綱等						
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	前橋市公営企業管理者					

【事業の概要】

城南分署移転新築に伴い城南分署庁舎内に消火栓を設置するための工事負担金である。水道法第 24 条の規定により、前橋市水道局に工事を依頼し、要した費用を前橋市が負担金として支出している。

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(108) 指導救命士養成研修負担金（消防局）

【負担金等の概要】

担当部課	消防局警防課					
負担金等の名称	指導救命士養成研修負担金					
根拠（法令名・要綱名等）	平成 26 年 5 月 23 日付け消防救第 103 号通知「救急業務に携わる職員の生涯教育のあり方について」					
開始年度	平成 26 年度					
事業内容	指導救命士養成研修					
目的・期待される効果	救急現場という病院内と異なった環境で行う現場活動に関する教育を経験豊富な救急救命士（指導救命士）が行うことで救急業務の質の向上等を図ることとされており、前橋市において、指導救命士を計画的に養成し、市民の救命率向上と後遺症軽減を図ることを目的としている。					
負担金等の金額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
当初予算額	千円	648 千円	648 千円	324 千円		
決算額	千円	648 千円	648 千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（一般財団法人救急振興財団が定める所定金額）					
算定方法の法令・要綱等	平成 30 年 2 月 5 日付け救九総第 45 号通知「平成 30 年度指導救命士養成研修に係る諸経費の納入について」					
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	一般財団法人救急振興財団					

【事業の概要】

救急救命士の指導的な立場となる指導救命士には、メディカルコントロール体制の中で、医師と連携して救急業務を指導する者として、救急救命士をはじめ所属職員への教育・指導役や、消防本部とメディカルコントロール協議会とのつなぎ役としての役割が期待されている（平成26年5月23日付け消防救第103号消防庁救急企画室長通知「救急業務に携わる職員の生涯教育のあり方について」より）。当該通知に基づき、前橋市では、救急隊員等に対する専門的知識及び技術の向上に向けた教育訓練内容の一層の充実を図り、市民の救命率向上と後遺症軽減を図ること目的として、一定の経験を積んだ救急救命士に指導救命士養成研修を受講させ、指導救命士の資格を取得させている。

前橋市における指導救命士の主な業務は次の通りである。

- 救急隊員、救急救命士への研修、指導、評価
実際の救急現場にて指導救命士が同乗して、現場活動の評価、指導を実施し、現場で活躍できる救急救命士を育成する。
- 教育担当者への助言
前橋市消防局では、各救急隊1隊につき1名を教育担当として救急技術指導者を配置しているが、当該救急技術指導者に対して、指導救命士が事後検証等を通じて助言する。
- 事後検証の実施、フィードバック
現場の救急隊から送られてきた事後検証票をもとに、指導救命士が検証を実施し、フィードバックする。
- 救急ワークステーションでの研修、指導
前橋赤十字病院に併設された救急ワークステーションへ、平日、各救急隊から1名職員を出向させ、指導救命士が中心となって、医師の助言のもと、研修、指導を実施する。
- 通信指令員への救急に関する研修、指導
119番通報を受ける通信指令員の判断は重要であり、また、心肺停止時における市民への電話口での指導は、傷病者の予後に大きく関わるが、指導救命士から研修、指導を実施して適切に救急要請を受けられるようにする。
- メディカルコントロール協議会との連絡調整
メディカルコントロール協議会は、救急救命士等への再教育を実施する役割が位置づけられているため、指導救命士が救急救命士の再教育についてメディカルコントロール協議会と連絡調整を実施し、再教育体制を確保する。
- 事後検証委員会への参画、フィードバック等
前橋市消防局では、年間5回の症例検討会を実施しているが、その検討会でのテーマや症例を指導救命士が抽出し、医師を交え検討、フィードバックを実施する。
- 消防学校等での講師、指導等
群馬県消防学校で実施している養成研修での講師、指導を実施する。

	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、その内容（ ）
交付先団体名	群馬県消防長会

【事業の概要】

消防救助技術関東地区指導会は、救助技術の高度化に必要な基本的要素を練磨することを通じ、救助活動に不可欠な体力、精神力、技術力を養うとともに、1都9県の消防本部から選抜された救助隊員が一堂に会し、競い、学ぶことを通じ、技術水準を向上させることを目的として、年に一度開催され、各消防本部が開催に係る分担金を負担している。

第48回消防救助技術関東地区指導会は輪番により、群馬県と長野県の共同開催（令和元年7月に開催）となった。分担金の徴収方法及び各消防本部の負担金額については、群馬県消防長会議において決定され、平成30年度及び令和元年度の2か年での徴収となっている。

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(110) 無人航空機（ドローン）技能認定資格取得講習（消防局）

【負担金等の概要】

担当部課	消防局 通信指令課					
負担金等の名称	無人航空機（ドローン）技能認定資格取得講習					
根拠（法令名・要綱名等）	消防防災分野における無人航空機の活用の手引き(消防庁)					
開始年度	平成30年度					
事業内容	無人航空機（ドローン）操縦技能認定証の取得					
目的・期待される効果	航空法関係法令知識及び飛行に関する知識・技術の習得					
負担金等の金額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
当初予算額	千円	千円	573千円	千円		
決算額	千円	千円	546千円			
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助（単価： 数量： ） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（講習実施団体の見積りによる ）					
算定方法の法令・要綱等						
金額の構成等	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無					

	有の場合、その内容（ ）
交付先団体名	前橋市内の講習実施団体

【事業の概要】

無人航空機（ドローン）の持つ機動力は、現場状況の的確な把握と初動体制が最重要課題となる消防防災分野に適しているとされ、今後活用機会の増大が見込まれている。

「消防防災分野における無人航空機の活用の手引き（平成30年1月消防庁）」によれば、消防防災機関において、自らの職員等により無人航空機を飛行させようとする場合、飛行に必要な技能を有していることを確認できる手段の確保が必要であること及びその手段の一つとして技能認証等を実施する団体の講習等を受けて技能認証等を得ることが挙げられている。これに基づき、前橋市は無人航空機（ドローン）を安全で適正に運用することを目的に、対象職員に技能認証等を実施する団体の講習等を受講させ、無人航空機（ドローン）技能認定資格を取得させている。

【監査結果及び意見】

特記すべき事項はない。

(111) 群馬県消防協会前橋支部負担金（消防団員分）（消防局）

【負担金等の概要】

担当部課	消防局総務課			
負担金等の名称	群馬県消防協会前橋支部負担金（消防団員分）			
根拠（法令名・要綱名等）	群馬県消防協会前橋支部設置要綱			
開始年度	不明			
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防に関する研修を行うこと。 ・ 消防思想の普及を図ること。 ・ 公益財団法人群馬県消防協会事業への協力に関すること。 			
目的・期待される効果	公益財団法人群馬県消防協会の事業に協力するほか、消防思想の普及に努め、地域社会の安心及び安全の確保に寄与するとともに、管内消防機関の強化発展に資することを目的とする。			
負担金等の金額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
当初予算額	524千円	522千円	513千円	511千円
決算額	524千円	522千円	513千円	
金額の算定方法	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助（補助率： ） <input checked="" type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助 （単価：450円 数量：消防団員の実員数） <input type="checkbox"/> 定額補助（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）			
算定方法の法令・要綱等	群馬県消防協会前橋支部設置要綱			

金額の構成等	■市単独 □国・県・市 □国・市 □県・市					
財源の内訳割合	国	%	県	%	市	100%
基準等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか？ □有 ■無 有の場合、その内容（ ）					
交付先団体名	群馬県消防協会前橋支部					

【事業の概要】

群馬県消防協会前橋支部は公益財団法人群馬県消防協会の事業に協力するほか、消防思想の普及に努め、地域社会の安心及び安全の確保に寄与するとともに、管内消防機関の強化発展に資するという目的を達成するために、消防に関する研修及び訓練の実施や消防思想の普及活動に取り組んでいる。

【監査結果及び意見】

【会費負担金（消防団員分）が固定化していることについて（意見）】

（現状及び問題点）

前橋市は群馬県消防協会前橋支部に対して、単価 450 円に消防団の実員数を乗じた金額を会費負担金（消防団員分）として支出している。群馬県消防協会前橋支部設置要綱第 14 条第 2 項によると、会費負担金については前橋市長の承認のもとに毎年度決定すると規定されているものの、現状では過年度より単価が固定化している。

平成 28 年度から平成 30 年度までの群馬県消防協会前橋支部の歳入歳出決算書は次の通りである。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
歳入			
1.前年度繰越金額	361,286 円	134,622 円	394,165 円
2.負担金	596,000 円	594,540 円	585,810 円
内訳			
消防団員分	524,000 円	522,000 円	513,450 円
消防局分	72,000 円	72,540 円	72,360 円
3.諸収入	171,006 円	374,617 円	142,003 円
歳入合計	1,128,292 円	1,103,779 円	1,121,978 円
歳出合計	993,670 円	709,614 円	918,831 円
次年度繰越金額	134,622 円	394,165 円	203,147 円

（改善案）

上表に記載の通り各年度において歳出費の金額に差異があること、また各年度において一定の繰越残高があることから、市は各年度において群馬県消防協会前橋支部から事業計画や予算書等を入手し、交付先団体の活動実態や歳出費目等を考慮の上、経済性の点から会費負担金の単価について定期的に見直しを図ることが望ましい。

